

海賀宮門の山流

山流の文字は頗る珍奇ですが、義は猶ほ島流に同じく遷謫の刑ださうです。秋月は封境山岳を以て圍繞せられて沿海の地なく島嶼がありませんので、古來流謫の刑を受けたものは、山中に幽禁せらるゝを例としまして、山流の稱を生じました。

去年春の櫻田事變の前後より發生して紛糾を極めた内訌は、斯の如く勤王黨の志士の處分を以て局を結びましたが、此内訌を發生せしめ元兇の一人として目せられた國臣ばかりは、巧に踪跡を晦まし捕縛を免れまして、是から愈々力を勤王の事に致しました。

天草島の潜居と尊攘英斷錄

文久元年の春になつて、黒田家の盜賊方は國臣が長州竹崎の方面に潜んで居らぬことを知り、轉じて眼を肥後筑後に着け、追究愈々急を加へたので、川上彦齋の世話を受け、下天草嶋の牛深に入り、近傍の部落に寺小屋の師匠をして潜み、斯くて檢擧を免れたのだと申しますが、此間の事蹟は、月照の形見として所持してゐた紙入を多少の金を入れたまゝ盗まれて亡くしたと云ふ外別に何の傳はつた話も聞きませぬ。元來天草は豊後の日田代官の支配する幕府直轄の地で、他の諸藩の領内のやうに政令も善く行はれてをらないし、漁業を専とする邊陲の海村ですから、或は隠れ忍ぶには却て

都合が好かつたのでありませう。春より秋の半ばまでは此地方に居りまして、盜賊方の物色と折からの炎熱とを避くること數月、秋涼の動くと共に、尊攘英斷錄の一篇を携へて天草より出て参りました。

尊攘英斷錄は薩摩の藩主に建白するつもりで、松村の家に於て作り、字句の詮議などは幾分か大成の助力を受けたやうな話も残つてをれば、當時國臣の寢處した室は、粗末な三疊の間で、折々は藥研を執つて製劑の加勢をしたとも申します。併しながら尊攘英斷錄は國臣としては随分それは念の入つた手數の多い製作で、一朝一夕の間に成就したわけが無いのは勿論ですから、やはり天草に持つて参つて手を加へた歟、始より天草で稿を起したのもらしく思はれます。國臣は夙に薩摩を依頼するに足る雄藩だと信じてゐた許りでなく去年の冬一たび境を越え同志の藩政改革に力を致してをる事情をも知つたので、更に此情を深うしました。天草の牛深は最も薩摩に近接して商船漁舟の來往も絶えぬ所で、島津家の管船役も駐在してをります。それに去年の歸路は牛深を経由しました。旁々斯かる海村の潜伏は、建白書の製作に専ら力を費さしめた筈であります。

尊攘英斷錄は一に回天管見策とも申します。漢文を以て述べた七千餘言の長篇で、今こゝに全文を擧げて示すことは出來兼ねますが、その論説は多端多岐に涉つてをりますけれども、根本の趣旨は外寇の處置と王政の恢復とを主として、結局は討幕の英斷を促したもので、大意はざつと斯うであります。

外患を處するには、先づ海内を統合して民心を一に歸せねばならぬ。海内を統合して民心を一に歸せしむるは、先づ幕府の政權を收めて朝廷に復すのが急務である。今は幕府頻に舉措宜きを誤り、甚だ人望を失ふて、最も乗すべき好機會だから、薩摩のやうな兵馬金穀の力に富む雄藩にして、尊王の大義を唱へ斷じて行はゞ、以て幕府を制馭するに足る。それで密に詔命を請ひ、兵を擧げて先づ大阪城を奪ひ、こゝに鳳輦を奉じて天下の嚮背を決し、幕府猶ほ命を聽かぬけ

れば、東征して討つと云ふ意見で、その東征の方略は粟田宮法親王を推して將軍とし、鳳輦を奉じて東海道を下り、行在所を箱根山に置いて幕府に臨まねばならぬ。此時罪を謝して來り降らば、處するに寛典を以てし、下して諸侯とするが宜しい。若し猶ほ命を拒むなら、進んで兵を加ふると云ふのです。

これ固より粗枝大葉の議論ではありませんけれども、寔に正々堂々としたもので、つまり裁る者は之を培ひ傾く者は之を覆すの意で、己に倒れかゝつてをる幕府だから、此機會に乗じて討つて倒すが可いと云ふのであります。七八年の後に成就した維新中興の史實を取り、此頃の國臣の主張と對照して考ふるなら、何人でも國臣の急激な討幕論を侮つて、漫に瘦浪人の大言壯語とすることは出来ずまい。

それから國臣は王政復古後の經營施設にも説到しまして、間々面白い意見を述べてをります。保守退嬰の攘夷論でなく、進取の國是を定め、海外の經略を行ひ、威武を世界に張らねばならぬと云ふのですから、一層面白いのであります。

- 一、兵を練り武を講じ航海の術を習ふべし。
- 一、天下の罪囚を驅役して蝦夷八丈島無人島を開拓すべし。
- 一、内は騎射を講じて陸戰に設け、外は砲艦を練つて外寇に備ふるは、今日の急務なり。
- 一、砲艦能く整はゞ、先づ朝鮮を討つて成府を建て、或は渤海の不貢を責めて師旅屯營の地と爲さん。
- 一、朝鮮の土兵を養ふて我國の用を爲さしむべし。
- 一、常に商船を艤し、上海香港に至つて夷情を探索すべし。
- 一、帝都を恢濶の地に移すべし。京都は定めて永世の帝都と爲すの地にあらず。
- 一、王室の興廢は武の振ふと否とにあり。

- 一、將軍は必ず皇族の任とし、兵權は斷じて臣下に委ぬべからず。
- 一、天子は萬機の暇自ら兵仗を帶し、皇子親王諸王及び群臣を率ひ、親しく武を練り兵を閱せらるべし。
- 一、國の大事は戎と祀とにあり、大に祭祀を興すべし。
- 一、僧侶には産を興へ妻を興へ佛寺を廢すべし。
- 一、大學國學の制を興し、國體を明かにし學風を革むべし。
- 一、貨幣を改鑄して以て信を天下に示すべし。
- 一、衣服の制を定むべし。

これは著者が尊攘英斷錄のうちに包含する國臣の論説を分解しまして、假に摘要したもので、夙に學問見識を以て聞ゆる第一流の人物、例へば佐久間象山とか横井小楠とか、若くは藤田東湖とか橋本左内とか云ふ側の人々の議論に較べては、粗雑奔放で當面の實用に適しないものはあるとしても、謂ふ所の尊王攘夷黨の志士としては、頗る珍とするに足る意見で、殊に國臣の素生閱歴と此論策の成つた時勢とを考ふるときは、別けて然う思ひます。

また尊攘英斷錄を見ますと、それは寔に變體の拙い漢文で、幾んど文章を成してをらぬ所も多く、一通り讀むにも困難を覺ゆる程のものですけれども、その自ら刻苦し慘愴の經營を費して作つた痕跡は歴然として、却て人を動かし人を感ぜしめます。他の手を借り他の助を求めて作つたら、格別の面働は無いにしても、これは容易に他へは頼み難い意見ではあるし、また他を頼んで十分に思ふことを述べ悪くい所からして、自ら刻苦して作つたものと見えます。特に漢文を用ひたのは、蓋し漢文を尙んで品格と威嚴とに富むとした當時の習俗に従ふたわけですが、要するに、此論策を讀

む人は、文章の拙いよりも、作者の苦心と誠意とを先づ諒とせねばならぬ筈であります。

尊攘英斷錄に於て述べた種々の説は、古來幾多の人も唱へた所で、固より國臣一個のものではなく、兵を擧げ天皇を奉じて東海道を下り王政の復古を謀る策などは、眞木和泉守が安政五年に作つた大夢記にも述べてをりますが、文久元年の時勢を以て、自ら刻苦して此論策を著はし、薩摩の藩主に上つて實行を促さうとしたのは、國臣を討幕論の唱首として、九鼎大呂よりも重からしむる所以たるを失ひませぬ。

尊攘英斷錄の末尾には、萬葉假名の歌短長數首を添へてをります。

加多志登天世爾揚可爾之大鉞

君賀力丹如何傳餘良武

舟等作輾止爲且大王乎

奉弼大丈夫乃君

三冬盡 春西爲禮婆 國原者 霞立古免 海原波 鷗立堂津 可愛國 邦見萬志乍 秋去者 八束農稻能穰耳出

天 會遠守流廬酒 露鷄佐波 尊岐御衣二 掛里劍 例母畏己高殿從 民乃竈邇 餉焚 賑毘見備敵 朝田丹

鹿踐興之 夕狩耳 鳥踏立、懸萬久母 文邇恐志 天皇母 弓箭搔負 百多良須 八十伴男毛 帶刀裳 仕奉呂

比 馬並天 宇陀乃大野二 御狩世志 其大御代邇 梓弓 引廻且與 其大美世耳

御執迺弓彈振起之宇多能野二

美加里 勢之世邇 挽回之且余

その論策の趣意が、純乎たる王政の復古であつて、薩摩の藩主に深く待望した所以も自ら分ります。

國臣の自筆の稿本は、小河彌右衛門が借りて持つてゐたのを、後に文久三年の秋京都を去つて但馬へ赴く時、國臣より預つた多少の遺物と共に福岡の家へ送り返して一部残つてゐましたが、更に紛失して自筆とも判らなくなつて、結局紙屑買の手に歸したのを、久しく貴族院の書記官長を勤めた太田峰三郎の兄さんの何とか云ふ人が乞ひ受け、それから轉々として諸人の所藏となつたのを、明治二十六年の夏熊本の地方裁判所長の職を奉じた弟の平山能忍が引取り、宮内省へ獻上の手續をしまして、土方宮内大臣の受領せられた公式の受領書も残つてゐます。著者は大正元年の諒闇の頃、別に傳はつてをる寫本との異同を知りたいと思ひまして、當時の渡邊宮内大臣を頼み宮内省の方を調査して貰ひましたが、渡邊宮内大臣は當該の職員を煩はし十分に力を盡して搜索せられましたけれども、如何しても見出されぬと云ふことで、或は御手文庫の中にも御所藏になつてをらうかと思ふが、それは御代替はりの時ではあるし今は何ともする道はないと言はれまして、その儘になりました。しかし土方宮内大臣の受領書も残つてゐますから、今猶ほ宮中に納つてをる筈です。

此皇運隆昌の御代となつて、國臣の自ら筆を執つた稿本は、嘗て乙夜の覽を経まして、今猶ほ宮中の御庫に保存されてをるわけですから、國臣たる者また遺徳はないと申して好いであります。

第二次入薩の企圖

國臣は此歳の春より、黒田家の盜賊方が方向を轉じ、肥後筑後の間に手を着けたのを避けて、天草の牛深に入つて潜

み、七月には尊攘英斷録も稿を脱したので、海路を取つて三たび薩摩に入らむとする意を動かしたやうですが、沿岸の關防嚴びしく容易に越えらるゝ見込はないので、九月になつて天草を去り、また熊本高瀬の邊に出で、尋で肥前の藩主鍋島閑叟公を肩して上言するつもりで、十月の初佐賀に参りましたけれども、適々閑叟公は去月の二十六日を以て駕を發し江戸参勤の途に上られた後でしたから、終に志を果さず、枝吉左助名は經種神陽と號す、即ち伯耆種臣の實兄を訪ひ、與に王事を談じ時勢を論じて説頗る合ひました。それから副島次郎即ち後の伯耆種臣大木民平即ち後の伯耆喬任江藤新平などに逢ひまして滯留日を累ねて去り、轉じて筑後の水田に三たび眞木泉州を訪ひ、今や天下の事已に拱手傍觀せらるゝ形勢でないことを説いて、共に時局に處するの策を講じました。國臣の専ら唱ふる所は、薩摩に遊説して之を動かし、大舉勤王の藩論を決せしむるが好いと云ふ策で、眞木も此時より國臣の説に聽きまして、己れも國臣に附して書を島津家に進むるの意を定めました。そこで國臣は愈々三たび薩摩に入らうと決しました。

此頃父の吉郎右衛門に寄せて金錢の贈與を求めた書があります。

益御靜奉_ニ恐悅_ニ候。二私儀無異御安心可_レ被_レ爲_レ下候。扱春來_ニ峇洲邊遊歷専ら學問仕申候、當年は八方的殺とかにて、始終存立候義一事も叶_レ不_レ申候段々不仕合にて盜難にまで逢申候、最早冬至も近寄申候間、是より運氣も直り可_レ申相樂居申候。毎度申上兼候得共、又々金子貳兩丈御調達被_レ爲_レ下度奉_ニ願上_ニ候。時節柄甚申上兼候得ども、無_レ據入用之儀御坐候間、此段御相談申上候。來月廿五六日比例之處迄参り申候間、何卒其前御調達御贈出可_レ被_レ爲_レ下候。稽首再拜。

十月十八日

尊大人様

田中作

これは潜伏微行の間、猶ほ時々父親より金錢の贈與を受けたことを知るに足る文書の一つですが、來月二十五六日比例之處迄参り申候間の例之處は、筑前の南境馬市の豊岡部謹助の家で、岡部は尊王の志も篤く、最も善く國臣の心事を諒とした人、早く世を去りましたが、肥後筑後の間に居る頃は、幾たびも密に此家に参つて福岡との消息を通じました。岡部自ら國臣の用を帯びて福岡の家に來たこともあれば、國臣の弟三郎能得も、父の命を受けて岡部の方へ往つたこともあると、三郎は嘗て話されました。

國臣が父親に此書を寄せた月の二十三日、重ねて眞木を訪ひ水田に留ること五日、猶ほ入薩の策を議し、斯くて高瀬に歸へり、松村に相談をしますと、入薩に就ては、一人の同志を伴ふて行くが諸事の都合も好からうと云ふ説もありまして、その同志を久留米水田のうちに求むるつもりで、十一月二十日には、ふたゝび水田へ参つて相談をしますけれども、如何しても適當の人物の無い所からして、今は單身入薩の議を決しまして、十二月二日に、國臣は眞木の建築二篇と、己れの尊攘英斷録とを齎らして水田を發し、孤劍飄然として南行の途に上りました。

眞木は五絶一首を賦して餞とし、久留米の原道太贈從四位盾雄水田の淵上郁太郎贈正五位祐廣の二人は、途中まで見送りしました。眞木の詩は斯うであります。

既無_ニ蘇張辯_ニ又無_ニ賈誼文_ニ吾識君所_レ恃。一片之誠心。

國臣は常に議を立て説を爲しても、固より巧言雄辯の客ではなく、多く論説を作つても、達筆能文の人とは違ひまして、その本領とする所は、熾烈な滿腔の精神でしたから、眞木の詩は甚だ粗且つ簡でも、最も善く要を得てをります。

國臣は水田を發して南征の途に上り、翌三日高瀬を過ぎり、別を告げむとして松村の家に着きますと、思掛なくも清

河八郎贈正四位正明 安積五郎贈從四位武貞 伊牟田尙平永頼また眞風 三人、中山前中將忠愛卿の教書及び田中河内介の介書を帯びて上國より來り、義學の同志を募るに會ひました。

清河八郎安積五郎伊牟田尙平の三人との會見

清河安積伊牟田の三人は、今年の夏五月、幕府の物色を逃げて江戸を出で、關左東奥の地方を去來して形跡を没すること數月。適々水戸の志士は幕府が和學所の塙次郎をして廢帝の先例を調査せしめたと云ふ世間の風説を漏れ聞きまして、朝廷の危急一日も傍觀してはをられぬと、事情を薩摩の同志に告げ、相俱に何とか謀らうとしますけれども、櫻田の變後は薩摩屋敷の警戒甚だ嚴びしく、志士の江戸に出てをるものがないので、遠く一二の人を鹿兒島に遣つて相談を遂げたい所からして、事情を伊牟田に語り、此間に於て彼我の氣脈を通ぜむことを求めました。そこで伊牟田は清河安積と相謀り、京都を経て九州へ下り、同志を糾合して事を爲さうといふ評議をしまして、三人打連れて關東の地を去り、甲州を迂回して東海道に出で、伊勢の大廟を拜し、大和を経て京都に入り、先づ田中河内介を見て相談をしました。

田中また始めて幕府に廢帝の議あるを聞きまして深く憤慨し、薩摩の志士大久保有馬等の八人は、會て是枝柳右衛門贈從四位を上洛せしめ、田中の手を経て消息を中山前中將忠愛卿に通じた形行もあれば、今年の春は田中自ら下つて小河松村はじめ國臣等に會見した因縁もあつたので、密に謀つて忠愛卿の教書を請ひ、已れも書を作つて添へ、清河等の三人をして齋らし下り、九州の義徒に激して奮起を促し、且つ粟田宮法親王の令旨また將に出でむとするを傳へしめました。田中等の策は、同志相聚らば粟田宮法親王を奏請し、奉じて征夷大將軍とし、直に義學を企はだてやうと云ふのであります。

そこで清河伊牟田等は、十一月十六日に京都を出で、大阪より海路を取り、二十七日下關に着き、竹崎に白石正一郎を叩きましたけれども、談整ひませぬ。留ること纔に一日、去つて海峡を越え、此月の二日高瀬に到つて松村大成を訪ひ、西下の趣旨を述べますと、松村は深く喜びて國臣の將に南行して薩摩に入らむとする状を語りました。清河等始めて肥筑の間早く斯かる畫策の行はるゝを詳かにして足を駐めました。折しも國臣は斯くとも知らず、南行の途次、別を松村父子に告げむとて來り過ぎり、偶然三人に會ふたのでした。

國臣は期せずして清河等に逢ひ、幕府が廢帝の先例を調査した話を聞きまして、義學の事愈己むべからざるを思ひ、意氣愈々振ふて揚りました。先づ眞木を招致して相談するが好からうと、翌四日は使を馳せて書を贈り、清河等が山中前中將の教書と田中の介書とを帯びて來た事情を述べ、眞木の會同を求めました。然るに眞木は法を破つて幽居を出るは或は後難を生ずるを慮りまして、答書を附して子弟の角大鳥居照三郎を高瀬に遣はし、代はりて議に與らしめ、事情已に然うであれば、入薩の策一日も逡巡してはならぬと、國臣の急に發足せむことを促しました。

此時に方り、薩摩では明年の春を期とし久光公藩主茂久公に代はりて江戸に出でらるゝ途次、多數の士卒を率ひて京都に入り、勅命を請ふて幕府の改革を謀らるゝ内議已に全く決し、政廳にも大改革を行はれまして、大久保堀等より溫和恭順に過ぐるを厭はれた老職島津下總初名左衛門の一派は悉く要路を去り、喜入多門後名攝津代はりて下總の後を承け、小松帶刀中山尙之助等、新に出てゝ事を用ひ、大久保堀の二人また破格の擢任を蒙りました。併しながら政廳は久光公の明年の春を以て上洛せらるゝを極めて秘密とし、藩主茂久公恆例に従ひ參勤せらるゝ如き状を装ひましたから、機務に與れる少數の人の外は、全く計畫の眞相を知りませぬけれども、堀は政廳の改革成ると共に、急いで江戸へ出で、

中山尙之助また京都へ上りまして、要路の風色何となく常に異なるので、藩中の志士も自ら此間の機密を窺ひ知り、人心大に振ひ興りました。

三七八

長州竹崎の白石廉作は、兄正一郎の代表として鹿兒島に入り、數年このかたの宿願を遂げて、島津家より御用達の資格を與へられ、米穀買収と快船準備の手當として二萬四千五百兩を交付せられ、猶ほ自家の私用として三千兩を貸與せられ、十一月二十五日差添へられた下町の年寄役波江野休右衛門を伴ふて歸る途次、書を國臣に寄せ、密に薩摩人の奮起した内情を告げて去りました。國臣は松村の家を過ぎりて、思掛なくも清河等の一行三人に會ふと、幾んど時を同うして白石の書を受領し、薩摩の近情を詳かにしまして、雄藩振興の氣運漸く熟し、多年の待望する所果して空からざるを知りました。それに角大鳥居照三郎は、眞木の答信を齎らして來て發足を促したので、旁々翌七日を以て南行の途に上る意を決しました。

伊牟田尙平は國臣の企圖を壯なりとし、且つ郷國の藩論頗る振興したことを知りまして、己れも密に歸つて同志と謀らうとしました。伊牟田は江戸麻布の一之橋の邊に於て、アメリカ公使館の書記官ヒュースケンを斬つた嫌疑を受け、屋敷を脱走したまゝの犯罪者ですから、清河等は或は捕へられて脱藩の罪を問はるゝを慮り、頻に阻止しますけれど、伊牟田は固く執つて聽きませぬ。遂に國臣と伴ふて高瀬を出て、國境より路を別つて行くことになりました。

然うして二人は衆と相謀り、往復の途上に各々五日を要し、同志との謀議に七八日を費すものとして、今月の二十五日頃までには歸つて來られるであらう。或は一人は志を遂げないにしても、他の一人は何とかして功を成すと思はるゝ。若し二十五日頃までに、二人同じく歸つて來ない時は、事全く破れたものと認めて、清河等は別に處する所があらねばならぬと約しました。

薩摩の遊説 一

文久元年やがて暮れむとする十二月七日、國臣は伊牟田尙平と相携へ、高瀬の松村大成の家を出て、南行の途に上りました。國臣は田中作八の氏名を變じてふたゝび藤井五兵衛と稱し、伊牟田は善積慶介と稱しました。清河は二人の爲に詩を作つて行色を壯にしました。

送平野國臣之薩國、時在肥後。

既有三回天勢。風雲相俱苦。忽會又忽散。遂施萬里雨。

送伊牟田眞風之薩國、時在肥後。

千慮盡國事。萬苦募義師。十分已成九。一則俟君歸。

送平野大人之早人國。

豪然意氣事三南遊。三尺佩刀推薩頭。百二都城如不動。懷中大礮向君投。

國臣も一首の歌を留めて別れました。

一筋に思ふ誠のかよはめや

さつまの關はよし鎖すとも

松村の長男深藏は、二人を送り且つ同志を訪はむとて、熊本まで道を同じくしました。此日國臣は角大鳥居照三郎の歸

るに托しまして、書を眞木に寄せ且つ白石廉作の己れに與へた消息を併はせ贈つて薩摩の近狀を告げ、今次の南行は必ず功を成す所あらむことを述べ、奥に一首の歌を添へました。全文は残つてゐませぬが、斷片はあります。

(斷片)

右之三事に而も、廉作が書意に而も御推察可被下候。只今打立前に而大略申上候。必成就可仕大に競込申候。餘は羽州生より御承知御伏臈なく御討論可被下候。勿々頓首。

十二月六日

山梶窩大人

國臣

雪の下にふくめる梅を春風の

さそはゞなどかひらかざるべき

山梶窩は眞木の幽居くちなしの家の稱、羽州生は清河八郎、清河は出羽の人、國臣と別れて即日角大鳥居照三郎と同行して眞木の幽居を訪ひました。

清河は自ら詳に當時の事を潜中紀略の第四に説いてをりますから、今こゝに一節を収めます。

十二月二日、訪三松村大成、大成者肥上大夫有吉某之臣、以醫爲業、居高瀬驛外安樂寺村、父子抱義、以豪富所稱、嘗約河内、苟有機會、俱與致心力、而在我等、唯聞其姓名耳、未詳其心果何如、則先詭爲東方遊學生、遊說少頃、伺其意思無他、然後致河内書、父子大驚喜、忽結無二之義、大成曰、我等父子心既決矣、唯願熊府同志何如一耳、又有筑國亡命士平野國臣者、客歲潛我家、專志義舉、俱以爲不振諸侯懼事難濟矣、近頃則謀於眞木

保臣有動薩國之企、今日方還、唯公能圖之、雖然既已受此密旨、豈必由薩國居動、唯當結諸同志與諸君俱與盡之而已矣、則急召川上彦齋、川上亦熊府之志士、雖三年壯頗有志氣、乃亦致河内書、既而國臣至、爲人沈實有膽智、亦不易得者、及三相會、喜見言面、俱與露布情緒、國臣曰、既樹入薩策、乃有保臣所上薩國上大夫島津周防君之書及神速説、悉示之、足深感者、國臣又云、蓋聞薩侯近頃振動王之氣、專企義舉、則所以謀是行、幸矣諸君之至也、天亦有命耶、大義必有成矣、而肥國多議論、少成事、唯其足談者、此間獨有眞木保臣而已、保臣者爲水天宮前司、嘗竭力於國難、久所幽於其弟大鳥居敬太家、大鳥居爲水田祠官、亦抱義氣者、保臣幽閉愈練義氣、實爲鎮西大男兒云、既而保臣使書至、曰、某恨不能自進會諸君、唯願疾乘此機、速促入薩、不可一日緩也、蓋國臣使人先告我等至也、於是乎眞風奮然、欲親潛入薩國、率諸同志至、衆甚危之、而勢不能止、則作與美玉氏樋渡氏神田橋氏之三書、及寫述懷詩叙二篇、託之眞風、國臣詭稱筑國使者、乃謀曰、國臣若不得志、眞風必有成者、若夫並失並擒、吾將糾合肥筑豊諸同志、必與起之、且期來往十日、謀議八日、及三十五日而不還、是遂所擒獲也、則別有所謀矣、於是、十二月七日、二子依劍而去、笑曰、丈夫企非常之義、不踏非常之險、豈能濟之哉、其行也、贈三郎以詩、曰、既有三回天勢、風雲相俱苦、忽會又忽散、遂施萬里雨、國臣亦留國詩矣、送眞風、曰、千慮盡國事、萬苦募義師、十分已成九、一則俟君歸、且曰、遁逃之身、耳目滿天下、矧入其鄉國乎、雖危不能已、由就天下之大義、吁壯哉。

善く當時の事實を悉くしてをります。清河が伊牟田に託して書及び詩を贈つた美玉樋渡神田橋の三人のうち、美玉名は三平始は高橋祐次郎と稱した人で、後ち但馬の義舉に斃れました、樋渡名は五助、神田橋名は直助、後には高橋四郎と

稱し、伏見寺田屋の事變に斃れました。孰れも江戸に於て清河と親交した同志で、樋渡と神田橋とは、伊牟田と同じくアメリカ公使館の書記官ヒュースケンを斬つた嫌疑を以て、江戸の屋敷より送り歸されてをる人でありました。

薩摩の遊説 二

斯くて國臣は、十二月の九日、嘗て安政五年の冬月照入水の後、薩摩を追はれて歸る時、修驗僧胎岳院雲外坊と稱し、一喜劇を演じて過ぎ去つた大口の小河内の關所に抵り、此度は黒田家の重役より差遣はされた足輕の飛脚と名乗り、格別の故障もなく通りました。此時咏んだ歌があります。

もろこしの鶏の空聲にあらねども

こゝろは同じ薩摩路の關

十日、鹿兒島の城下に着き、これも前に宿つたことのある飛脚の宿原田郷兵衛の家に投じ、猶ほ黒田家の使者と稱し、狀函を出して久光公に進達する手續を求めますと、町方横目役の榊山休兵衛と云ふ人が參つて按驗をしまして、封書の表に島津周防様と記したのを見て、これは如何かと尤めました。國臣は久光公が此歳の四月より通稱を和泉と改められたことを知らなかつたのであります。そこで國臣それは筆者の誤だらうと分疏をしましたが、榊山は御間柄のこととて書信の往復も稀ならぬのに、筆者が斯かる間違をやるわけは無いと申しまして、猶ほ頗る怪しむ模様でしたが、兎も角も狀函は常例の通り大目付所に進達せられました。やがて旅宿に於て何分の沙汰を待つやうにと云ふ嚴命が下つて、固く旅宿の外に出で若しくは他人と接見することを禁ぜられました。

伊牟田は粗ほ地理を知つてをる郷國の境上ですから、巧に間道を越え、都合好く關所の眼を偷みて薩摩の領内に入りましたが、猶ほ多くも行かぬうちに、忽ち村民の怪しむ所となつて誰何められました。伊牟田元來躊躇無比を以て著はれ、一日に三十里を歩くと云はれる程の人であつたので、逃げるだけは逃げてみむと、急に駈け出して、田とも言はず畑とも言はず、踏み越え飛び越えて走りまわりましたが、終に力盡きて追付かれ、廻方横目役谷元作之助の手に渡されました。

谷元は伊牟田の携帯した書類を檢閲して、その尋常の人でないのを覺りまして嚴びしく究問をしますので、伊牟田は終に自ら免れざるを知り、詳に關禁を犯して歸來した形行を述べ、小松帯刀殿に會ふて陳情したいから、何とかして權宜の取計を以て己れを庇保して鹿兒島まで連れて行つてくれるやうにと頼みました。谷元また聊か志もあつて事理の解る人ですから、此節の時勢柄いかにも然う云ふ事情の無いにも限るまいと納得をして、伊牟田を裝ふて假に己の從者とし、自ら伴ふて鹿兒島に連れ歸へり、密に具狀して小松の指揮を求めました。

大目付所は國臣の提出した狀函を開いてみると、事は天下の機密に涉るもの多く、且つ大久保等の權要に連なる所もあるのです、また密に具狀して久光公の意を伺ひました。久光公は旨を侍臣山本五郎左衛門伯爵山本權兵衛の叔父に授け、大久保に告げて議せられました。折しも小松また伊牟田の歸來したよしを聞き、大久保を招いて之を議しました。そこで大久保は老職の喜入攝津や小松の間を來往し、また政廳の僚屬とも相談を遂げました。

此時に方り、久光公及び公の謀議に參する權要の人は、飽くまでも一藩の力を以て勤王の事を成就するつもりで、浮浪の徒の言説などは成るべく排して用ひざることを期してをりまして、久光公の信任最も深く、當時權勢第一の中山尙之助、特に斯かる説を抱いてゐました。さうして少壯の藩人が動もすれば浮浪の志士と氣脈を通じ、急激の議論を立て

、當路の節度に違ふやうなことは、權要の人の極めて嫌ふ所でした。唯大久保は自ら別に一家の見解もあつて、浮浪の徒に對する態度は、中山等とは著しく異はつてゐました。別けて國臣とは安政五年このかたの情義おのづから深きものがあり、伊牟田また素と小松の實家肝付氏の家臣で、小松との因縁も淺からぬ所からして、結局二人の處置は藩法の常例に依らず、特別の取扱を以て一切の事を舉げて大久保に委任せられました。

大久保日記 文久元年十二月

同十二日

一、今日谷山御遠馬、昨日山本五郎左衛門ヲ以テ重邸重富屋敷即ち久光公江御用四後罷出、筑前使者藤井五兵衛國臣云々之旨有レ之、御内用承知仕出殿之處、小家小松帶刀より早々可レ參一封到來參亭、亦善積敬助伊牟田尙平一條云々有レ之、則谷元休之助江御用談申越云々、則榊山休兵衛江差越引合、夜に入重邸江罷出云々、亦榊山江引合小家江差越、今夕藤井を呼ビ旨趣承リ候、

同十三日

一、善積一條請取方之首尾相成候間、九ツ時退出善積江云々引合、八ヨリ重邸江罷出首尾申上候、又小家江差越善積江面會旨趣承リ候、

一、今晚京ヨリ飛脚着、十一月二十七日立、

同十四日

一、四時出殿、島津壬生馬一條云々御汰沙に付、御馬預伊集院彌右衛門江達置候、八後御前江被召罷出、善積藤井一條ニ付云々申上置候、今晚宿衛、

同十五日

一、八ツ後攝州家老喜入攝津江差越、小松家今晚藤井善積一條決着、藤井江篤と議論よふよふ安堵、明後日出立之筋相決す

同十六日

一、八ツ後重邸江參上兩人首尾申上、且今日者 順聖院齊彬公様御忌日故、御廟所江參詣心祈丹誠ヲ凝シ大事云々、泉公久光公江奉レ願候處、別而克御都合御深意段々承知仕、感激落涙嗚呼難レ盡シ言語、今夕御式夜ニ而罷出、小家江參上談ニ大事、

同

一、四ツ時出勤、今晚宿衛、今日小家參閣云々、嗚呼々々、

薩摩の遊説 三

國臣の尊攘英斷録は、始め薩摩の藩主茂久公に上る趣旨を以て作つた漢文のもので、その大意は前に述べましたが、その後松村大成等は、餘りに長くて煩瑣でもあれば、文字難しくて讀み悪く、實用を期する上書としては適しないと申す所からして、國臣は愈々入薩を思立つ時になつて、假名交りの文章を以て久光公に上る形式を取り、別に一篇を作りました。

その全文は惜い哉散逸して今は世に傳はつてゐませぬが、その自筆の稿本、纔に結末の一葉を餘すもの、松村の家に

残つてをります。猶ほ微しく上書の趣意を窺ひ知るに足るのを僥倖とします。

悲憤ニ堪ヘズシテ亡命突出仕候者モ數十人御坐アルベク、若シ一タビ其機ニ發スルトキハ、追々其轍ヲ軋ルコト必然ノ勢ニテ、水戸家ノ舉動ヲ以テ御英察アラセラレタク候。御大藩ノ御コト故、縦ヒ夫等ノ御得失ニハ御頓着遊バサレ候譯モ御座アルマジク候ヘドモ、竟ニ天下ノ人心ヲモ失ハセラレンコト、此御一決ニ可レ有ニ御座、恐ナガラ篤ト御熟慮在ラセラレ度御場合歎ト奉レ存候。書ハ言ヲ盡サズ、言ハ意ヲ盡サズ、俯シテ請、公子宜ク英察ヲ加ヘ賜ハルベク候。競々業々稽首失敬死罪。

文久革命復陽決

東西南北人 平野二郎 國臣

春ならで先咲く梅の一朶の

ふかき色香は知る人ぞしる

國臣が清河八郎伊牟田尙平等の一行に相會ふたのは、此上書の已に成つた後でした。そこで一行より新たに上國の消息を傳聞して和宮親子内親王の關東御降嫁の事を知り、且つ孝明天皇御讓位の風説を耳にしまして悲憤に堪へないで、上書の未だ足らざる所を追加し、その建白の趣旨を一層明かにしました。その追加した部分の稿本は、今猶ほ残つてをります。

追加

一、去ル戊午ノ年、閣老間部氏上京中、和宮皇女ヲ關東大樹ノ籬中ニ奉レ迎度段願出候處、年來有栖川若宮ト言名付有レ之候故ヲ以テ、御斷被ニ仰出ニ候處、彦根藩臣長野主膳ト申大姦物、有栖川之表奥ニ賄賂ヲ蒔散シ、丙午ノ

御誕生ヲ口實トシ、俗説ヲ主張シ、竟ニ御破縁之議起ル時、宮侍飯田左馬助正論ヲ立テ、一旦關東ニ引下サレ、淫罪ヲ蒙リ、其後終ニ御破約ニ決シ候上、度々奉ニ懇願ニ候得共、陛下固ヨリ其暴計ヲ觀察逆鱗在ラセラレ、更ニ勅許無レ之候處、去年六七月中、幕府ノ老女姉小路ト申者上京仕、餘義ナク巧言ヲ以奉レ誣ニ聖主、御下降ニ決申候ヨシ、皇女ハ勿論、至尊ニ於テモ、甚御不進ニ被レ爲レ在候へ共、不レ得レ已勢ニ而御坐候。御不同意被レ爲レ在候ハ、忽暴虎憑河ノ義ニモ可レ至トノ觀察ニテ、皇國ノ大事ニ替ラセラレ、皇女御一方様ハ捨サセラレ候叡斷ヲ以テ御下降ニ相成申候由。カク迄人望盡果、衰弱極タル柳營ニ御下降ノ義ハ、所謂幕上ノ燕巢ニテ、迎モ天然ヲ以テ終ラセラレ候義ハ無覺東、慨嘆至極ニ御坐候。

後醍醐天皇ノ一宮尊良親王ハ、右大臣公顯ノ女徳大寺左大將ニ申名ケナルヲ、未皇太后宮ノ御匣取ナリケルニ、御情ヲ寄セ玉ヒシニ、或時貞觀政要ノ侍讀ヲ聞召サレ、唐太宗鄭仁基カ女ヲ后ニ備ヘントセシニ、魏徵諫テ此女已ニ陸氏ニ約セリト申セシカバ、太宗其諫ニ從タリト言ニ至テ、親王頗ル慚悔シ玉フコト有シトカヤ、徳大寺其事ヲ承ヤ否、頓テ其婦ヲ御息所ニ進ルト申候。斯テコソ君臣ノ間ニ於テスラ、猥リニ約ヲ壞ラシメザルヲ、今下トシテ皇縁ヲ妨ケテ臣下ノ身ヲ以テ 内親王ヲ妻トリ候義ハ、前代未聞ノ珍事ニ而、所謂負テ且乘リ、我ヨリ戒ヲ招クニ御坐候。速ニ名分ヲ明カニシ、其罪ヲ正シ度事ニ御坐候。

一、幕府國學者塙次郎ト申者ニ、廢帝ノ先例ヲ取調ベ指出候様、幕廳ヨリ申聞候處、同人恠某少々志有ル者ニテ、右調ベ方ハ甚忌々敷義ニ而、天朝ノ大事ニ拘リ候義ニ付、御斷被レ申候ヘト、再三相諫メ候ヘドモ、次郎ハ素ヨリ碌々者ニテ、此義取調ベ差出候テモ、不ニ差出一候テモ、必此事ノ成敗ハ、柳營ニ有レ之候事故、我等ノ預ル所ニ非ズト決着仕候ニ付、號泣シテ從ヒナガラ、悴同志ノ者ニ密ニ相洩候ヨシ、必不レ遠無ニ勿體ニ義ヲ取計候機ニ

至り可申、已ニ戊午ノ年、彦根城中ニ忌々敷物ヲモ修補有ヨシ、今程御所六門ニ、番兵之外、更ニ門毎ニ數人
 兵革ヲ用意シ、番所後ニ隠シ居、深更潛ニ交代仕候。右ハ彦根藩中之者之由ニ御坐候。彦根ヨリ送兵ヲ指出置
 候譯ハ、當井伊氏家督之節、別段達之内ニモ、京都表御守護之義厚相心得、在所表手當ノ義、此上尙更手厚ニ
 致シ、非常之節、手拔無レ之様、嚴重ニ云々ト御坐候文面ニモ、表ハ忠義ニ見セテ、裡ニ暴逆ヲ含セ、在所表手
 當トハ城中ノ修造ト聞エ申候。此圖ヲ遁シ油斷仕候ヘバ、乍レ恐ニ三千年來連綿タル 皇統コ、ニ至テ斷絶仕、忽
 チ犬羊之屬國ト相成可申候、實ニ不レ可レ忍之勢ニ御坐候。總ジテ天下之大勢、斯迄夷賊等ニ踏付ラレ候形勢ニ
 ハ至リ候ヘドモ、頓テ一度ハ東海ニ帆影モ不レ見様、殲滅可レ仕哉ト頼敷被レ存候處ハ、只々古今不世出之 明天
 子、此時ニ當テ即位在ラセラレ候計リ、天壤無窮ト天祖ノ遺訓、偶言ナラザル處ニテ御坐候。然ルヲ天道ニモ
 叛キ、人望ニモ盡果タル幕府、假令暴逆ヲ行ヒ候共、竟ニ其身ヲ亡候迄ニテ、何程之事不レ可レ有レ之候ヘドモ、
 人衆時ハ勝レ天ノ習ニテ、天ノ未レ定、一旦暴威ヲ震候ニ至リテハ、垂拱シテ傍觀スルノ外無レ之機ニモ相臨ミ候
 義、古來ノ通勢ニ御坐候ヘバ、機ヲ見テ是ヲ挫申ニシクハ無ニ御坐候。且兵書ニモ患千里ノ内ニ有ル時ハ、一
 日ノ師ヲ不レ起、患四海ノ内ニ有ル時ハ、一歳ノ兵ヲ不レ起ト申候。今則患百里ノ内ニ御坐候ヘバ、外寇ヲ攘斥ス
 ルニモ、先内政ヲ正シ、名分ヲ明ニシ、正道恢復、上下一心ト申ガ、當時第一ノ策ニテ可レ有ニ御坐候。且幕府
 ノ暴逆已ニ相顯レ候上ハ、最早片時一刻モ猶豫難ニ相成、敵ノ謀ヲ伐候義肝要ニ御坐候間、本文ニモ申上候通、
 速ニ御英斷被レ遊、早々天朝御翼戴、逆賊御征伐ノ上、夷狄退治ノ御先鋒ニ被レ爲レ成、御祖御代々數百年來、海
 内ハ勿論、琉球朝鮮大明國迄モ轟キタル石曼子ノ御家風ヲ震ヒ起シ、再汐沫ノ成ル四海萬國ニ至ルマデ、永ク
 萬世ニ御家名ヲ御輝シ被レ遊候事、實ニ此一舉ニ可レ有ニ御坐候。此暴逆ノ沙汰ニ付テハ、必ズ憤發仕候者ハ、數

多天下ニ可レ有レ之候ヘドモ、先ズル時ハ人ヲ制シ、後ル、時ハ人ニ制セラレ、習、一日モ速ニ決斷シ候ハ、
 人ヲ制シ可レ申候。如何ニシテモ來年ハ無事ニ而ハ濟申間敷、速モ亂レテ事ヲ舉ル程ニ御坐候ヘバ、一日ニテモ
 先立テ人ヲ制シタル方、愉快ニテ可レ有ニ御坐候。返々モ早々御英斷奉ニ仰願ニ候。

これは清河伊牟田等の齎らして下つた上國の警聞に加へて已の平素の所見を披瀝したもので、追加とは申しても、上書
 の本文の趣旨も自ら分ります。

尊攘英斷錄の長篇、及び新に作つた正副の上書、並に眞木の天祐說神速說等の論策は、此時略ぼ久光公の一覽を経た
 やうに申傳へられました、清河は伊牟田へ託して二三の同志に贈つた書や詩までも同様に思ひまして自ら喜んでおまし
 たが、久光公の晩年の話に依ると、これはすべて老職の喜入攝津と小松とのあたりで披閱し、久光公茂久公には進達し
 なかつたのが、事實のやうに思はれます。當時有馬新七柴山愛次郎の如き、藩人の提出した建白書すらも、小松等は概
 ね皆進達の手續を取らなかつたさうで、久光公は後に此等の建白のあつたことを知られまして、頗る遺憾の情を抱いて
 をられたと云ふことです。國臣と眞木との論策は最も急激で、久光公の當時の意見とは、甚だしく齟齬してをるもので
 すから、小松等は或は公の閱覽に供するを憚り、中間で抑留して了つたのでありませう。

薩摩の遊説 四

國臣は十日に旅宿原田郷兵衛の家に入つて、外出と他人の接見を禁ぜられたまゝ、二日の間は何の沙汰もないので、

上書の形行も分らねば藩中の同志の事情も知り難く、一時は頗る苦心焦慮して轉々憂愁の情を催うした模様で、彼の『我胸の燃ゆる思にくらぶれば煙はうすし櫻島山』の歌も、此時の作だと云ふ説も起つたのですが、これは前に申した通、去年の冬の歌としまして、此時に咏んだ二首は別に残つてをります。

忘れては花かともみる名にし負ふ

櫻島根の雪のあけぼの

かゝる世にかゝる魂をももたる身の

吾れしや神の心なるらん

恰も窮冬沍寒の季節で、櫻島には雪の降り積つたものと見えます。

十二日の夜になつて、大久保の消息があつて、往いて私宅を訪ひ、始めて會談を遂げ、入薩の趣旨を述べました。然うして伊牟田も此夜内旨を受け、谷元作之助の家より小松帯刀の屋敷に移りまして、十四日に大久保は、小松の屋敷に於て伊牟田とも會見を遂げ、斯くて二人は大久保の斡旋を以て全く犯法入國の處分を寛假せられ、粗ぼ所論を悉くしました。政廳は猶ほ自由に外出し若くは他人と接見するの禁を解きませぬでした。これは少壯氣鋭の藩人が二人の説に聽いて感奮興起し、或は制し難き勢を生せむことを慮つたからであります。

十五日には、大久保は老職喜入と小松との間を來往して進言し、また政廳の屬僚とも國臣等の取扱を協議し、それからふたゝび國臣を招いて寛談し、今は藩論已に全く確定し、明年の春を期し、藩主茂久公を奉じて出で、朝廷の爲に力を致さむとする機密を語り此事また心配には及ばぬと申しました。

此時久光公が藩主茂久公に代はりて出でらることは、已に決してゐましたけれども、少數の權要の内議で、藩中にも

發表してない機密ですから、大久保は猶ほ秘して語りませぬでしたが、隨分それは打明けた話をしまして、島津家では近頃汽船天祐丸を買入れられ、機械の手入等準備の都合もあるので、明年春の期は或は秋になるかは料られぬと云ふよしをも申しました。

國臣は欣然として大久保の意を領し、明後十七日伊牟田を同行して北歸することを告げて別れました。

此間國臣は大久保の外一人の同志にも會見した模様はありませぬけれども、同じく外出と他人の接見とを禁ぜられた伊牟田は密に柴山愛次郎と相見して書牘をも應酬した痕跡を留めてゐますから國臣とても或は何とかして一人二人の同志とは相見たことの無いにも限るまいと思ひます。清河八郎の遺藏のうちに、柴山が伊牟田に答へた當時の書が一ツ残つてをります。

御札拜誦仕候、能き處に御潜居、誠に大慶奉存候。偕今朝は平え參候得共、多分御歸り無之由、御潜居何許ならんと頓案、正印えも書上尋遣置候得共、未だ返事も無之、右書中貴君より被託候義有之、合取度趣申置候に付、萬一にも被託置候事被相尋候は、御尊父様御左右の事御答可被下候。正印すかさん男にて、もしや釣掛られ候義も可有之哉と懸念罷在申候。幾重にもあの意地は御あらはし被下間敷奉希候。今晚は義士傳讀差越し候賦にて、尤只今御書相達し即參り候而も、要談そんじ三字不明間敷哉、依而今晚は御斷申上候。明日者八ツ後より參上可仕、此旨御報迄あらしく申上候。以上即刻。

柴山愛次郎

善積慶介様

貴酬

此書には日付を闕いてゐますが、『今晚は義士傳讀差越し候賦』の語によると、蓋し十二月十四日で、大久保が小松の屋敷で伊牟田と會見した日に當ります、書中謂ふ所の『正印』は即ち大久保正助の略で大久保を指したものです。柴山は當時の薩摩の急激な勤王黨の巨魁の一人で、伊牟田國臣等と感情意思を同じくしたのですから、専ら久光公の節度を奉ずる大久保とは、自然融合し難く、此間多少の掩蔽せねばならぬ事情もあつたのでせう。

十六日大久保は藩主茂久公父子の旨を國臣に傳へ、建白の趣旨は慎重の詮議を加へて取捨をする、宜しく去つて益々力を國事に盡さねばならぬ。若し猶ほ我藩の爲に然るべしと思ふことあらば、更に來りて建白して貰ひたいと、懇ろに遠來の勞を謝し、道途の心付として、内帑の金十兩を贈り、伊牟田も同じく此賜を受けました。

國臣は此日特に請ふて南林寺の松原に月照の墓を弔ひ、二首の歌を咏んで薦めました。嘗て自ら寄進した小形の石燈籠に刻して、今猶ほ残つてをるのは、即ち此歌であります。

ながらへばかに斯く命あるものを

過ぎにし人の心みじかさ

ながらふも死ぬるも同じ大王の

御國のためにつくす心は

遊説の歸途に於ける薩摩の同志との會談

十七日、國臣は伊牟田と相携へて鹿兒島の城下を去り、行くこと五里、伊集院に参りまして、去年の冬暫く足を留めた有馬新七の叔父阪木六郎の家を過ぎり、有馬及び田中謙助と會見し、柴山愛次郎橋口壯助も、同席をして國事を談じ、有馬田中等は、此時國臣伊牟田より、幕府が廢帝の先例を調査せしめた風評と、親子内親王の家茂將軍に降嫁せられた事情とを始めて聞き、大に憤慨して、愈々來年の義舉の意圖を定めたと云ふ話も残つてゐます。

これは根據も確かな説だし、前後の情況から考へても如何にも事實と思はれますが、しかし柴山の日記の趣によると、柴山橋口の同席したと云ふのは、或は何かの間違で、二人は有馬田中より後れ、川内の向田の驛に於て、國臣伊牟田へ追ひ付き、始めて會見したやうにも見えます。それは十九日の事でした。

伊集院驛には、是枝柳右衛門美玉三平や、伊牟田の親兄弟も、國臣伊牟田の鹿兒島より來るのを待ち受けてをつて、話緒も自然多かつた筈ですから、柴山橋口は有馬田中と同席をして四人共に會見したとしても、十分に語り盡くされなかつたので、猶ほ川内まで送つて參つて寛談を遂げたのでありませう。

是枝柳右衛門美玉三平の二人は、豫ねて打合もして置いたので、國臣伊牟田を伊集院の驛に待受け、伊牟田の弟志々目眞嶽院も、父母同胞を伴ふて來て會見しました。國臣伊牟田は鹿兒島に居る時、待遇は頗る丁寧で、酒饌の不自由はなくても、外出し若くは他人と接見するのを禁ぜられましたが、今は途中で他人の指目に觸るゝことの尠い所からして、斯くは密に相約して會見したのであります。

此時薩摩では、明年の春を期し、大舉して京都に出で、勅命を請ふて力を王事に致すの藩論は、已に全く決してゐましたけれども、計畫の内容は極めて秘密に附せられ、少數の權要の外は、藩士も多くは事の真相を知りませぬ。そこで是枝美玉は猶ほ適當の方法を取り藩論を激勵する必要を認めまして、大原三位を擁し粟田口宮法親王の令旨を請ふて薩

摩に入るの策を立て、國臣伊牟田に謀りました。蓋し田中河内介の力に依り、中山前中將忠愛卿を擁して事を謀るは、嘗て是枝も議に與つた所で、今は清河八郎等も、河内介と相謀り、卿を擁して西下し、九州の義徒を動かすの意を抱き、筑豊肥の志士も、概ね贊してをりますけれども、忠愛卿は父忠能卿の心を失ひ、朝廷にも用ひられぬ廢退者と云ふ噂世に隠れなく、縱令此公子を擁して薩摩に入つても、十分に藩論を激勵する力の無い所からして、是枝美玉は當時最も令聞の多い大原三位を擁して忠愛卿に代へたいと云ふのでした。伊牟田また善く此間の事情を知つてゐますから、先づ是枝美玉の説に同意を表して俱に謀らうと約しました。

十八日、國臣及び伊牟田は是枝美玉等と別れて伊集院を發し、川内の向田驛に至ると、柴山愛次郎と橋口壯助とが追ひかけて來まして、十九日は宴を一旗亭に設け、請じて餞別の酒を酌み、互に胸襟を披いて國事を談じ王事を談じました。國臣は自ら携ふる風呂敷包の中から尊攘英斷録や、久光公に獻じた上書の複本を取出して示し、敷演して大に討幕の論を唱へ、王政恢復の機たゞ此時に存することを切言しました。柴山橋口は肅然として容を改め耳を傾けて敬聽しました。

勤王の唱首とか討幕の主動者とか云つて、今猶ほ偉ら張つてをる薩摩人も、斯かる赤裸々の討幕論は、蓋し此時始めて聞いたのでした。薩摩に於ける純正勤王黨とも稱すべき一派の志士、翌年の夏の初、伏見寺田屋の事變に斃れた人などが、深く國臣を尊重したのは、恐らくは主として此邊より起つたものと思ひます。橋口は深く二人の談論に感ずる所があつて、長句の詩二篇を賦して贈りました。

逢平野善積之兩賢、執手而雄談、大有感、席間得古詩一篇、即書以贈之、固表寸腸之一斑耳、于時
文久元年十二月十九日也

背遇從來非偶然、天幸使吾逢二賢、一見嘗不異舊識、心事吐得同憂人、君不見方今天下轉變狀、内外上下都失倫、陵猖狂威振逆勢、大勢權數屬暴秦、苟且畏戰屈醜虜、嚴々神州蒙胡塵、嗚呼方今是何人、慷慨吉士不安茵、明帝在上御志縱、萬罪難免望闕臣、從是當取斷一字、斷行直使避鬼神、况復勢機有所會、英雄宜不可失唇、二賢專業感有餘、自任王事不顧身、誓言皇運挽回業、同將丹心酒誠眞、英雄胸膈非無策、當見赫赫邦家新、

述 懷

天運盛衰固不同、方今神州在否窮、神風難恃慶賊力、夷焰將逞併吞功、胸膈空懷萬軍志、磨劍久埋塵匣中、勿言大業機未到、精氣一發起皇風、况又大勢由人事、宜將一死先中群雄、

國臣また歌を詠みました。

天地も動けと思ふ眞心に

あに幸人のおどろかめもや

橋口は先進の有馬新七田中謙助、同輩の柴山と共に薩摩に於ける急激勤王黨の巨魁と目せられた四名中の一人で、此時歳纔に二十一、半年の後、伏見寺田屋の事變に身を致しました。國臣の言論志操が善く薩摩の勤王黨に感應を與ふる力の多かつたのは、斯かる事實から見ても明かで、今次の南行また自ら徒勞でなかつたことを示してをります。

二十日、國臣及び伊牟田は、柴山橋口と手を分つて向田の驛を發し、北の方肥後の高瀬を指して急ぎました。

義徒の糾合

三九六

此月の七日、國臣及び伊牟田の二人が、高瀬の松村大成の家を發して南行の途に上りますと、清河八郎は即日角大鳥居照三郎を東道として、筑後の水田に眞木和泉守を訪ひ、此夜密に會見し互に胸襟を披いて談じました。清河は深く眞木の人物に服し、推して九州第一の英雄としました。然うして豊後の小河彌右衛門を見て俱に義擧の事を謀らうと思ふけれども、已れは竹田の劍客中互に面を識つてをる人があつて、自ら往かれぬから、眞木の子弟門生の一人を請ひ、安積五郎と同行して小河を叩かしめむことを相談しますと、眞木は欣然として領諾し、即夜淵上郁太郎を招いて意を授け、淵上は翌旦久留米に到り、眞木の弟小瀧外記長男主馬及び原道太を伴ふて來り、大鳥居理兵衛角大鳥居照三郎等と相會し、眞木を主として徹宵評議をして、外記は安積と同行して豊後の小河を叩き、且つ途次阿蘇の大宮司惟善を説くの策を決し、斯くて清河は水田を去りて先づ高瀬に歸りました。

十日には、松村深藏が熊本より轟武兵衛贈正四位寛胤後に照熾烈之助と稱すを伴ふて高瀬に歸り、また俱に發し、水田を経て肥前の佐賀に赴き、此日小瀧外記は來つて高瀬を過ぎり、安積五郎を伴ふて豊後の竹田に向ひ、清河も阿蘇まで同行しました。

十二日、小瀧清河安積の三人は、阿蘇の宮地に到り、即夜大宮司惟善を訪ひ、十三日は小瀧安積の二人豊後の竹田に小河彌右衛門を訪ひ、また廣瀬健吉等と相見で談全く熟し、十五日には、小瀧安積の二人、豊後より回りに途に清河と相會し、十六日、小瀧は大津驛より清河と別れ、安積を伴ひ高瀬を経て筑後に歸り、清河は此日熊本に入つて永島三平川上彦齋を訪ひ、十八日高瀬に歸りました。そこで肥筑豊の都合は粗ぼ調ひまして、清河安積は松村父子と共に、國臣

と伊牟田との消息を待つてゐましたが、豫定の期限は漸く滿たむとして、二人は猶ほ歸り着きませぬ。人々は薩摩の方の様如何であらうと頗る心配しました。

然うすると、二十四日の夜になつて、國臣と伊牟田とは、飄然として歸つて參りました。こゝを去つて南行する時、約した期限の滿つる前一日でありました。

衆は争ひ迎へて南行の狀を尋ねました。二人は故らに實を告げないで偽りました。計畫は悉く破れて一つも成らぬ。國臣は關所より護送を受けて鹿兒島の城下に入ることは入つたけれども、唯建白書を差出したばかりで直に放逐せられた、伊牟田は地方の巡見役人に捕はれ、隙を窺ふて逃げ出し、身柄は纔に助かつたが、持つてをる物は全く失ふた。たゞ一命を保つて關所を越ゆることの出來たのを僥倖として歸つて來た次第であると申しました。然うして慚愧禁じ難いやうな色をしてをりました。

人々は始末を聞き、相顧みて愕然また茫然でした。川上彦齋も熊本より來て座にゐましたが、失望の餘り、したゝか飲んで酔飽して倒れ臥して了ひました。

元來肥後は九州に於て佐幕論の勢力の強い雄鎮として知られ、別に大藩としての面目もあれば見解もあつて、始より薩摩人の下風に從ふて行動するを好みませぬ。斯かる藩狀藩論の間に獨立して力を君國に盡くさうとする勤王黨の一派、また動もすれば議論に馳するの弊多く、機宜を誤り易い事情がありました。これには國臣も平素から不満を抱いてゐた模様で、彼の

都には吹きもいたらず火の國の

阿蘇が根をろし音のみはして

三九七

と云ふ歌は、國臣が此間の意を述べた作だと語り傳へられる程のことでした。

そこで國臣は伊牟田と相謀り、若し薩摩人の興起した機密を明かにしたら、忽ち諸人に喧傳せられ、早く幕府の知る所となり、或は大事を誤るに至らうと心配をしまして、實を言はぬことにしました。國臣は松村大成の人物志操は、頗る他に異つてをるし、また去年このかたの情誼黙だし難いので、特に松村一人に限つて實を言ひたいと思ひましたけれども、伊牟田は納得をしないで、後日好き時機を見て告ぐるが宜しいと申す所からして、國臣も終に従ひました。松村は後に阿蘇の大宮司より是枝柳右衛門の話した内報を得まして、薩摩の藩狀を知り、國臣が平生の情誼を無みし、斯かる大事を語らなかつたのに慊焉として、國臣を責めたので、國臣は君の家は耳目が多いからと、話されぬ當時の事情を告げて分疏をしまして、松村も纔に納得したさうであります。

此夜、夜更け人の寢靜まつたことを待ち、國臣伊牟田の二人は、密に清河を揺かし起して實を明かし、薩摩の藩狀を語つて相談をしまして、翌二十五日の味爽、國臣伊牟田清河の三人は、假に辭柄を設けて松村の家を出で、筑後の瀬高の驛に到り、書を寄せて眞木を招き、眞木は此夜密に幽居を出で、來り會し、薩摩の興起した藩狀を聞いて深く喜びまして、更に今後の事を議しました。

是より先、清河伊牟田等は、一たび上洛し田中河内介に逢ふて九州の形勢を告げ、粟田口宮法親王の令旨を請ひ、中山忠愛卿を奉じ、重ねて西下し薩摩に入るの策を立て、國臣また共に東上せむことを約してゐました。然るに伊牟田は中山卿を奉じて下るも、薩摩の藩論を激勵するに足らぬ事情を詳かにし、伊集院の驛では枝美玉と相談をした次第もありませんから、此夜大原三位を奉じて下ることを提議し、清河は、依然として中山卿を奉じて下る前説を執り、意見頗る齟齬を生じました。國臣は大久保の内談を聞き、明年は薩藩が必ず大學して出るのを信じてゐまして、中山卿を奉じて

薩摩に入るの可否は必ずしも重きを置いてをりませぬ。唯その最も意を用ふる所は、薩藩の行動猶ほ温和軟弱なるを憂へ、一團の義徒を糾合し、薩摩の急激な同志と相結びて此間に處するの策を講ずるにありました。そこで中山卿を奉じて下ると、大原三位を奉じて下るとは、今暫く不問の案としまして、清河伊牟田の二人は、一先づ上洛し、田中河内介と相謀り、粟田口宮法親王の令旨を請ふて重ねて西下し、眞木と國臣とは、筑豊肥の同志を糾合し、義舉の準備を爲すに決しました。二十六日の曉天、眞木は風雪を侵して水田に歸り、國臣は清河伊牟田と偕に高瀬を指して歸りました。

二十七日、清河伊牟田の二人は、豊後に到り資財を募るを名として松村の家を辭し、路を迂にして先づ熊本を過りました。安積は清河等の重ねて西下し來るを待つを約して獨り留りました。

清河伊牟田等の西下して參つた初めより、松村父子川上彦齋は、直に贊同の意を表して義舉の事を共にするを期しましたけれども、轟武兵衛水鳥三平のやうな老成の人々は、清河等を疑ひ且つ侮りまして、相俱に謀るを好まぬので、松村父子と川上とは頗る遺憾の情を抱いてゐました。國臣伊牟田の薩摩より歸つて來た時、事實を蔽ふて語りませぬけれども、松村等は二人の舉動に於て、稍々察する所があつて、二十八日を以て同志を熊本に會合し、更に之を議する相談をして、宮部鼎藏も五里の外より特に來るを約しましたから、清河等を要して參會を求めました。清河等は所詮談の合ふ見込なきを理由として辭しましたけれども、松村等は強ひて求むるので、勉めて従ひ迂路熊本を過り、國臣も行を同じくしました。

二十八日、肥後の志士轟武兵衛愛敬左司馬末松孫太郎松村深藏川上彦齋の人々は、永鳥三平の家に相會し、宮部鼎藏も後れ來りて議に與りましたが、説は果して清河等と合ひませぬ、互に怫然として別れました。松村川上の二人は、猶ほ甚だ遺憾とし、清河等を追ふて旅宿に至り、諸先輩の意見に拘はることなく、清河等と事を俱にせむと欲する志を告

げました。

二十九日、清河伊牟田は熊本を發し、路を豊後に取つて上洛の程に就き、國臣は松村深藏と同行して高瀬に歸りました。方に是れ此の歳逝くの前一日でした。

文久元年辛酉の除夜、國臣は安積五郎と同じく松村大成の家に留まつて年の徂くを送り、且つ歌を咏んで歳晚の感を述べました。

なげきつゝ今年もくれぬ御心の

やすけき春をいつかむかへん

やはり我が勤王の志士特有の歌で、今年の元旦の作に對照すると、感慨も多く興味もあります。

培覆論と新春の福岡微行

文久二年正月二日、國臣は書を薩摩の同志柴山愛次郎橋口壯助の二人に贈り、薩摩の藩是として決定してをる公武合體論が、到底言ふべくして行はれ難きを説き、今日の計、唯斷じて幕府を覆し、王政に復するの外なきを述べ、末に一首の歌を添へました。

世の人の稱して培覆論と云ふものは即ち此篇で、十餘日の前、川内の向田の驛に於て、二人に向つて切言した所、二人は同志に示して藩論の振興を謀りたいからと、別れに臨み解り易く記して贈與せむことを求めたので、今此篇を作つて寄せたのだと申します。

一橋を將軍とし、越前を後見として、其外可然人材を撰みて有司とし、幕府を扶け以て外寇を攘ふと申候御説は、去年來堀大久保兩兄よりも拜承仕候。且當春御密表の趣も、矢張御同様の由、然バ御一藩の御定説哉と被レ察申候。乍併實に幕府の犯罪を正し、天朝を尊奉し、内政を整へ、外夷を御攘斥被レ成度御了簡に被レ爲レ在候得とも、若し然する時は、却て内争を引出し、外寇に隙を窺はれ、終に恢復も攘夷も、行れ間鋪哉との御懸念より、止事を得ず權道御用被レ成との御趣意、一應御尤に相聞へ申候得とも、其説は癸丑甲寅の砌、幕府のいまだ衰ざる時の事にて、既に家族にては水戸烈公、尾張侯、越前侯打揃はれ、列候には順聖公を初め、土州侯宇和島侯など、種々手を盡し、忠告竭力有レ之候も、却て罰を蒙られ一事も行はれず候。其子細は已に英斷錄にも認置候通り、天然の歸する處にて、徳川氏の自滅する由縁、無レ疑者哉、勿論其頃までは、久鋪徳川氏に制令を受候餘恩も有レ之人心未だ全く翻らざる時に候へば、右良族賢侯の等策略、尤も當れりといふべし。若其時誤て事を擧候得バ、承久の亂の如く、却て關東の爲めに傾覆を取り候事必然也。然るに當時の勢は、江戸旗本を初め、府内の人民に至るまで、聊物を辨へたるものは、皆幕府を恨み悔り候程の事にて、まして諸國の士民は、路頭の嘶に迄不レ斷惡口輕蔑致候程に至り候。幕府を如何に扶け候とも、徒骨折にて、兎ても角でも行はれ間鋪、迂論窮るといふべし。縦へ天威を獎奉りたる上、

勅詔下り候とも、如何なる人あれば、一橋殿を城中に請じ入可レ申哉。益奸賊は姦計を震ひ、當將軍年若とはいへども、廢官を快と思ひ被レ申間鋪、夫は兎もあれ、かくまで天意を叛き人心に離れたる者を何を頼みに力を盡すべきや、畢竟天下の大勢を知らざる僻論といふべし。唯形を以て御覽被レ成たる上よりの事に可レ有レ御坐二候。總じて大小衆寡は形にて、畫圖にても被レ見候ものにて、約る所死物にて御坐候。人心の合離、強弱張弛は勢にて、邊

睡に居ながら被_レ見候者にては無_レ之、極めて活物に御坐候。依_レ之考見るに、先日向田にて御議論の出る處、形を以て御覽被_レ成候所より起り候歟と相窺れ候。古來より英雄豪傑の處置、多くは勢に據て、形には拘り不_レ申候。譬は元弘の亂に、新田氏わづかの兵を以て、鎌倉十萬の勢を追落し候も、北條氏の人心離れたるにて、義貞の見たる所は、則勢にて御坐候。是又大小衆寡に於て論ぜざる處にて御坐候。扱先日敵の多ければ多きほど、味方のしまりと申上候も、こゝらの事にて、所謂小敵の強は大敵の虜と申類にては決て無_レ御座候。怒氣を發し候餘り、細密の辯論に涉りがたく、一時の暴言は御海恕可_レ被_レ下候。且天下の形勢は、たとへは帆船の河水を浜るか如く、風帆は台令の陽形にて、水流は

綸命の陰勢に御座候得ハ、一度順風を止むる時は、忽ち水勢に隨て、流れ下り候儀は、必然の勢に御座候。其上苞桑の勢たる、幕府を壓倒成がたき位の御微運なる天威に被_レ爲_レ在候ハ、如何に我々如き微臣、紛骨を盡し候とも、恢復は勿論、四夷萬國を蹂躪し、東海に帆影も不_レ見様、夷船殲滅は思ひも寄らざる處に可_レ有_レ御座候。能々御考可_レ被_レ成候。斯迄大羊の夷等に蹈付られ候様なる勢に相成來り候時節、久鋪御隠居同様にて、九重の上に被_レ爲_レ引込、楊柳桃李の手に御生育ましましたながら、古今不世出の 明天子、適御即位被_レ遊候事、決て偶然たる義にては有_レ之間鋪、必ず冥々たる 天祖太祖の餘烈、おのづから相顯れ候者にて、此に至りては 天朝恢復し、明末を扶て西土の主とし、三韓の如き、舊貫に復して、日本より府を立て年貢を捧げしめ、永く兄弟の交をなし、我を兄國とし、彼を弟國とし、力を合せて百蠻蠻文の戎奴を馭制し、諸蠻屈伏、華を以て夷を變じ、天の所_レ覆、地の所_レ載、萬緒億端、我神州より興起し、皇化の四表に光被する時節到來と可_レ被_レ思召安候。愚見の處大略如此御座候。返す々々天命人心に御辰被_レ成、柔弱の御説は、いづくまでも御除き被_レ成候様、乍_レ憚御異見申上候。

穴賢。

右の説は全く御親征にあらざれば、天朝恢復は難_レ相成と申處より起り候譯にて、御苦勞は申までもなく、勿體なき御事に御座候得ども、天命の歸する處、無_レ是非事に御座候は、申迄も無_レ之御案内の御事と奉_レ存候得共、御親征の御有事は、承久の亂に北條義時如き大惡逆の者さへ、泰時引かへし相尋候時の答に、若し 上皇の御親征に遇ひ奉らば、脱_レ甲斷_レ弦、奉_レ命之外更に所置なるべからずと申候事も御座候得ハ、鳳輦錦旗動き候時は、双に不_レ血して、忽ち天下一統し候儀疑なかるべし。一着の上は、朝鮮遊歴、長毛匪の交會、相樂み居申候、可笑可笑。

天皇は神にしませは内外の

醜の夷等たちむかはめや

壬戌正月二日

筑前 平野次郎 國臣

薩 藩

道 隆 賢 兄

寒 翠 賢 兄

研 北

(別 紙)

尊藩の伊地知君と歟の説に、エトロフ歟、カモシヤスカ歟に王城を遷し、是より日本中央になさんとの説は、寇

萊公の氣象、さてこそ攘夷の策も可相立、大に感心仕候。季文子が如きは、竟に臆病に陥り候ものにて、首を畏れ尾を恐るゝ時は、決斷は出來不申、兎角斷じて死地に入り、無策の出策に無御座候はては、實用活策に無之、現在に用ひられ不申候半敷。

道隆は柴山愛次郎の名、寒翠は橋口壯助の號であります。培覆は蓋し裁る者は之を培ひ、倒る者は之を覆すの古語より出でたもので、已に倒れかゝつてを幕府だ、討つて覆すが宜しいと云ふ意で、尊攘英斷録には、聊かながら斯かる語を用ひてゐますから、世の人の此篇を稱して培覆論と唱へるのは、或は尊攘英斷録と混同したのではない歟とも思はれますが、今は暫く舊に従ふて培覆論として置きます。

國臣が柴山橋口に此篇を贈つてから二日の後、即ち正月の四日には、宮部鼎藏松村深藏の二人は、自ら往いて田中河内介を見、猶ほ上國の事情を審にせむと欲し、高瀬を發して東行の途に上りました。國臣また密に筑前へ歸つて義徒を募りたいと思ひまして、安積五郎を伴ひ宮部等と途を同くして高瀬を發し、先づ筑後の水田を過り、眞木の幽居を訪ひました。安積は始めて眞木に接して深く敬服し、後ち福岡の吉田三七郎に語つて、生來随分多く世に名ある人物にも會ふたが、嘗て眞木の如く優れた人を見たことはないと申したさうです。

翌五日、國臣と安積とは、久留米の瀬下に到り、眞木の本宅を訪ひ一宿しました。新年の初でもある所から、家人は正式の酒饌を饗して款待しました。明けの朝になつて、安積が痘痕面の獨眼龍で、奇古の風采極めて揚らず、垢だらけの弊衣を着てるを見て愕ろき、夜前の獻酬を氣味悪かつたと云ふ笑話も残つてをります。此時安積は關東の易者木村忠之助と稱し、窮最も甚だしく、身は劍客でも、一小刀を佩びないでゐました。

斯くて國臣は安積を伴ひ、微行して福岡地行の家に戻り、宅後の狭ば苦しい小屋に潜み、近所隣の耳目を避ること數日、晝伏し夜出て、密に義徒を募りました。

然るに福岡は去年の五月に勤王黨の獄案決し、同志概ね處分を蒙り、或は禁錮せられ或は流謫せられてから未だ一年をも閑しない時で、纔に免れて残つてをるものも意氣沮喪して甚だ振はず、戸田六郎高橋正右衛門吉田三七郎などには、國臣頗る勧誘に勉めましたけれども、或は意見もあれば、或は事情もあつて、一人の起つて應ずるものはなませぬ。戸田吉田は國臣等の潜んでをる宅後の小屋を訪ねて參つて安積にも會ひ、時勢の話をもして、吉田は一たび國臣の説に聽いて起うとしましたが、戸田が抑制したので思止りました。國臣は提封五十餘萬石の大藩、斯の如く頼むに足らざるを耻ぢ且つ悲み、慨然として福岡を去りました。

此間國臣は安積の爲に母親と妹とをして衣服を整へしめ、また弟鹿三郎の所藏してをる大小の二刀を取出して安積に與へました。鹿三郎は江戸に行役して家に居りませぬでしたが、後に歸つて狀を聞き、啞然たるの外はなかつたと云ふ話もあります。

安積は國臣に先だつて福岡を去り、回つて久留米の近郊安武村の上野に住む小瀧外記の家に潜み、國臣は後るゝこと數日、密に秋月の海賀宮門贈正五位 戸原卯橋 贈從四位 等を叩き、また馬市の岡部謙助と隈村の吉田重藏とを過ぎり筑後に回りました。

海賀宮門は後に禁錮を破り、藩を脱して伏見寺田屋の事變に殉しました。吉田重藏は齟齬して同志と會はず、親族の要する所となり、大阪より引返しましたが、一たびは蹶起して郷を出でました。戸原卯橋は此時は出ませぬが、翌年は藩を脱して長州へ走り、但馬の義舉に加はつて斃れました。海賀戸原は元來文武の素養もあつて頗る優れた志士

でしたけれども、吉田は草萊の一農夫でしたが、翌年ふたゝび郷を去つて上國に出で、大和の義舉に加はつて捕はれ、元治元年の秋、國臣と同じ日に六角の獄で斬られました。最初の奮發は主として國臣の言説より起つてゐます。今次の歸筑は福岡では意を得なかつたにしても、筑前では此二三の志士を誘導したわけになります。

維新の中興に貢献した國臣の事業の最も著しいものは、蓋し斯の如く滿腔の赤心を傾けて、勤王の旨義を宣傳し、討幕の意圖を遊説し、善く人を動かして感奮興起せしめ、到る處に反響を生じた力と功とでありました。

筑後の志士の奮興と二人の烈女

國臣が筑前から歸つて参りますと、薩摩人の大學して藩を出る期も追々近くなつたので、眞木は正月の十六日に子弟門人を集めて、愈々義舉を企はだつる事を告げ、衆の志を問ひました。子弟門人は皆眞木の節度を奉じて身を致すことを誓ひ、意氣大に揚りました。國臣は此間に於て周旋最も勉めました。

水田の淵上郁太郎は、眞木の子弟中、頗る學問文字もあれば、氣力才幹もあつて、眞木より依頼を受けてをる英物でした。弟謙三と同じく義舉に加はることに決しますと、一たび郷を出れば生きて歸るか死ぬかも分らぬし、家には父母幼妹も居つて兩親の手助けをするものも無い所からして、後の事も考へねばなりません。下川の娘を迎へて置くが好からう、彼の女なれば家は心配も要るまいと云ふわけで、國臣も眞木も至極の賛成をして、一昨年秋、國臣が松村深藏と共に、始めて眞木を訪ふて参つた時、一夜宿つた下川瀬兵衛の娘阿正を急いで娶る相談を調へまして、大島居理兵衛夫妻を表向の媒妁人とし、正月二十八日を以て婚儀を行ふことに取極めました。

下川の方では、娘の伯父や叔母に話しますと、祝儀事は正月にせぬものぢやと云ふし、下川でも多少は支度の都合もあつたので、母親から二月の二日に祝儀を繰延べては貰へまい歎と父の瀬兵衛に頼みますから、瀬兵衛は到底それは承知はされぬだらうが、兎も角も話をしてみやうと、淵上に相談をしますと、淵上は果して然んな馬鹿らしい事のあるものか、思立つたが吉日で、善は急げぢや、日が如何の月が如何のと云ふわけは無いと、無理やりに極めて了つて、豫定の通り二十八日に祝儀をしました。國臣も祝儀の席に列らなつて婿マギラカシと云ふ面白い一役を勤めました。

これは此邊の土地の風俗で、婿さんが極まり悪がる所から、一人の介添人を設け、同席をして式を行ふものださうです。これに就ても、下川の方の伯父などは、知りもせねば顔を見たこともない様な余所の人の婿まぎらかしとは、そりやなんちうこつかと申して不服を鳴らしたのを、淵上それは兄弟同様に親しく交る間柄だからと、段々説明をして、國臣は終に此役を勤めました。それから翌日か翌々日の晩には、膝直しとか唱へ祝儀に列つた人々などを請じ、改めて宴を開いたうですが、その席で國臣はお代はりの出來ないのを通例とする雜煮のお代はりを求めて、據なく大根か何かの生煮の物を振舞はれたと云ふ話も残つてをります。

國臣の一生には花々しい事蹟多く、種々の物語をも留めてはゐますが、元來の人柄は先づ沈着いて靜かで、高い聲で物を言ふやうな風の人でなかつたことは、實際接觸した故老の公論で、また固より好事を喜び悪戯を弄ぶ人柄とも違ひます。それに此時は齡も已に三十を三ツも四ツも越えてゐます。婿マギラカシの一役を勤めたのは、勿論それは國臣に

信頼し國臣を尊敬してをる淵上が、已れの榮譽として特に頼んだのでありませう。

此時淵上の娶つた妻は、七十餘歳の高齡を保ち、大正の朝になつて世を去つた人で、その晩年には、著者も會つて種々の話を聞きました。

淵上とは僅かの間同棲をして一女を遺されたまゝ、淵上は或は捕へられて拘囚となり、或は逃れて他郷に潜伏し、やがて非命の最後を遂げたので、若い時より孤獨の生活をして數十年の久きを送り、終始善く家を守りまして、勤王の志士たる故夫の留託を空しくせなかつた珍しい烈女でありました。

此時久留米の瀬下にも、一人の烈女がゐりました。即ち眞木和泉守の女で、名は阿棹、父の最も愛する所で、人と爲り俊爽にして敏慧、才思もあつて、粗ぼ字を識り歌も解りました。歳方に二十四、いつの間にか國臣と懇懃を通じまして、密に相愛する情人の間柄でした。従弟の大鳥居菅吉から、我が叔父兄弟が國臣等と相謀つて何か事を企はだて、今年の春は或は軍の起らうも知らぬと云ふ秘密を漏れ聞き、女ながらも深く感激しまして、一首の歌を詠み、國臣に贈りました。

梓弓春はきにけりますらをの

花のさかりと世はなりにけり

國臣また答へました。

ますらをの花さく世とし成ぬれば

此春ばかり樂しきはなし

數ならぬ深山櫻も九重の

花のさかりに咲きは後れじ

この阿棹女も長生をして大正十四年の秋に八十七歳で世を去られました。これも著者は生存中幾たびか會ふて、委はしく當時の話を聞きました。

叔父の外記と兄の主馬とは、斯かる歌を詠んだことを知り、愕いて事情を尋ね、それは大事の秘密だから、輕々しく

然んなことを言ふてはならぬと戒めたさうですが、間もなく當時の勤王黨の志士の間には傳はつたものと見えまして、

有馬新七は伏見の寺田屋で難に殉する少し前に、座敷に足を伸べて天井を仰ぎながら、此歌を朗吟して感賞したと云ふ

ことで、自ら状を目撃した阿棹女の弟菊四郎は、寺田屋の事變に難を免れ押送せられて歸つて後、姉さんに語りました。

阿棹女は國臣の意を承けて、爲に多く綿を入れて着籠を縫ひました、當時は筒袖が頗る行はれてゐましたが、國臣は

己れは袖の狭ばいのは好まぬ。尋常にしてくれと頼みましたので、ヤハリその通に縫ひました。それから別に燈袋ひょうちやくを

作つて贈り、一首の歌を添へました。

折々にうちて焼く火の煙あらば

心さすがを忍べぞと思ふ

情思掬すべであります。

阿棹女は後に樋口胖四郎と云ふ人の妻となつて數人の子をも生んだ人で、昔し國臣と懇懃を通ぜられたことは、老後

も固く秘してをられました。これは國臣の方に詠んだ幾首の歌もあれば、他に種々の微憑も残つてゐまして、争ふべ

からさ事實と思はれます。

戀わたる妹の門邊の川の名の

千歳の契かはらずもがな

一日だに妹に戀ふれば千歳川

ついで逢瀬をまつぞ久しき
逢ふことを妹も千とせの川の瀬の

下にこがれて待ちわたるらん

かゝる身となりぬと聞きて契りてし

妹もや我をうとみはつらん

妻とだに契りおかすばかくばかり

逢はざる妹はしのびざらまし

妹と我ふかき契は千歳川

かはる淵瀬にならばさらなん

千歳川は即ち筑後川で、眞木の一家の住んでをる水天宮の境内は、筑波川の岸頭に臨んでゐます。歌は孰れも露骨を極めた作で、歌としては別格の風情はないとして、これは此歳の夏より冬にかけ福岡の榊木屋の獄に囚はれた時、彼の著名な紙撚字で世に留つたものですから、自ら無量の感懐を生じます。

それから二人の關係の始めて起つたかと思はるゝ頃の歌と覺へ、他の幾首の作と併はせ記したが、別に二首あります。確かと國臣の咏んだものと云ふことは出来ませぬけれども、如何も然うらしいので、筆のついでに収めます。

武士戀

ともすれば荒木の弓のにへよはみ

雖れて逢はぬ戀もする哉

梓弓末かはらしと引弦の

ついには切るゝふしもこそあれ

片糸のみだれし末は知らねども

はや打解けてあはんとぞ思ふ

柴山愛次郎橋口壯助の東行と水田の會議

去年の暮、國臣伊牟田の歸るを送り、川内の向田驛に到り、談論を交換して別れた薩摩の柴山愛次郎橋口壯助の二人は、政廳より江戸屋敷の糾合方勤を命せられ、正月二十三日を以て鹿兒島を發し東行する途次、二十八日熊本に川上彦齋を訪ひ、二十九日高瀬に松村大成父子を訪ひ、二月の朔日水田に着いて眞木の幽居を叩きました。國臣は昨日より久留米の方に参つてゐましたが、此日期せずして歸つて來て、偶然相會し與に義學の策を議しました。

國臣と眞木とは柴山橋口の話聞いて、薩摩は藩主茂久公の江戸參勤を見合はせ、實父久光公代はつて藩を出でらるゝ事情を始めて知り、此間に處するの方略を細論しまして、説悉く合ひ、策全く成り、部署して各々擔當する所を定め、國臣は先づ萩に到りて周布政之助を説き、防長人の騷起を促すことになりました。

柴山橋口の二人、また深く眞木の言論志操に敬服し、豫想以上の人物と稱しました。會議の仔細は、二人が下關から有馬新七田中謙助に寄せた書中に見えてをります。然うして此日議定した方略は、眞木國臣等は九州及び防長の義徒を結束し、京都へ出て、田中河内介等と相謀り、久光公の京攝の地へ着かれるのを要し、擁して盟主とし、有馬新七田中

謙助等の一派と力を戮はせ、九條關白を襲ひ所司代酒井若狹守を斫り、柴山橋口は江戸へ出で、水戸人及び江戸に在る諸方の志士を糾合し、東西相應じて一時に義兵を擧げ、幕府を討ち朝廷を扶けて、王政恢復の基を開かうと云ふのでありました。

柴山橋口は翌二日に水田を去りましたが、大久保が京都よりの歸途、今明のうちに此邊を過ぐることを告げ、眞木は密に會見して説くやうにと慫慂しました。眞木また久光公の計畫の内容を質さむと思ひまして、國臣と相談を遂げ、眞木若し羽犬塚に於て大久保と會見することが出来なければ、國臣は之を瀬高に要して面談せねばならぬと約しました。

國臣は自ら羽犬塚の驛亭に就て、先觸の氏名を取調べ、大久保が三日の夜ここを通行するのを知りましたので、眞木は此夜淵上郡太郎を携へて水田の幽居を出で、大久保が深更早駕籠を飛ばして羽犬塚を過ぐるのを要し、淵上の姉婿吉武助左衛門の住宅に請じ入れて會見しました。如何いふ話をした歟、それは分つてゐませぬが、眞木は大久保の談を聞いて聊か意を安んじた模様で、淵上は戸口を守つて人の出入を戒め、吉武は内に居つて酒を温めたさうであります。國臣は大久保が眞木と別れて羽犬塚を去つてから、途中に待受けて駕籠を遮ぎりましたが、己に眞木と會見して來たことを知りまして、暫く立談して匆々別れました。

五日には、宮部鼎藏松村深藏の二人、京都より中山忠愛卿の教書を齎らして歸る途次、來つて水田を過ぎりまして、田中河内介は去る二十五日を以て、粟田宮法親王の令旨を奉じ、西下の途に就く豫定であつたことを告げ、且つ具に上國の形勢を語り、河内介また書を二人に托して國臣等に贈り此意を致しました。そこで、今月の中旬には、河内介が粟田口宮法親王の令旨を奉じて下る次第も分つて、衆心大に振ひました。

義徒の周旋奔走

是より先、阿蘇の大官司惟善は、正月の中旬に薩摩の是枝柳右衛門が豊後を経て上洛する途次來り訪ふて、薩摩人は今年の春京都へ上つて大に爲さうとする事情を詳かにしたので、自ら熊本に出で其事を話しました。それに今は宮部鼎藏と松村深藏とが京都より中山忠愛卿の教書を齎らして歸つて來て、上國の形勢を告げましたから、轟武兵衛永島三平はじめ、専ら慎重着實を旨とする老成の人々も、勤王義舉の事、また必ずしも浮浪の徒の言動のみにあらざるを知りまして、肥後の人の間にも驟起奮興の説漸く盛に起りました。

豊後の小河彌右衛門も、是枝柳右衛門の談に依つて、薩摩の事情を知り、熊本に參つて村上良齋と云ふ人より宮部等の歸つたのを聞き、二月の六日に馳せて松村大成を訪ひ、翌七日は水田に眞木を訪ひました。小河の此行は、久光公の鹿兒島を發駕せらるゝを期とし直に上洛するつもりで、豊後を出てきましたけれども、宮部等が歸つて來たので、京都の形勢を詳かにし、且つ田中河内介が近く令旨を奉じて西下する報告を得ましたから、豫定の計畫を變じまして、筑前の山家若くは筑後の松崎の邊に於て、河内介を迎へ同行して薩摩に入らうと思直しました。眞木も近ごろは久留米の政廳の注目する所となつて、到底長くは水田に留つて居られぬ勢を生じたので、田中小河と相伴ふて入薩する意を定め、同じく南行する約束をしまして、小河は先づ筑前の秋月に到つて海賀宮門等の近狀を問ひ、續いて河内介の來るを迎ふる爲め、八日には一先づ水田を去りました。

此頃の數日に於ける國臣の動靜は、具體的に明確でありませぬが、蓋し日夜筑後肥後の間を奔走周旋して、義徒の糾

合と結束とに力を致したものと見えます。豊後の廣瀬健吉が日向延岡の蘇木村に勤王僧胤康を訪ひ、更に小河の後を追ふて肥後に出で、松村大成の家を過ぎりますと、國臣の參つてをるのに出會ふたと申します。恰も八日か九日に當ります。廣瀬は水田に到つて大鳥居理兵衛に逢ひ、また直に小河の後を追ふて去りました。

此頃は田中河内介が令旨を奉じて西下し來る期日方に切迫を告げ、また島津久光公の發駕せらるゝ豫定は二十五日で、近く旬餘日の後となりまして、愈々義徒の糾合と結束とを謀つて之に應ぜねばなりませんから、最も國臣の奔走周旋を必要とします。それに久留米の政廳は眞木等に注目を加へ、同志の行動漸く意の如くなり難く、やがて思々に脱奔せざるを得ざる勢は已に熟してゐたので、國臣は此間に於て、特に多く處する所がなければなりません。その自ら防長の地方に入りて遊説するのを思止まり、淵上郁太郎をして代はつて萩に行かしたのも、或は此等の事情から起つたのでありませう。

十二日に、眞木の弟大鳥居理兵衛は、子の菅吉及び甥の宮崎槌太郎を従へ、名を水田天満宮の社用に托し、家を出て大雪を犯して上洛の途に就きました。理兵衛は政廳に對し兄泉州を監守する責を負ふてゐますから、泉州にして脱奔する時は、直に己れの過失として尤められ、自ら家を出ることの出來ないのを恐れて、先づ去つたのであります。

此夜眞木は密に水田の幽居を出て、久留米市外の弟外記の家に、老母妻及び男主馬女小棹等を招きました訣別し、また密に吉田式衛を迎へて後事を囑み、翌日の夜水田の幽居に歸りました。

十四日、淵上郁太郎は防長の地方に入り、義舉の事を説いて同志の奮發を促す爲め、角大鳥居照三郎は下關小倉の邊に於て田中河内介を迎ふる爲め、分れて各々家を出ました。此時淵上は幸田大助と稱し、角大鳥居は川崎三郎と稱しました。

小河彌右衛門は秋月に到りて密に海賀宮門の幽居を訪ひ、且つ戸原卯橋等に會ひ、廣瀬健吉が追ふて來るに及び、相伴ふて秋月を去り、太宰府に眞木の弟小野加賀を訪ひ、次で山家の驛に足を留めて、田中河内介の來るを待ちましたが、河内介は終に來りませぬでした。

眞木和泉守の南走と子弟の脱藩

久留米の政廳は、去年このかた他國の士人が多く水田に出入する事實を知り、また近ごろ眞木が禁を破つて大久保と羽犬塚に會見した痕跡を認めまして、頗る注意をしてをりましたが、大鳥居理兵衛の一行三人、十二日を以て水田を出で、淵上角大鳥居の二人、また十四日を以て各々家を去つたことを聞き、眞木の脱走また遠からざるを察しまして、十五日の夜、急に吏員を水田に遣はし、守卒を村の四境に置いて警戒を嚴びしくしました。

眞木は政廳の警戒漸く嚴重となるを見まして、若し田中河内介の來るを待ち合せ、逡巡して一日後れむには、必らず拘囚の身となることを思ふてをりますと、十六日になつて、政廳では今夜を以て命を傳へ、他所に移さうと云ふ評議の熟したのを密に告ぐるものがありましたから、急に策を決し、此日の正午頃、淵上郁太郎の弟謙三及び吉武助左衛門の二人を従へ、白日公然として幽居を出で、刃を露はした槍を掲げ、火繩付の銃を携へて守卒を脅かし、監視線を破つて逸し、間道を取り先づ高瀬を指して走りました。末男菊四郎適々久留米より參つて父が已に脱し去つたことを聞き、また直に後を尾して脱し、追ひ付いて従ひました。

豊後の廣瀬健吉は、田中河内介が期を誤つて來らぬのを見、重ねて眞木と相談するつもりで、小河の意を承け、此日

水田に來ましたが、恰も眞木が脱走した後で、混雜を極めてゐますから、去つて羽犬塚の驛に宿り、明日松崎の驛に回つて小河と會ひました。豊後の同志高野直左衛門も、小河廣瀬の後を追ふて、此日の晩景また水田に參りましたが、これも脱走の事變を聞き、愕いて去りました。

國臣は久留米より馳せ來り、下川瀬兵衛の家に就いて、密に眞木の脱走した狀を尋ね、また直に久留米を指して回へりました。

此夜久留米では、原道太贈從四位、荒卷半三郎贈正五位、刀酒井傳次郎贈正五位、威鶴田陶司贈從五位、中垣健太郎贈從五位、古賀簡贈正五位の六人、路を豊後の日田に取じて脱し、小瀧外記は路を肥前に取つて脱し、外記の家に潜んでゐた安積五郎また此時を以て去り、眞木の長男主馬、理兵衛の長男次郎は、各々家を守つて留りました。

國臣は此日水田に到り、眞木の脱走した狀を詳かにし、ふたゝび久留米へ歸へり、夜深けて密に瀬下の眞木の本宅を訪ふて別れを告げ、一先づ南の方高瀬を指して去りました。

眞木は十七日の曉天、高瀬に到り松村の家に投じますと、宮部鼎藏松田重助永鳥三平隄松左衛門等が、田中河内介の來るのを途に迎へむとて、熊本から參り合はせてゐましたので、孰れも面會を遂げまして、即日舟を僦ふて菊池川を下り、途より舟を棄て間道を取つて南行し、十九日松橋の驛より海を航し、二十一日薩摩の阿久根に到り、斯くて鹿兒島の城下に入りました。

眞木が幽居を出て、脱走したことを聞いて、久留米の政廳は大に愕ろき、急いで捕手を諸方に放ち、脱走者を追跡するに忙はしく、物情恟々として人心混雜を極めました。

大鳥居理兵衛の一行三人は、十八日長州の竹崎に到りて白石正一郎を訪ひましたが、翌十九日下關に於て、久留米よ

り追跡して來た捕手の拘する所となり、即日押送せらるゝ途次、理兵衛は筑前の黒崎で輿中に自殺しました。それは此文久二年の回天運動に係はる劈頭第一の殉難者で、兄和泉守も己に捕はれ事全く破れたと思ふて死を決したのであります。

淵上郁太郎角大鳥居照三郎の二人は、十六日下關に到り、竹崎に白石正一郎を訪ひ、密に相談をして、淵上は急行して萩に赴き、角大鳥居は小倉まで回つて田中河内介を待つてをりますと、十九日角大鳥居は先づ捕手に搜がし出されて捕はれました。淵上は十八日萩に入つて久阪玄瑞土屋矢之助に逢ふて事を謀り、久阪と俱に土佐の吉村寅太郎を旅舎に訪ふた後、急いで歸る途中、秋吉臺で捕はれました。眞木の弟小瀧外記また肥前の領内に於て捕はれ、各々拘囚の人となりました。

原道太荒卷羊三郎等の六人は、豊後の日田から間道を取り、英彦山を越えて豊前の中津に出で、一行中の四人は、海路より直に東上し、原荒牧の二人は、國臣の紹介を以て竹崎に白石正一郎を訪ひ、白石の庇護を受けて潜伏しました。安積五郎も都合好く脱して上りました。

國臣は十六日に久留米と水田を去來して奔走し、眞木の狀を問ひ、義徒の脱走を助けた後、また肥後に入り、留つて熊本と高瀬の間を去來して同志の結束を謀ること數日、宮部松村及び松田重助山田十郎等は、猶ほ田中河内介の來るを待つて策を決することを期し、松田は筑前の境まで出で、迎へむとしましたけれども、河内介は約に違ふて來なかつたので、人々は種々の疑惑を生じ、議論また紛々として起りました。國臣は肥後の事多く頼むべからざるを憾み、轉じて肥前の佐賀に入り、義徒を募り、また一たび筑前の境に歸り、馬市の岡部謙助を訪ふつもりで、二十日に高瀬を去り、北を指して行く途上、廣瀬健吉が小河彌右衛門に別れ、肥後の形勢を視察して來るのに逢ひました。廣瀬は國臣の談を

聞いて、自ら南行する必要なきを知り、相伴ふて引返し、久留米に小河と會ひました。

小河の従僕竹五郎が、十七日久留米の眞木の家にて、難を畏れて逃れ潜んだのを怪まれ、政廳の拘囚する所となり、且つ小河の手荷物をも押収せられたので、それを取戻さうとして、政廳に掛合をして、數日久留米に足を留めたのですが、二十一日に及びて、竹五郎は解放せられ、手荷物も交付を受けましたから、廣瀬と俱に南行して肥後に向ひました。

旅費の窮乏と志士の苦節

斯くて國臣は久留米に於て小河廣瀬と別れ、また密に歸つて筑前の境に入り、二十三日馬市の岡部謙助を頼みまして、書を福岡の父親吉郎右衛門に寄せ、筑後肥後の間に足を留めて薩摩人の出境を待つてをる由を告げ、且つ旅費の窮乏を訴へて金二兩の贈與を求めました。

益御靜泰奉_ニ恐悅_ニ候_ニ私義無異罷在候、御消念可_レ被_レ爲_レ下候。扱其後周旋今程南筑西火邊に遊び、薩之出掛相待居申候。就而は旅費拂底に相成甚難澁仕居申候間、金子貳兩程御調達被_レ下間敷哉、左候は_レ暫之處取續き、薩勢出懸に相成候上は、如何様にも相成可_レ申相考居申候得ども、彼方次第に延引に而、大に手支に相成申候に付、無_レ據右之處御相談申上候、此段御聞納可_レ被_レ爲_レ下候。恐惶謹言。

二月二十三日

吉郎右衛門様

田 中 作 八

馬市は福岡を距ること約八里、岡部は自ら書を齎らして行き、金子を領して歸りました。

國臣は去年の十月にも、書を父親に寄せて金二兩の贈與を得ましたが、今また此事を見ます。物價の低廉な當時の金の購買力は甚だ豊富で、今日とは比較せられないとしましても、しかし二兩は格別の多額とも申されませぬ。それに猶ほ斯かる不自由をを極め、心力を傾け奔走周旋して君國の事に勤勞したのであります。志士の苦節苦心は、自ら想ひやられます。

國臣は筑前の南境に入つて、岡部謙助吉田重藏の徒を訪ひ、馬市隈村の邊に潜むこと數日、此間に於て、二月二十五日に決定してゐた島津久光公の發駕が三月の中旬に延期せられたことを知りまして、岡部の福岡より金子を領して歸つた後は、轉じて肥前の佐賀に入り、枝吉奎助江藤新平等を見て、驟起を促しましたけれども、佐賀人は急に動きませぬでした。そこで去つて筑後の柳河に川邊源太郎の家を過ぎり、斯くてふたゝび肥後に入り、熊本高瀬の間を去來して、専ら同志の糾合を謀り、薩摩人が久光公の駕に隨ふて境を出るのを待ちました。

吉田重藏は此時の義學の企には與るを得ませぬですけれども、一たびは志を立て家を出で、郷人の引戻す所となり、翌年の春、國臣が福岡の獄に居る頃、肥後の松田重助に従ふて出で、大和の義學の一人として身を致しました。岡部謙助は病弱で、翌年の夏世を去りましたが、夙に慷慨國を憂ふるの志篤く、最も國臣を信じ、吉田と同じく、草萊の農夫を以て勤王の大義を解してをる人でした。然うして家は筑後に近い境上でしたから、國臣は折々密に來て訪ふたのでした。佐賀の遊説は終に一人の義徒を募ることは出来ませぬでしたが、江藤新平は此歳の六月獨り奮ふて藩を脱し、翌年の夏は福岡と下關とに國臣を尋ね廻はつてゐますから、必ずしも此時の遊説と相關する所がないとは申されませぬ。

柳河の川邊源太郎は一昨年頃より交を結び、嘗て共に松村大成父子高木元右衛門等を訪ふたこともありました。此時の義舉には加はりませぬけれども、元治慶應の頃には、一個の志士となつて行動しました。

肥後人で此時の義舉を賛し、蹶起して上國まで出たのは、内田彌三郎贈從五位 秀、竹下能雄贈從五位 重、楯楯及び農夫緒方榮八の三人でした。肥後に於ける他の幾多の先輩同輩は、概ね中途より異義を抱いて自ら抑制したに拘はらず、此三人のみ斯の如く蹶起して出たのは、主として松村大成の援助から生じたとは申しましても、國臣の奨励鼓舞は最も與つて力のあつたもので、農夫の緒方榮八は別けて然うだと聞えてをります。

後に入江八千兵衛若くは旭健と稱して名を知られた木曾源太郎贈從五位 五も、國臣の熱心なる勸誘を受け、深く感動しましたが、身一たび藩を脱すれば忽ち累を養家に及ぼすを恐れ、強ひて自ら抑制し纔に止みました。

島津久光公の發駕

薩摩では久光公が藩主茂久公に代はつて藩を出で、勅命を請ふて京都江戸の間を周旋し、力を國事に盡くさるゝ内議は、去年の冬より決定し、計畫の内容は猶ほ暫く秘密として、茂久公自ら恆例の江戸參勤をせらるゝやうに聞えておましたが、新年の初になつて、久光公自ら小松帶刀中山尙之助大久保一藏等を従へ、多數の士卒を率ひ二月二十五日を以て藩を出でるゝことも發表せられ、人心も盛に振ひ起りまして、發駕の準備に忙はしい最中、西郷は三年このかたの謫居を免ぜられ、大鳴から歸つて參つて、豫定の計畫に異議を唱へたので、二月二十五日の發駕は、一先づ延期せられました。三月十六日となりました。

豊後の小河彌右衛門高野直左衛門肥後の宮部重藏松田重助長州の堀眞五郎來原良藏等は、鹿兒嶋の城下に到つて藩内の事情を知らむと欲し、一方ならぬ苦心を費して入薩を企はだて、來原は公用と稱して一たび城下に着き、小河等は鹿兒嶋の近傍市來の驛まで參りましたけれども、孰れも當該の役人より退去を迫られ、要領を得ないで困つてをる所に、種々の經緯もあつて、有馬新七田中謙助村田新八の三人が、小松大久保の旨を受けて來まして、久光公の東行は、單に藩主の代理として江戸に出で、累年參觀を寛假せられ、且つ新に藩邸造營の費用を給與せられた謝意を述べ、傍はら藩邸造營の土木を監督する爲で、他に何の趣旨もないことを告げましたが、有馬田中は、私の話として、久光公の東行は恆例に異り、多數の士卒をも率ひ、また兵器糧食の準備をするなど、如何しても尋常の東上とは認め難く、藩内の志士でも、隨從の命を蒙らぬものは、自ら脱して出やうとする内情を語り、然うして久光公及び左右の人の趣旨は、要するに朝廷と幕府の間を周旋し、勅命を奉じて幕政の改革を謀らうと云ふに止まり、同志の待望とは齟齬する姑息因循の計畫であることを密に告げました。

有馬田中は薩摩に於ける純正勤王黨の巨魁で、夙に急激の意見を抱いてゐまして、國臣とは舊識の間柄、夙に消息の相通する許りではなく、此時は已に柴山愛次郎橋口壯助の二人が、水田に於て眞木國臣と議定した方略を詳かにしてもをれば、近ごろ入薩した眞木とも幾たびか相會ふて所見を同うしてをりますから、小河等の一行とも互に城府を撤して細見を交換しまして、久光公及び左右の人の趣旨は、斯の如く姑息因循だとしても、若し諸方同盟の志士が、此機會に於て、先づ義を京攝の地に擧げて之を擁するならば、久光公また必らず決せらるゝであらうと云ふことは、機微隱約の間、相互の見る所自ら一致しました。

そこで小河等の一行は、薩摩の内情は善く解つたし、久光公の發駕も數日の後に迫つてゐますから、急いで市來を發

し、晝夜兼行北を指して歸りました。

三月十六日久光公は豫定の通り鹿兒嶋を發し東上の途に就かれました。藩主修理太夫茂久公留つて藩を守られ、家老喜入攝津之を佐けて政を行ひ、側役小松帶刀は家老の職を攝し、小納戸役中山尙之助小納戸役大久保一藏は並に側役の職を攝して久光公に従ひました。此他側役谷川次郎兵衛小納戸役汾陽五郎左衛門以下扈從儀衛の職員、及び海陸二手に分れた隨行の士卒都べて一千餘人、有馬新七田中謙助柴山龍五郎後の三島彌兵衛後の子是枝萬助大山彌助後の公西郷眞吾後の侯後藤原冬一郎後の吉原彌次郎後の谷元兵右衛門後の橋口吉之丞有馬休八林庄之進岸良三之助岩元勇助深見休藏森新兵衛吉田清右衛門等、後ち伏見寺田屋の一舉に加はつた先輩後輩の同志また概ね此内にゐました。隨行の人員に入るを得なかつた大脇仲右衛門阪本彦右衛門指宿三次森山新五左衛門贈從四位永治山本四郎贈從四位義徳の五人は、公の駕已に發した後相謀つて共に脱し、海路長崎を経て下關に向ひ、美玉三平も別に脱して東上しました。

國臣は小河等の薩摩を指して參つた時、猶ほ留つて肥後にゐましたが、これは初より薩摩人が必らず大學して出ること信じ、待設けてをりましたし、今は久光公が愈々發駕せらるゝよしを知つて喜びました。情は歌に現はれてゐます。さそひ出し櫻島根の春風に

みやこの花もにほひそめてき

久光公の發駕せらるゝ前々日の三月十四日には、豊後を指して急いで歸る小河が通行して來ました。久光公より早く大阪に出で、事を謀らうと豫ねて相約した次第もあるので、此日は高瀬を出で愈々東上の途に就き、小河と同行して先づ竹田に參つて留ること二日。

此時竹田は小藩ながらも重臣の中川土佐中川傳次郎田近儀左衛門以下、門閥權要の人、また小河等志士の説に耳を傾

くる者多く、藩論頗る振ふてゐました。國臣之を見て深く嘆美しまして、評して譽藩勤王とも云はれる状は、薩摩も猶ほ及ばぬと申しました。

十八日、竹田の同志十餘人の一行と供に發し下關を指して立ちました。竹田を去るに臨み二首の歌を詠みました。

いざ誰も行って折らなん紅葉山

とても散るべき色はみえけり

數ならぬ草の下葉の露の身も

しなばや死なん大王の邊に

長州竹崎に於ける西郷との會談

國臣は三月の二十一日に、竹田の一行と同じく豊前の大里へ出で、即日小河及び赤座彌太郎を伴ひ海峽を越えて、竹崎の白石正一郎を訪ひ、こゝから小河と共に各々一書を作り、密に事情を秋月の海賀宮門に告げました。當時海賀は前に申した山流しと云ふ妙な流罪中の身で、片田舎の山中に幽囚されてゐましたが、二人の内報を得ると、直に禁錮を破つて藩を脱し、大阪に於て追付きました。

白石の家には、薩摩の森山新藏波江野休右衛門會山九兵衛の三人が宿つてゐまして、折しも山田亦助土屋矢之助も萩から參つたので、白石は小河國臣を合はせ、薩長筑豊の人を一堂に會し、盛宴を設けて之を饗し、豪興涌くが如く快談盛に起りました。森山新藏は安政五年の冬、月照入水の後、大久保海江田が國臣の歸るを追ひ、夜行六里重富の驛に到

つた時、金五兩を贈つて國臣に餞するの資とした人、波江野また國臣の留囑を受けて月照の墓表を建つるに與りました。然うして舊縁最も深き西郷村田の二人、また近く到らむとするのであります。國臣の此時の今昔の感は自ら思はれます。

翌二十二日の曉天、西郷は村田新八を伴ふて白石の家に着きました。

去年の冬、國臣が尊攘英斷録を抱いて薩摩に入説した頃までは、西郷は猶ほ大嶋に居りまして、勿論それは會ふことは出来ませぬでした。此春になつて大嶋から召し還へされて鹿兒嶋に着いてみると、久光公が將に發駕せられむとする時で、西郷は別に見る所の意見があつて、反覆主張しましたけれども、結局容れられぬで、然らば已むを得ないと云ふわけで、一旦は全く退いて了つたのを、大久保は此間に於て、段々力を調停に盡した所からして、ふたゝび出ることになつて、久光公から行々九州の形勢を視察し下關まで參つて待つてをる様にと云ふ沙汰を受け、また浮浪の志士を鎮撫して過激の行動をさしてはならぬと云ふ内意も蒙りまして、久光公の發駕よりも三日前に、村田新八を携へて鹿兒嶋を出で、下關を指して行く途中、森山新藏より特に使を遣はし勉めて早く參るやうにと促して來たので、道を急いで今しも白石の家に着きまして、偶然國臣と會ふたのであります。

五年の前月照と波を踏んだ時の船中に別れてより今始めて相會ふたのですから、互に感懐の多かつたことは察せられますが、西郷は白石の家に居ること纔に一日で、他人と寛談する暇に乏しかつたのですけれども、國臣は交態おのづから尋常に異るので、獨り能く寛話を遂げて舊情を語り且つ時事に及ぶを得ました。西郷は國臣の決心甚だ堅く、如何しても此機會を以て義兵を擧げねばならぬと思込んでをる様子を見まして胸襟を披いて與に談じ、先年は月照師と同じく死すべくして死せず、不思議の命を偷みて今に至つた。然うして今また公等と同じく斃れねばならぬ時となつた。いづれ斷乎

たる決策を立て諸共に戦死を遂げやうと申しました。また我が生命は五年このかたの借財である。當さに此機會を以て返済せねばならぬと申しました。

國臣は十分の覺悟をして飽くまで事を擧ぐるつもりで蹶起してゐますけれども、薩摩人の行動に就ては、猶ほ多少の懸念をしましたが、寡黙沈重の西郷が斯かる話をするのを耳にして深く感激しました。久光公及び小松大久保等の態度に慊焉としてをる諸方の義徒も、西郷が斯かる話をしたのを聞き、相傳へて意を強くしまして、意氣頓に振ひました。

小河が當時郷國の同志に贈つた書中には斯う述べてをります。

今夜、深更薩州より大嶋三右衛門村田新八着に御坐候。二十二日に森山一同に又々白石の家にて面會致候。大嶋は元と西郷吉之助(吉兵衛の誤)と云ふて、彼の月照と一同一旦海に投じ候得共、引上げられて蘇生したる男にて、扱も斯かる勇夫大膽の人、今の世に可し有とは思寄らざる程の人に御坐候。平野は西郷が海に入りたる同船の人にて、特に交深く候。

また別にも斯う言ふてをります。

今度下關白石の家にて、次郎は久々に面會しけるに、三右衛門は果して今度の大事を己が任として勇決すべきさま言外に思知られたるとぞ。一敏も初て面會するに、勇威逞しく膽略世に勝れたるさま、斯かる人の今の世に在るべしとは思はざりき。

西郷も後に徳之嶋より木場傳内に贈つて、己が久光公の嚴譴を蒙り、ふたゝび南洋流謫の身となつた消息を告げた書中に、左の一節があります。

筑前浪人平野次郎と申もの、此以前月照和尚之供いたし御國元へ參り、臨終之時も同敷罷在候人にて、夫より方々

徘徊いたし、周旋奔走勤王之爲盡力いたし艱難辛苦を経候人に御坐候。右之者至極決心いたし居候故、又其方と死を共に可致我等に相成候、いづれ決策相立候て共に戦死可致と申置候。勿論死地之兵にて、生國を捨父母妻子に離れ、泉公之御志被爲在候段奉慕候に付、都て箇様に申候ては、自負之様御坐候得共、我をあてにいたし出候故、我死地に不レ入候ては、死地之兵を扱ふ事出来申間敷、何篇諸方の有志は大坂にて都て私より引しめ置候處、有村俊齋阿久根より極々急にて京師に参り、早々御中途まで又々踏返申候。其折平野と川下り一緒にいたし候處、私の決心を平野より相咄候由、然る處俊齋より右之趣申上候處、至極之御立腹にて斯様に罷成申候。

西郷が久光公の嚴譴を蒙り、ふたゝび南洋流謫の命を受けて大坂より還されたのは、國臣が播州の大藏谷に参つて藩主黒田長溥公の駕を遮ぎつた數日前のことでしたが、その嚴譴を蒙つた重要な原因は、國臣が竹崎の白石の家に於て會談した次第を海江田に話したのを、海江田は久光公に具状したからだと云ふのです。

安政戊午の大獄の前後までは、海江田も西郷と提携して力を國事に致してゐましたけれども、此頃は全く相離れて了つて、専ら久光公の意圖に承順してをりました。國臣は斯かる内情を知りませぬから、やはり従前通の間柄と思ふて、伏藏のない話をしたのでありませう。

上國の同志と大阪の二十八番長屋

國臣は竹崎の白石の家に於て、西郷と久しぶりの會見を遂げましたが、その夜直に小河等の一行と共に、竹崎を解纜

し大坂を指して上りました。西郷も森山新藏村田新八の二人を伴ひ、此夜また別に船を雇ひ、同じく大坂を指して上りました。

連日の船中、小河は墨斗の筆を執り、國臣の談を請ふて月照の入水の始末を記しました。維新の後に『明烏』と題して刊行せられ汎く世に行はるゝ小河の遺著は即ち是で、書中に國臣が月照のことを述べた長篇の今様歌を収めてあるのは、一行の船やがて大阪の宇治川に入らうとする頃、國臣が自ら謠ふのを聞き、書き取つたのだと申します。小河が船中に筆を執つて國臣の談を記したのは、蓋し竹崎で西郷森山波江野等と相會ふて當時の舊を語るのを聞き、深く感興を動かした故でありませう。

國臣は小河の一行と、西郷等よりは一日早く二十六日大坂に着きまして、先づ土佐堀の旅店讃岐屋に投じ、二十八日は移つて薩摩屋敷に入りました。こゝには田中河内介父子青木頼母中村主計千葉都太郎藤本津之助飯居簡平清河八郎安積五郎伊牟田尙平等の一團、久留米の原道太西井傳次郎鶴田陶司中垣健太郎荒卷羊三郎古賀簡二の六人は、己に参つてをりました。

田中河内介は肥筑豊の同志と相約した次第もあつて、二月の中旬には、中山忠愛卿を奉じ粟田宮法親王の令旨を齎らし九州へ下るつもりでしたが、種々の故障を生じ、計畫意に任せ兼ねて逡巡してをる折しも、柴山愛次郎橋口壯助の二人は江戸に赴く途次、上洛をして、久光公は二月二十五日を以て愈々發駕せらるゝ事情も分りましたので、今は自ら行く必要もない、寧ろ久光公の着駕を待つて事を謀るが好いと云ふ所からして、京都に留つて義徒を糾合してをりました。

然るに、京都では、故井伊大老の子掃部頭直憲卿が、幕府の命を受け、去年の冬皇妹親子内親王の降嫁せられた謝意

を表する上使として入洛することになつて、町奉行は洛中の警察を厳密にし、頻に浮浪の人を物色するので、河内介等も偵吏の注目を免れ難く、今は安閑として居られぬ形勢となりました。

柴山愛次郎橋口壯助の二人は、藩を出る前から有馬新七田中兼助と相謀つて、別に計畫を立て、京都より伊牟田尙平を伴ふて江戸に下り、水戸長州土佐はじめ、諸方の志士を語らひ、千代田城を焼き老中を斬り、京都と策應して事を起し義を擧ぐるつもりでしたが、江戸では正月十五日に安藤對馬守を襲ふた阪下門の一擧が失敗に歸した後で、幕府の警戒は嚴重となり志士の意氣は消沈し、内外の事情は全く豫期する所に違ひまして、到底手を下す餘地はないので、念を江戸に斷つて西上すると、恰も河内介の一團が進退に苦む時でした。

そこで段々評議を遂げ、京都の薩摩屋敷に勤めてをる鶴木孫兵衛等の説もあつて、三月の二十日に、伊牟田尙平は先づ久留米の同志四人を伴ふて大阪に下り、續いて田中清河安積等も下つて土佐堀の薩摩屋敷に投じましたが、留守居役の松崎平右衛門は固く執つて庇護を與へませぬ。柴山橋口は此間に種々苦心をしまして、これも江戸より近ごろ上洛してをる堀次郎に相談をしますと、堀は別に自ら見る所があつて、納得をしまして、大阪へ下つて松崎を説き、一切の責は自分に於て引受け、決して迷惑を掛けないからと申して激談をしたので、松崎も我を折つて堀の言に従ひ、田中清河等の一團を二十八番長屋といふに收容しました。これは國臣の大阪に着く四日前であります。

堀次郎が大阪屋敷の留守居役を説いて、諸方の義徒を二十八番長屋に收容して寢食を給與したのは、素と義徒の志と事とを贊助したのではなく、久光公の駕未だ到らざるに先だち、暴發して急激の行動を取るのを懸念しまして、暫く慰撫して無事を謀つたものでした。田中河内介等の一團、方に幕府の追捕を受けやうとして窘窮してをるのを見まして、堀の專斷した取計で、外觀は庇護を與へた姿となりましたけれども、内實は義徒の激發を防ぐ趣意から起りました。久

光公は播州の室津に於て大阪の屋敷に多數の浮浪を收容した報告を聞かれました、始は頗る愕然とせられた模様でしたが、堀の辨明を得られてから、成程然う歎と首肯せられました、却て嘉賞せられたと申します。

二十八番長屋は、薩摩屋敷の外で、構えは別になつてゐましたが、やはり屋敷の一部として附屬したものでありません。

秋月の海賀宮門、肥後の内田彌三郎竹下熊雄緒方榮八も、やがて二十八番長屋に入りました。此外薩摩の橋口傳藏弟子丸龍助永山萬齋西田直五郎伊集院直右衛門木藤市助等は、日州佐土原の富田猛次郎と共に、各々江戸の屋敷を脱して來り、中島の旅店魚屋にをりました。長州の久阪玄瑞寺島忠三郎入江九一橋崎彌八郎橋崎忠助天野清三郎中谷正亮福原乙之進久保清太郎中谷茂十郎中谷彪次郎堀眞五郎小倉松三郎伊藤傳之助品川彌次郎白井小助香川助藏山縣小助船越清藏等の約二十人は、長州屋敷に留り、土佐の吉村寅太郎宮地宜藏吉松縁太郎の三人は、寓して長州屋敷にゐました。薩摩の森山新五左衛門阪本彦左衛門指宿三次山本四郎の四人、また藩を脱して來り、美玉三平最も後れて來り、是枝柳右衛門は田中河内介等と同じく京都より來ましたけれども、孰れも分れて二十八番長屋の外に居りました。互に來往して氣脈を通じ、久光公の着駕を待つて事を擧げむと欲し、意氣ながら天を衝くの概がありました。

西郷森山村田の三人は、國臣等に一日後れて、三月二十七日に大阪へ着きました、西郷は元來夙に幕府の嫌疑を蒙つた人で、氏名も大島三右衛門と稱してをる身ですから、世間の耳目を憚つて屋敷にも入らず、森山の親交する加藤十兵衛の家に暫く潜みまして、長州の穴戸九郎兵衛久阪玄瑞等に會見したまゝ、直に伏見を指して上りました。

伏見の薩摩屋敷に於ける西郷大久保等との會談

四三〇

四月の初になると、久光公着阪の期日も近づきまして、人心自ら動き立ち、形勢も漸く迫つて來ました。

國臣は西郷を見て今一たび時局を談し、且つ回天の密策を朝廷に獻ぜむと欲し、六日の夜、小河と偕に淀川を遡り、七日の朝早く京都に入り、錦小路の薩摩屋敷を叩いて西郷を尋ねまして、此屋敷に居らぬことが分りましたから、直に伏見の方へ引返へし、假屋守本田彌右衛門の役宅を訪ひますと、西郷大久保森山村田皆座にゐまして、大久保は下關から久光公に先だつて急行し、昨夜を以て始めて來り、幾んど徹宵論談し、今また將に河を下つて回へり去らむとする時でした。本田小河國臣を合せて主客都べて七人、時勢から申しても、人物から申しても、寔に珍らしい群雄の會合で、記るすに足る話も多かつた筈と思はれますが、惜哉仔細のことは傳はつてゐませぬ。たゞ小河の記録に、西郷が久光公の馬首をして必らず空しく東せしめぬと語つたよしの見えてゐるのと、本田の懷舊談に國臣が急激の説を唱へたことを抽象的に述べてゐるだけに止ります。此時國臣は彼の赤裸々の討幕論を立てた回天三策の密奏書を懐にしてゐたので、すから、その急激の説を唱へたのは、勿論それは然うでありせう。

是より先、久光公の一行、三月二十八日を以て下關に着かれますと、九州及び防長の志士、陸續として京攝を指して出で、公の着駕を機會として事を起さむとする形勢は悉く明白となりました。然うして行々浮浪の徒を鎮撫し、下關に於て公の着駕を待つやうにと命ぜられた西郷は早く去つて此地に居らぬ許りでなく、却て自ら魁首となつて事變を激動するが如き痕跡を留めてをります、そこで久光公及び公の左右は激徒の行動を憂ふると共に、深く西郷の心事を疑はれ

まして、急に豫定の日程を變じ、下關に留つて前途の事を評議せられました。

白石正一郎は去年の冬島津家の御用達となり、此時も久光公の駕に隨ふて上國へ出るつもりでしたが、西郷の事に連坐して忽ち御用達の資格をも取上げられ、至極の不首尾となりました。

大久保は小松帶刀中山尙之助等と共に久光公の機密に參してゐますけれども、諸方の志士に對する意見は、小松中山とは頗る異つてをりまして、西郷の心事また固より熟知する所でした。未だ藩を出でざる時より、或は今日の事あるを慮りまして、善く之に處するの策を講ぜむと欲し、數ば小松中山とも討論すれば、久光公の顔を犯して建白もしましたが、終に行はれませぬでした。然るに、今や果して事變將に起らむとする場合となりましたから、ふたゞ小松中山を見て所見を述べ、また久光公に謁して切言しました。公は小松と相謀り、急に東上を命ぜられました。そこで大久保は三十日に下關を發して大阪に出で、國臣小河と同じ日に淀川を遡り、西郷が人を避けて宇治の萬碧樓に居たのを迎へて伏見の屋敷に歸らしめ、會見して互に意見を交換してみますと、西郷は藩を出て長州の竹崎に着いて以來の經過を語り、諸方の志士競ひ起つて人心大に振興したことを述べ、天下の形勢、各藩の事情、藩を出る前に考へた所とは、著しく異はり、大に有望となつて、此機會を善用して幕府を控制し皇權を伸張するの最も得策であることを説き、己は浮浪の志士や少壯の藩人が或は輕舉妄動して大事を誤るのを心配するから、自ら投じて死地に入り、彼等と聲息を通じて鎮撫に勉め、久光公の着駕を待つてをることに及びました。

此間多少は西郷一個の異はつた意見もあつた模様ですが、要するに大體は然ういふ話で、久光公の節度に違ふて自由の行動を取つてをるので無いことも善く分つたので、大久保は深く喜んで安心をして、猶ほ暫く西郷の力に依つて、浮浪の志士や少壯の藩人の輕舉妄動を鎮撫し、時期の成熟を待ちたい希望を述べ、相互の見る所も全く一致しましたか

ら、寛談時の移るを忘れて深更に及び、やがて鶉鳴を聞きました。

翌七日、大久保は直に伏見を去つて大阪へ下らうとする折しも、小河と國臣とは西郷を訪ねて參つて七人の會合と爲つたのであります。

大久保は京攝の形勢と西郷の心事とを詳かにし、欣然として伏見を辭し去り、狐の渡より船を下り、男山の八幡宮を拜して皇運の隆昌を祈り、橋本よりふたゝび船に乗り、大阪を経て播州に向ひましたが、此日久光公は姫路の旅館に着かれまして、堀次郎海江田武次の報告を聞かれ、また小松帶刀中山尙之助等の彈劾もあつて、西郷を以て飽くまでも公の節度に違ひ、浮浪の徒や少壯の藩人を煽動し、自ら魁首となつて事變を起さむことを謀るものと認め、盛怒して嚴重の處分を加へらるゝ内議を決せられまして、寺田屋の慘劇は是に序幕を開きました。

回天三策の密奏

國臣と小河とは、西郷等に別れて伏見の薩摩屋敷を去つてから、ふたゝび京都へ入つて西村敬藏儒醫贈從五位を訪ひ、また市中を涉覽し、小河は即夜淀川を下り、國臣は留宿しまして、翌八日の曉を犯し、曇華院村雲御所の侯人吉田玄蕃重義の門を叩き、密に回天三策の一篇を取出して朝廷に上る手續を囑み、また直に大阪を指して歸りました。

國臣と吉田玄蕃との交態は、善く分りませぬけれども、遺稿のうちに眞木泉州を天下の英才と稱して吉田に贈つた文書の斷片も聊か残つてをるので、多少の因縁はあつた間柄とは思はれますが、前後の情況から考へまして、二人の相會ふたのは、此時が始のやうに見えます。

吉田は豫ねて勤王の志もあつて、宮家や公卿の門に出入する人ですから、國臣の意を諒とし、大原左衛門督重徳卿に事情を述べて執奏を頼みますと、大原は近衛公を経て差出され、やがて孝明天皇の勅覽を蒙りました。

此歳の十二月、國事掛の職に補せられた權中納言三條西季知はじめ數人の公卿を御前に召され、親しく賜はつた勅語のうちには、曩に平野國臣討幕の議を奏す、朕之を胸臆に秘し以て今日に至ると宣はせられたと申しまするし、孝明天皇紀には、二條關白の御手控より建言の全文を引用してをられるので、當時此書が朝廷に奏聞せられ、孝明天皇の勅覽を蒙つたのは、蓋し疑もない事實であります。

回天三策の趣旨は、幕府專横にして朝命を奉ぜないで、濫に外夷と相結び、今や方に國を擧げて腥羶の風に倣はむとするのを憤慨しまして、適々島津和泉が士卒を率ゐて東上するのを機會とし、その滯阪中、綸命を下されて直に大阪城を抜き、彦根城を焼き、二條城を屠り、續いて和泉は入洛し、幕吏を追ひ攘ひ、粟田宮法親王の幽屏を解き、聖駕を奉じて大阪城に行幸を謀り、斯くて陛下は親しく兵を進めて東征あらせられ、暫く箱根山を行在所として、幕府の罪を問ひ、下して諸侯の列とせられ、幕府若し命を奉ぜぬ時は、速に討伐の兵を加へ賜はむことを奏請したのであります、前の尊攘英斷錄に於て述べた意見を、更に簡約明截としたものでした。

回天三策

謹テ奉ニ密奏ニ候、當時天下之形勢、駭々トシテ黠夷外ヨリ逼リ、焰々タル大姦内ニ誇リ、其機ノ不レ安事、譬バ癡疽ノ兩病ヲ醸スガ如ク、實ニ國體ノ存亡、命脈ノ斷續、此時ニ有之段ハ、今更申上候迄モ無ニ御座、即勅覽ノ通

ニ御座候。然ル上當戊十月ニテ、華庫堺之三津、開港之期約滿候由、若此三ヶ所開港ニ相成候へバ、例ノ商館ト號シ、城郭様之物ヲ製造シ、群虜ヲ屯セシメ、軍艦ヲ繋ギ、砲臺ヲ構へ、水陸ヲ要塞スルニ至リ、神州中斷ノ象ニテ、譬ハ龍蛇ノ胸中ヲ切斷セラル、如ク、首尾自ラ卒然、應援之道運ビ難ク、乍レ恐鳳闕ノ御危難、累卵ヨリモ甚シク萬一及其期候テハ、外寇掃攘之策可レ施術計無レ之、手ヲ束ネテ左衽蠻文之風ニ變ジ、乍レ居腥羶之正朔ヲ奉ズルノ外ニハ處置無レ之儀ハ、鏡影ヨリハ朗ニ御座候。右ニ付兩三年前ヨリ、誠ニ心配仕、是非共當春迄ニハ、義旗決舉不レ仕候テハ、不ニ相成、素ヨリ鎮西有志ノ者等密ニ結義仕居候へ共、義徒烏合計ニテハ、僅數百人ノ事ニテ、志ヲ不レ遂候而已ナラズ、却テ後害ヲ引出候様ニ至リ可レ申哉ニ付、是非ニ大諸侯ヲ頼マズシテハ、迎モ不レ叶事ト因循仕候内、皇妹様ニハ關東ニ御降嫁ニ相成、恐多クモ去冬幕府ニ於テ、國學者共ニ申付、忌々舖御舊例ヲモ取調候趣、脫漏仕候故、何時暴虎憑河之機ニ至候モ難レ計、彼是以天下有志ノ者扼腕憤激仕、義氣十分ニ震立機節相顯候ニ付、已去年十二月、一書ヲ携へ薩州之關所ヲ犯シ、鹿兒島府ニ入込申候處、一藩案外奮起仕居申候故、即チ封ヲ修理大夫之實父島津和泉ニ奉リ申候。其頃同藩ニテ當春修理大夫出府之所ヲ延引シテ、當秋ニモ相成勢ニ御座候處、俄ニ其後事改リ、修理大夫ノ名代トシテ、和泉出府ト申事ニ決定シ、則此節上京之儀ニ至リ申候。如此薩ノ一國舉テ勤王之儀相決、西海山陽南海之有志之輩、如此奮起、或ハ亡命脫藩シテ上阪仕リ、京攝へ潜伏仕者モ數多有レ之、實ニ止ルニ不レ可レ止勢ニテ、必死確決ヲ以テ、是非共此度大舉シテ、恢復之基ヲ開キ候含ニ御座候。斯ク迄人氣奮立候大機會、是迄所不レ有ニシテ、千萬世ノ一時ニ御座候。若此機會ヲハヅシ候テハ、臍ヲ嚙共無レ詮、決テ不レ可ニ再來ニ機ニ御座候。一旦如此決發仕候上、悠悠不斷之處置ニ至リ候心遣ヒハ毛頭無レ之候へ共、同クハ決舉仕候中ニモ、上策ニ出候へバ、勞セズシテ其功十分ニ御座候。若下策ニ落候へバ、勞シテ功ナキ而已ナラズ、却テ後害ヲ醸シ候儀モ可レ有レ之故、乍レ恐神武不思議之叡斷ヲ以テ、第一上策ニ出候様ニ被レ爲レ有ニ御座一度、一着ニ手ヲ下シ候處ノ三策、試ニ左ニ認候テ奉レ備ニ 天覽ニ候間、宜舖聖裁奉ニ懇願ニ候。

上 策

一、島津和泉滯阪中、綸命下リ、直ニ花城ヲ拔キ、彦城ヲ火シ、二條之城ヲ屠リ、同時一勢ニ率テ、和泉將帥トシテ上京シ、幕吏ヲ追拂ヒ、粟田ノ宮ノ幽屏ヲ解奉リ、參廷之上、聖駕ヲ奉シ蹕ヲ花城ニ奉レ遷、皇威ヲ大ニ張り、七道之諸藩ニ命ヲ賜ヒ、陛下親シク兵衆ヲ率ヒ賜ヒ、直ニ函嶺ヲ以テ暫ク行宮トシ給ヒ、幕府之科ヲ正シ、即前非ヲ悔、罪ヲ謝スル時ハ、官職ヲ剝ギ爵祿ヲ削テ、諸侯之列ニ加へ、若シ命ニ叛キ候時ハ、速ニ征伐スルヲ第一上策トス。

中 策

一、和泉出伏之上、綸命下リ上京、直ニ幕吏ヲ拂ヒ、粟田宮ノ幽屏ヲ解キ、二條城ヲ拔テ是ニ據リ、大ニ皇命ヲ四方ニ下シ、義侯ヲ募リ、其後華城ヲ拔テ、大駕ヲ遷シ率リテ幕罪ヲ正ス、是ヲ中策トス。

下 策

一、和泉出京、陽明家へ參殿之上、漸次決議シテ幕吏ヲ攘テ、粟田宮之幽屏ヲ解キ、二條之城ヲ拔テ是ニヨリ、官軍ヲ募リ、皇威ヲ張テ、幕罪ヲ正シ、華城ヲ拔テ、尊攘ヲ議スルモノヲ下策トス。
右三策ノ外、凡公武御合體夷狄掃攘ト申候趣ハ、根元姑息平穩ヲ好ミ、不斷隘慮ノ胸臆ヨリ出ル處ニテ、假令事行ハレ候テモ、十分ノ落着ハ無ニ覺束、六大洲之末マデモ、皇威ヲ輝シ萬々歲神州安全之基ハ開ケ間舖候。御合體之機會ハ、已ニ五ヶ年以前ニ有レ之、即宗族ニハ尾水越、外侯ニハ土因薩ノ如キ、英傑俊才之面々、之ヲ謀ルト

雖モ、整ハザリシ故轍ニテ、其後益衰弱窮マリタル幕府ヲ憑ミ、攘夷ヲ策スルハ古今ノ愚策ニテ、決シテ行ハレ
間舖候。殊ニ如レ此醜虜ト親睦仕居候幕府へ御合體之儀ハ、乍レ恐矢張外夷御合體御同様ニテ、自今三ケ年モ過候
中ニ者、乍レ居腥羶之屬國に成果候ハ必然之義ト奉レ存候。此度者一際拔群之 叡斷ヲ以、海内蒼生之弊心一洗憤發
候様、聖志ヲ不レ被レ勵候テハ、皇邦之存亡、乍レ恐 玉體之安危モ、此一舉ニ御坐候。何卒一等之上策ニ出候様、
神速ニ天決奉ニ仰願ニ候。誠恐誠惶、頓首敬白。

文久二年四月八日

筑前浪士 平野二郎 國臣

これが即ち國臣が勤王の志士としての名聲を天下に籍甚ならしめた回天三策の密奏で、孝明天皇に於かせられても、赤
裸々の討幕論を聞かせられた始でありませう。

此時國臣は汎く人口に膾炙する天津風の歌をも詠みました。

文久壬戌の年の卯月朝廷にも奉りける時

天津風ふけや錦のはた手には

靡かぬ草もあらじとぞ思ふ

この天津風ふけやと云ふのを、如何かすると誤つて天津風ふくやと讀む人もあつて、多く世に行はるゝ琵琶歌などにも
然うなつてゐますが、それは現在と未來とを間違へたもので、勿論ふけやでなければなりません。例の大きな聲で朝々
と天津風吹くやとやられては、唯聞悪くして耐らぬ許ではなく、國臣の詠んだ折角の趣旨を没却するわけにも爲つて了

ひます。

それから國臣と深い交をした馬場文英の三條實美公記には、執達の手續を請ふたのは近衛公のやうに見えてゐますが、
これは吉田玄蕃を頼んで大原左衛門督の覽に入れ、大原左衛門督の手より近衛公を経て執達せられたと云ふのが、寧ろ
實を得てをらうと思ひます。

回天三策の密奏は、その後隨分盛に世間の噂ともなつたことで、種々の傳説も行はれまして、此日國臣は木刀を帯び
角巾を戴き、袋を胸に懸け、片眼の賣卜者となつて京都に忍び入つたと云ふやうな話までも残つてゐます。しかし伏見
の薩摩屋敷で西郷大久保などに會見した翌日で、大阪よりは小河を伴ひ、京都にも同じく一緒に入つたことは小河の記
録もあつて、斯かる姿をして忍び入る程の必要もなかつた筈ですけれども、兎も角も人の耳目を憚る身だし、一夜は小
河とも別れて京都に留つたのですから、多少は様子を變じて吉田の家を叩いたのかも分りませぬ。

吉田玄蕃は維新の後も久しく世にあつて、晩年は官幣神社の宮司などを勤めた人で、國臣が曉を犯して門を叩き、密
に回天三策の執達を頼んだことも、此人の話をして後に傳はつたのであります。

島津久光公の着阪と西郷の護送

國臣が吉田玄蕃の門を叩いて回天三策の執達を頼んだ當日は、久光公が大阪へ着かれる三日前で、その方が最も大事
の時ですから、國臣は急いで大阪へ歸りました。

國臣は大諸侯の力を頼んで回天の志を遂げやうと云ふ意見を立てた首唱者の一人で、薩摩に入説した事情もあれば、

今しも朝廷に上つた建言にも、此間の趣意を述べておまして、久光公の着駕せられむとする間際、公に随ふて来る薩摩人や、二十八番長屋に居る同志と相談して謀議計畫をせねばならぬので、急いで大阪に下つたのであります。然らうすると、久光公は十日を以て愈々大阪の屋敷に着かれましたが、同時に西郷は押送の處分を受け、十一日に大阪から汽船天祐丸に乗せられ藩を指して歸りました。

西郷は國臣の回天三策を朝廷に上つた當日に、伏見を出て大阪を經まして、九日に兵庫まで参りますと、久光公が着駕して居られました、姫路の旅館で決定した内議の次第もあつて、嚴重の沙汰を蒙らうとしましたけれども、大久保が必死の盡力をして救済したので、纔に死一等を減ぜられ、一先づ流謫の處分となつて、森山村田と共に押送せられました。

西郷が沙汰を蒙つた罪名は、第一、浪人共と與合決策相立候、第二、年若之者共に尻押いたし候、第三、御滯京相謀候、第四、關より大阪へ飛出候の四個條でしたが、西郷が自ら言ふ所によると、嘗て長州の竹崎で國臣に語つた話を、海江田が淀川を下る時、同船をした國臣から聞いて、仔細を久光公に申出たので、公は西郷の行動を己れの節度に違ひ、浮浪の徒や少壯の藩人を煽動して事變を起さうとするものと認め、盛怒を發せられたのだと申します。海江田が國臣の話を申出で、斯かる處分を蒙る重要な原因となつたのは事實としまして、國臣が淀川を下つた日、海江田は己に姫路の旅館に参つておまして、國臣と同船する理由はないのです、猶ほ數日早く大阪で會見をして話を聞いたので、二人の淀川を下る時、同船をしたやうに西郷の申してをるのは、それは間違であります。

久光公は四月十日に大阪へ着かれまして土佐堀の屋敷に入られますと、即日重ねて訓令を發し、隨行の人数が私に諸藩及び浮浪の人と會見し、若くは命を得ずして諸方を奔走することを嚴禁し、違ふ者は假借なく罪科に處する旨を布告

せられたので、隨行の人数のうちには、有馬新七田中謙助はじめ、國臣等と意見を同じくする人も數多をりますけれども、容易に相見ることとは出来ませぬでしたが、豫ねて二十八番長屋に收容してある藩外の義徒は、依然として差置かれまして、柴山愛次郎橋口壯助の二人は、此等の人々に拘ける交渉事務を掌る爲め、特に會見應接の自由を與へられましたから、國臣等は柴山橋口を介して、纔に同志の薩摩人と聲息を通じておました。

西郷森山村田三人の歸國處分は、少壯の藩人の激昂を惹き起す懸念もあつて、始より極めて秘密に取扱はれ、直接此事に與つた者の外は、扈從の人も善く知らぬ程でしたから、大阪に在る人々は、西郷が九日に兵庫を指して出たまふ、消息杳然として歸つて來ないのを不思議に考へまして、段々聞繕ふてみると、嚴重の處分を蒙つた模様もある所からして、その已に生命を奪はれたのを疑ひまして、憤慨の情甚だしく、寺田屋の事變の動機は、此間の事情よりして更に一ツを加へました。

大藏谷の進言

國臣が己れの藩主黒田長溥公の駕を遮つて説を獻ぜむと欲し、伊牟田尙平を拉して薩摩屋敷の二十八番長屋を出たのは、西郷が汽船天祐丸に乗せられて大阪の川口を去つた翌日でありました。

四月十二日、國臣は二十八番長屋に於て、田中河内介小河彌右衛門清河八郎藤本津之助伊牟田尙平富田猛次郎等と寄り合ふて評議をしてをる折しも、秋月の海賀宮門は外面より歸つて來まして、急ぎ込んで、また一つの難事が起つたと申します、衆その故を尋ねますと、それは斯う云ふ次第でありました。

筑前の大守黒田美濃守殿は此春江戸へ参勤せらるゝ筈でしたが、島津和泉殿も同じく江戸に参らるゝ由を聞かれまして、伏見あたりで面會せらるゝ爲め、日頃を繰合はせて國許を立たれ、近々此邊に着かれる、それは和泉殿は勤王の志とか何とかで、京都に立寄らるゝと云ふ世上の取沙汰、關東へ對して以外の不都合、自然は島津家の難題ともならう。美濃守殿は實家存亡の大事、黙つて見てはをられない所からして、和泉殿に對面の上は、京都に立寄るのを思止まり、幕府の嫌疑を避けらるゝやう諫言せられ、伏見より直に關東へ下らるゝことに取計はるゝつもりだと云ふ風評を、海賀は秋月藩の藏屋敷に勤めてをる田中萬太夫より聞込んで來たのでした。

これは筑前の藩情から考へても、黒田島津兩家の親族の間柄から見ても、事實は或は然うもありさうな話で、愈々然うだとすると、此度の義徒の計畫に於ては、大なる妨げになります。

國臣は海賀の話聞き終はりますと、然らば往つて何とか一策を立てねばならぬと、即時に蹶起しまして、久留米の原道太を誘ふて俱に出やうとしました。

清河八郎は國臣が往つて黒田公を説いても詮はない、或は却て捕囚とならうと押止めましたが、國臣は聞入れませぬ。清河は、強ひて往かうと思ふなら、君獨り行くが宜しい、今に於て死士は一人も極めて貴い、併せて原を失ふてはならぬ。況して眞木も未だ着いてゐない、眞木の子弟を失ふのは義理も缺けると申しまして、原を頻に押し止めたので、原も同行を見合はせました。

そこで國臣は伊牟田尙平を誘ひまして、貴公一緒に來いと引つ張りました。伊牟田は俱に行かうとします。清河は猶ほ伊牟田をも押し止めたけれども、聽かないで、兩人打連れて直に二十八番長屋を出で西の方播州を指して急ぎました。寔に神速機敏を極めた行動でありました。

長溥公は風説の通り果して伏見あたりで對面を遂げ久光公の行動を諫止せらるゝ内意を抱いてをられた歎如何歎、それは分り兼ねますけれども、三月の二十七日に福岡を發して参勤の途に上られました。前からリヤウマチスか何かの病氣にも惱まれて江戸の名醫戸塚靜海の診察を求めらるゝ心算もあつて参勤の日取を定められたのだとも申します。しかし江戸の幕府は久光公が大坂京都の間に駕を留めらるゝことを好まないで、長溥公の實弟に當る親族の南部遠江守や、宗族の島津淡路守に内諭を下した次第もあつて、江戸屋敷の老職島津登は、大目付の菱刈奎之助と留守居役の汾陽次郎左衛門とを大阪まで遣はし、久光公の伏見を通らるゝのを避け、汽船天祐丸に乗つて海路を取り、尾張の熱田より上陸して江戸に出らるゝやうにと進言した事實もあれば、島津淡路守も老職の榊山直記を使として、同じ趣意の勸告をしてをられますから、長溥公また或は多少は斯かる内情のなかつたにも限りませぬが、大方は先づ一時の風説に過ぎまいと思ひます。

長溥公は四月の十三日に播州の明石まで上つて來れまして、大藏谷の旅館に着かれますと、伊牟田尙平は偽はつて島津和泉の使者と稱し、國臣も附添ふて旅館に参つて一封の書を上りました。

此時の上書は、國臣が筆を執つて伊牟田の名義で差出したことゝ、進言の趣旨のあらましが傳はつてをるだけで、全文は今已に無いのですから、内容の仔細は分つてゐませぬけれども、國臣が嘗て筑前の使者と稱して回天の策を久光公に獻じた時のやうに、伊牟田が薩摩の使者と稱したのは、上書を長溥公直接の閱覽に入れるまでの都合を計らうたので、書中には國臣自ら己れの名義を以て意見を述べたものらしく、趣旨の概要は斯うでありました。

それは先づ久光公近ごろ幕府が朝廷を蔑如するのを慨せられ、故君薩摩守御遺言の趣を重んじ、皇家の爲に力を盡くさるゝつもりで上洛せらるゝに就ては、勤王の志士數百人、諸方より馳せ集つて義舉を企はだて、威勢甚だ盛である事

情を述べ、長溥公に於ても志を同うして此舉を賛せられ、久光公と共に力を盡くされむことを促したもので、猶ほ公が専ら幕府を重んじ、因循の説を唱へらるゝ噂は、志士の間にも隠れなく、公の通行を遮ぎつて鶴前に鮮血を流さうと云ふ暴言を放つ輩さへ尠からぬよしを申立てまして、それから公の意を承けた取次の役人に向つて、京攝の形勢と時局の切迫とを説明し、伊牟田の名義を以て差出した上書の趣旨を敷演し、筑前人としての己れの意見を披瀝しました。

小河彌右衛門の義舉録には、「和泉殿の使者に身をやつし、其本陣に至り、兩人口述する大略は」と記してをりますが、これは馬場文英の説の通り伊牟田の名義を以て先づ上書をして公の視聽を動かし、それに續いて追々申立てたのが、寧ろ事實であります。

長溥公は進言の仔細を聞いて大に驚かれ、隨行の重役黒田大和野村東馬とも密に評議を盡されまして、國臣は別に脱藩の罪を咎めて召捕らるゝ沙汰もなく、溫言慰諭して二人を放ち去らしめられました。そこで二人は都合は好しと、一先づ近所の宿屋に引取つて杯を舉げ、急行遠來の疲勞を養ひ、さて酔飽して熟睡してをる折しも、大阪より伊牟田を追跡して參つた島津家の捕手が踏込んで、孰れの方が伊牟田とも分らぬ所から、二人共に縛りました。

二人を縛したのは、相謀つて薩摩の使者と偽はり出掛けた次第が知れたので、薩摩の屋敷では捕手をして追跡せしめと云ふ説は、蓋し誤りで、これはやはり西郷等を藩に押送したのと同じの趣意からして、伊牟田が他の浮浪の志士や少壯の藩人と相結び、頻に急激の行動を取るのを嫌ひ、その脱藩の罪あるを名として召捕へたもので、國臣はちよつと傍杖を喰つたのでした。

薩摩の捕手は取敢へず二人を縛して詮議をしてみますと、一人は國臣であつて、己れの方には關係のないものですが、黒田家の旅館に送り届けて引渡しました。己れの方に關係のないものなら、直に放免して可いわけで、別に筑前の

旅館に送り届ける必要はないし、筑前の方でも送り届けて来たからと云つて、強ひて受取つて連れ歸へらるゝにも及ばぬわけで、旁々此時の真相は確かと分り兼ねますが、孰れにしても薩摩の捕手と黒田家の役人との間には、多少の内談も行はれて、斯くは決定したものと思はれます。

黒田長溥公の回駕と道中の上書

長溥公は大藏谷の旅館に於て内議を遂げられ、當時大阪に帷を垂れてをる蘭醫の學者緒方洪庵が、藩主の病氣を診察の爲め、備中の郷里に歸る途次、こゝを通行するのを旅館に呼び迎へて意見を問はるゝやうな事もあつて、是より引返へし筑前を指して歸程に上られました。

國臣は薩摩の捕手より身柄を受取られると、直に縛を解いて新しき着物などを與へ、その申出た趣意は、善く聞召されたから、一先づ歸國の上、何とか相當の詮議もあらうと云ふ申含めで、頗る丁寧の取扱を蒙つて、長溥公の駕籠に扈從し一應歸國することになりました。

此時の供人數のうちには、弟の平山宇八郎も加はつてゐました、國臣が突然飛出して參つて斯かる振舞をしたので、兄弟の間柄、大に恐れ入つて、謹慎の意を表して勤務を差控へ、進退伺の手續をしましたが、その儀には及ばぬと云ふ沙汰でありました。

斯くて長溥公は途中より宿病が俄に劇しくなつたのを表面の理由とされまして、重臣を江戸に遣はして今春の參勤を辭せられ、十五日には愈々大藏谷を發して歸國の途に就かれました。國臣も此度はうま／＼と一杯喰べられたとは知ら

ないで、行列に附いて歸りました。

國臣を晴々しく行列のうちに加へて召連れられたのは、これは國臣を大事にして従へてをるぞ、決して召捕つたわけではない、事實正に此通りであると云ふことを世間に示されたので、それは罷り間違つたらお駕籠の前に鮮血を流さうなんど、途方もないことを言ふ例の浪人共が、何處より飛出して亂暴を働くやも知れぬ心配からして、斯くは取計はれたのだと申します。然うしてみると、國臣はつまり暫時の間道中安全のための看板となつたもので、好い面の皮ですが、渺たる一介の瘦浪人を以て、途中に大手を擴げて五十萬石の大諸侯を遮ぎり止め、上下多勢の行列をでんぐり返らしたのだから、今度は此方が一杯うま〜と喰べて道中安全の看板につかはれる位は、それは當然だと申す人も或はありませうけれども、國臣自身は如何かして長溥公をして筑前藩をして、朝廷の爲に力を盡して勤王の魁をさせたいと云ふ熱誠からして、道中でも上書をして切に此趣旨を述べ、福岡へ歸着の上は、二十日を限り隨從の士卒を精撰せられ、ふたたび駕を發して京都へ出られむことを説きまして、懇願最も勉めました。上書の全文は斯うであります。

謹而再申上候。其節直様御決着ニテ、天下第一魁ニ勤王ヲ詢ヘサセラレ候ヘバ無ニ此上ニ御家之面目ト奉レ存候ヘ共、御供人數等御疎遠ニ而御思召通運ビ兼、重疊御殘念奉ニ察上ニ候。其上尊駕御引返ニ付テハ、縉紳家ヲ始、滿天下凡而御怯臆之様風評仕候ハ必定ニ御坐候。此上ハ後日御大功被レ爲レ立、今日之御耻辱御雪ギ被レ遊候様有ニ御坐ニ度奉ニ存上ニ候。且又幕府之嫌疑最早十分ニテ、御病氣之御届ハ被レ爲レ在候共、決而御實病トハ引受中間敷、其疑念ハ縱令御領國半分御差出ニ相成候共、消失仕候義無ニ覺束ニ御坐候。御歸城早速斷然ト御決着ニテ、御國中一統人氣奮立候様、事態逐一御觸達被レ遊、時勢ニ應シ勤王之義公然ト御詢、御隣國迄モ相響キ候様ニ有ニ御坐ニ度、縱令其段關東ニ相聞ヘ候トモ、僅ニ百餘輩ノ浪士浪速ニ潜伏、日々京攝往來仕候ヲサヘ捕押不レ申位ニ衰弱ノ幕威

ニテ、討手差向ケ候義ハ勿論、手弱キ譴責モ有レ之間敷、萬一討手差向候含有レ之候テモ、朝敵ニ罷成候義ハ、路頭愚夫頑民マデ不レ好義ニ候ヘバ、決而御敵對申上候ハ有ニ御坐ニ間敷、若夫ヲ承知討手ニ罷越候トモ、固ヨリ名義ノ不レ分暗將ニ御坐候ヘバ、恐ル、ニ不足者ニ御坐候。殊ニ斷然ト勤王被レ成候時ハ、御隣藩迄其風ニ歸シ、是レニハ張弩ノ勢ニ相成、彼ニハ落膽消魂仕、手ヲ束ネテ罪ヲ謝候外、更ニ處置ハ有ニ御坐ニ間敷候。ヨシヤ利害ハ差置候デモ、當日當然ノ御忠務ニ候ヘバ、必天地神明ノ擁護モ可有ニ御坐ニ候。就而ハ肥後豊後岡藩等モ、去冬來密ニ義ヲ詢、熊藩ニテハ長岡佐渡米田監物等其巨魁ニ御坐候。岡藩ニテハ中川土佐小河彌右衛門等ニ御坐候。今九州ニ而此兩藩ハ、無疑勤王之萌御坐候故、爰ニテハ迂直之策ヲ以テ、先兩藩ニ御使者ヲ被レ遣、此方様ヨリ御誘ヒ被レ遊候ハ、水火之濕燥ニ從ヒ候如ク、必ス一諾ニテ異儀有ニ御坐ニ間敷、扱三藩御合體ノ上、米柳其外小藩御催促被レ遊候ハ、彌増勢ニ隨ヒ機ニ應シ、大概兩國ハ不日ニ御同意可レ仕。其上ニテハ山陽南海等御誘ヒ被レ遊、御出京御坐候ハ、則迂直先之道ニモ叶ヒ、所謂始メハ處女ノ如ク、後ハ發シテ脱兎ノ勢有レ之、却而今日ノ御引返シハ、深謀遠慮之様ニ成行、第一 天朝ヘノ御忠節拔群ニテ、御家ノ御名譽莫大ト奉レ存候。其儀御決定ニ御坐候ハ、不肖之私ニハ御坐候得共、直様上京仕、縉紳取結隣國御誘ヒ御勤王被レ爲レ在候トノ綸命被レ爲レ下候様取計、繪書ハ永ク御家ニ相納リ、九州勤王之巨魁ト御成被レ遊候様、身命ヲ懸テ周旋可レ仕、左候ハ、唯今薩州第一着之勤功ヨリモ、却テ被レ爲レ勝候様成行可レ申候。何卒御國威天下第一ニ相輝キ候様有ニ御坐ニ度奉ニ存上ニ候。總シテ兵ハ拙速ヲ貴ビ申候ヘバ、已ニ龍光公ニモ被レ仰置ニ候通り、草履片足下駄片足ニテ、不足勝ニテモ迅速ナルニ功多キ者ニ御坐候。凡ソ事ニハ機ト形ト勢トノ三ツ、必ス有レ之者ニ御坐候。勢ニ從ヒ候ヘハ、勞モナク功モナキ者ニ御坐候。形顯レ候テ事ヲ成シ候得バ、勢ト相追フテ是又功少ク候。所詮機ヲ見テ先制スルニ若クハ無ニ御坐ニ候。兎角一家ヨ

リ一國、小藩ヨリ大藩ホド萬事整兼、遅々延々ニ相成候ハ、自然ノ勢ニ御坐候ヘバ、格別ノ御英斷不レ被レ爲レ在候
テハ、人之後ヘニ御付被レ遊、勞シテ功ナキニ至リ可レ申哉、何卒御着城ヨリ二十日限り、御供人數御精撰、御再
發被レ遊候様、奉ニ仰願上ニ候。

此上書は完全な稿本は失せて日付も缺けてゐますが、蓋し三備から藝州までの間を通行する頃に差出したもので、長溥公は持病再發を表向の名義として引返へされましたけれども、書中の文言によると、實際は御供の人数も不十分で、時節柄途中の警衛も覺束ないと云ふ事情から引返されたので、その趣意は國臣にも内々示されたものと見えます。

國臣が大藏谷に於て申立てた入京勤王の建議は、兎も角も至當の義と認められた體で、お供人數の用意等が足らぬ所から、一先づ歸國をして、十分の準備を整へ出直すやうに申し聞けられました、國臣も然う思ふて行列に加はつて歸つたので、旁々また斯かる上書をして、御歸城の上は二十日を限り再び發駕せられたいとか何とか頻に申出たのでありませう。此道中國臣は頗る得意で氣色も振ふてゐました。

日華丸の船中に於ける拘囚

長溥公は備中を通行せらるゝ時、大藏谷で逢はれた蘭學者の緒方洪庵が歸省して郷國に居るのを特に呼び寄せて旅館で話を聞かれましたが、國臣は老詩人菅茶山の夕陽黃葉村舎の所在地として世に著はるゝ神邊の驛より、書を連島の同志三宅定太郎に贈り、上國の形勢を告げて驅起を促しました。三宅は國臣の説に聽いて家を出で、上洛して力を時事に

致し、次いで尹宮に仕へ、一個の志士として名を知られました。

それから國臣は此道中で一人の獵師が梟を賣りに來てをるのを見、自ら買取つて扈從中の若き者共に與へ、臂に据えさして途中を歩かし、打興したと云ふ話も残つてゐます。數日の後に引ツ捕へられて獄に入れらるゝことを感じなかつたのは、此模様でも分ります。

扈從の重役の間には、追つて召捕る内議は、始より熟してをりまして、唯道中の安全を謀るため、然もない體を裝ふてゐたのですから、萬一の變を慮り、内意を掛りの役人に授け、絶えず附添はして監視を加へたさうですが、此度は國臣も全く致されて了つて自ら知りませぬでした。

二十六日の夜、長府に宿りました。長府は下關を距ること約二里、白石正一郎の弟大庭傳七こゝに住んでをります。翌二十七日の天明、國臣は大庭の門を叩いて京攝の形勢と己れの西歸した事情とを語り、長溥公は一たび藩に歸らるゝの後、急いで準備を整へ、更に出てゝ力を王事に盡くされむとする内狀をも述べまして、今は竹崎を過る暇がないから、此好消息を兄の白石に傳へてくれと頼んで別れました。

ところで、國臣はお國が近うなつて、道中安全の道具となつた看板御用が濟むと、直に引ツ捕へられました。筑前には、去年アメリカ人より購入せられた風帆船があつて名を日華丸と申しまして、長溥公の歸國を迎ふるため、下關に回航してをりました。此日國臣は豫ねて内許をも蒙つてゐたので、船内の模様を一覽したいと思ひまして、船上りますと、庄島此右衛門といふ盜賊方は、直に拘しまして君命を傳へ、一たびは特旨を以て宥恕せられ、道中も召連れられたが、脱藩の犯罪人を此儘全く寛假して歸らるゝのは、從來の例規にも違ひ、表向の都合も出來ないからと申しました。國臣今は是非に及ばぬので、從容として命を領し、己れも内許を得て船を見やうと來たのだからと、仔細に船内を見

て了つて拘囚の手續を受けました。

日華丸は國臣を載せたまま、即日福岡を指して回航しました。此時國臣が船中で咏んだ歌があります。

ゆるされつ又からまれつ惱むかな

風さだまらぬ松が枝の蔦

吹く風はおさまれりやと立寄れば

なほ波高き筑紫瀉かな

斯くて、日華丸の船房に囚はるゝこと三日、此月の盡日、長溥公が福岡に歸着せらるゝと共に、船より移されて愈々獄裡の人となりました。

安政五年の秋八月、法を破つて藩を脱してより方に五年。此間數ば政廳の追究を蒙り、東奔西走して巧に盜賊方の手を免れましたが、今や始めて拘囚の身となりました。

伏見寺田屋の事變

國臣の福岡の獄中の情況を語る前に、聊か伏見寺田屋の事變を述べます。

文久二年の夏の初、國臣等の同志勤王の義徒が、京都大阪の間に馳せ集つて、島津久光公の着駕を待設け、要して錦の御旗を押立て、こゝに義兵を擧げて王政恢復の基を開かうとした企劃、謂ふ所の回天の壯圖は、伏見の寺田屋に於ける事變を生じまして、事は全く破れて了ひました。それは國臣が長溥公の回駕に従ひ、藝州路を越えて防長の地方を過

ぐる頃でありました。

是より先久光公西より來つて大阪の屋敷に入られると、行動甚だ緩慢で、義徒が豫め待望した所と齟齬します。然うして國臣が播州を指して走つた翌日、久光公は大阪を去つて伏見へ上られました。扈從の士卒の三分の二を大阪の屋敷に留め、頗る行列を減じて京都に入り、また諸方の義徒の從ふて行かうと云ふのを強ひて抑制して大阪に残されまして、義徒は甚だしく失望してをる折しも、西郷森山村田等が罪を得た事實も漸く洩れ、國臣が伊牟田と共に捕はれた消息も同じく聞えました。

そこで、久光公の着駕と共に事を擧げやうと思込んでゐた諸方の義徒は申す迄もなく、薩摩より扈從して參つた有馬新七田中謙助などの面々も、同様愈々いたく望を失ひまして、斯かる因循姑息の情態では、到底それは王政恢復の基の開ける見込はない、非常の功を立るには、非常の事を爲さねばならぬと云ふ考へからして、密に評議を凝らし、斷然同志の人々の力を戮はせ、夜に乗じて義を京都に擧げ、常に幕府の意圖を迎合せらるゝ九條關白の屋敷を襲ひ、所司代酒井若狹守を斫り、粟田宮法親王の幽屏を解き、奉じて宮闕に入り、聖斷を仰いで大詔の煥發を請ひ、斯くて久光公の進退を決せしめ、王政恢復の第一歩を着ける策を立てました。

これは主として、田中河内介小河彌右衛門が、有馬新七田中謙助柴山愛次郎橋口壯助と相謀り、豫め協定した所に從ふて策を立てたもので、長州の久阪玄瑞寺島忠三郎入江九一橋崎彌八郎橋崎忠助等の黨約二十人、土佐の吉村寅太郎宮地宜藏吉松縁太郎はじめ、大阪京都の間に集つてゐた勤王黨の義徒は、大概此議に與つて、事一たび發せば、皆起つて應ずる手筈でありました。

然うして久光公の方では、大阪の屋敷に残つてをる浮浪の徒や一派の藩人が、何だか不穩の行動を取らうとするのを

知られまして、海江田武次奈良原喜左衛門それから大久保を下して、久光公の節制を守つて暫く事の形行を待つやうにと段々説諭を加へられましたけれども、此頃は西郷が嚴譴を蒙つたのも追々に洩れ聞え、多分は已に殺されたらうと噂をされてをる最中ではあるし、到底久光公の態度は頼むに足らぬ、當路者の言を信ずることは出来ないと言ふ勢となつて、有馬田中柴山橋口などの薩摩人は、勤王の爲とあれば主命に戻るも餘儀ないと覺悟をしまして、久光公の説諭に服しませぬでした。

斯くて、二十三日の夜は、愈々京都に入つて事を擧ぐる相談を極めまして、有馬田中以下薩摩の同志三十餘人、田中河内介及び前日を以て始めて九州より着いた眞木和泉守の一團、四艘の船に分れ乗つて淀川を遡り、晚景相次いで伏見に到り、濱町の船宿寺田屋に上がつて、食を命じ装を理め、準備全く成るを告げ、やがて洛中を指して出で立たうとする時しも、久光公の特派せられた鎮撫使の一行が参りました。

久光公は大阪の屋敷にをる一派の藩人並に浮浪の徒が、公の説諭を用ひないで、此夜京都に入り、飽くまでも急激の行動を取らむとする警報を聞かれました、朝廷より新に浪士鎮撫の命を拜した折柄、我が藩人に斯かる行動あらしめては、全く面目もない、如何しても鎮撫せねばならぬと、旨を奈良原喜八郎後の男爵道島五郎兵衛大山格之助後の網良森岡清左衛門後の男爵等爵昌純の九人に授け、往いて重ねて鎮撫せしめ、猶ほ命を聽かぬければ、臨機の處置を取つても宜しいと云ふことを許されました。

そこで奈良原道島等は、急いで伏見に到り、義徒が集つて寺田屋の樓上に居るのを知り、有馬田中柴山橋口の四人を指名して會談を求め、階下の別室に於て久光公の旨を告げ、説諭最も勉めましたけれども、有馬田中等は頑として服する模様のない所からして、道島忽ち刀を抜いて田中を切り伏せ、一同また各々刃を揮ふて闘ひ、有馬以下の四人は、咄

嗟の間に不意を討たれて斃れ、橋口傳藏弟子丸龍助西田直五郎森山新五左衛門の四人、また各々難に殉じました。鎮撫使の一行も、道島は闘ふて死し、森岡は重傷を負ひ、その他も概ね皆疵を蒙りました。

樓上に居る多數の義徒は、有馬等の鎮撫使と相闘ふのを知らず、伏見奉行の人数來つて攻めたの歎と思ひまして、罵り騒はいで防戦の用意に忙はしき折しも、奈良原が狀を告げて鎮靜を求めたので、衆は始めて事情を知りましたが、已に時機を失ふて如何する道もなく、或は自殺せむと欲するものもあれば、出で闘はうと言ふものもあつて、紛々擾々として容易に鎮靜しませぬ。そこで奈良原は特に田中河内介の名を呼んで、此間の處置を囑みました。田中は眞木和泉守に相談をしました。眞木は久留米の子弟と共に階下の別室にゐましたが、田中の意を領し、自ら樓上に参つて、先づ己れの氏名を告げて衆の着座を求め、意外の事變を生じて今夜の義擧は最早如何することも叶はぬ。久光公の沙汰もあるから、一先づ京都の屋敷に到りて、更に後圖を爲すが可からうと説きました。衆始めて服し、一同相携へて寺田屋を出で、二十四日の曉天、錦小路の薩摩屋敷に入り、尋で皆拘せられて歸國の處分を受け、田中河内介の一團及び海賀宮門は、薩摩の同志と共に、海路薩摩に護送せらるゝ途中、田中は子の蹉磨助及び青木頼母と同じく、讃州小豆島の沖に於て船中に害せられ、海賀は中村主計千葉郁太郎と同じく、日向細島の海岸に於て害せられ、眞木和泉守等筑後人の一團、土佐の吉村寅太郎宮地宜藏吉松縁太郎の三人、佐土原の富田猛次郎池上隼之助の二人は各々その所屬の藩に移付せられました、小河彌右衛門等豊後の一團は、別に内情もあつて一日後れて大阪を發し、寺田屋の同志と行動を異にしたので、暫く免れて無事を保ちました。

清河八郎安積五郎藤本津之助飯居簡平は、國臣が播州の大藏谷に参つた當日に、酒興を買ふて檢束の無い動作をした事からして、田中小河等の同志と齟齬を生じ、大阪の二十八番長屋を追はれて去つたので、寺田屋の事變には全く關係

しませぬでした。

美玉三平は錦小路の屋敷に拘せられてをる時、逸して走り、山本四郎は錦小路より薩摩へ護送せらるゝ間際になつて自殺を遂げました。伊牟田尙平は、國臣と同じく播州の大藏谷に於て拘囚せられたので、寺田屋の事變には参加せなかつたのでした。

安政戊午の大獄このかた、志士の間には數ば義學の畫策も行はれ、櫻田阪下の事變も相踵いで起りましたが、要するに趣旨は斬奸清側の範圍を出ないのであつて、その赤裸々の討幕論を提げ、王政恢復覇府覆亡の志を以て事を企はだてのは、實に此時を始といたします。事は一たび破れましたけれども、天下の人心に感激を與へ、回天維新の氣運を促進した顯著の功は、寔に尋常意料の外でした。然うして國臣の率先首唱と周旋奔走とは、最も與つて力がありません。

福岡の獄 一

國臣は伏見寺田屋の事變より五日後、四月二十七日、下關の船中で捕へられ、二十九日を以て移されて福岡の獄に入りました。

獄は福岡の市街の西方荒津の海濱榊木屋町にあつて、父母の住む地行三番町の家とは、一流の川を挟みて、纔に數町を隔だてた近い所でした。

當時黒田家の獄事は町奉行濱兵太夫の總裁する所でした。濱は藩の儒家竹田氏の門より出で、若い頃には菅茶山の塾にも遊んだ人で、藩學修猷館の助教に身を起し、相應の學問もあれば、閱歴にも富んだ老吏の一人、平素善く意を獄事

の改良に用ひ、自ら建議して徒罪方の新制を設けた人ですから、國臣の收容と相關しても多少の交渉はあつた筈と思ひますけれども、今は何の話も残つてゐませぬ。獄中での日常は國事上の犯罪人として取扱はれ、普通の盜賊などとは頗る異つて、檻房も別で、折々の勞役を課せらるゝのも免れ、疊のやうなものも敷いて與へられました。それに國臣の主任となつてをる徒罪方の西村七助は、幾分の志をもつた吏員で、國臣に淺からぬ同情を表してゐたし、父親の吉郎右衛門に武術の指南を受けた渡邊半次郎と云ふ人や、後には筑前有數の記録家となつて、勤王の志士の顯彰に勉めた江島茂逸なども、若い番卒として勤めてをつて、上役人の眼を偷んでは、掌に字を書いて世間の消息を告げたり、或は檻房の前に花を植ゑて慰めたりして、何かにつけて便利を謀つて呉れたので、時には斯かる人々の手を経て、獄外との通信も多少は出來たものと見えます。獄に囚はれた初頃の物語として、最も善く人に知られてをるのは、平尾山の女勤王家と歌を贈答したことでした。

望東尼は去年の冬より京都に上つてをられました。此歳の五月に歸國をして、深く國臣の苦節を憐み、密に歌を寄せて慰められました。

「たぐひなき聲になくなる鶯は

籠にすむ憂きめ見る世なりけり

國臣は答へました。

おのづから鳴けば籠にも飼はれぬる

大藏谷のうぐひすの聲

尋て望東尼は重ねて贈られました。

沖の波寄せてはかへる磯なれや

うきめ見る人の多き世の中

國臣また答へました。

沖つ風吹くひの浦の波高み

憂きめみる身はさはによりぬる

望東尼は親子内親王の御東下の盛儀を拜觀し、兼ねて上國の名勝古蹟をも涉覽するつもりで出京して、馬場徳次郎英文を東道とし、處々方々を見物して歩るき廻はつてをられる折しも、藩主長溥公の江戸へ參勤せらるゝよしを聞き、伏見に出てゝ公の通らるゝ行列を迎へやうと待ち構えらるゝと、忽ち報知があつて、播州の大藏谷より駕を回へして歸國せられたことを知られました。此時までは國臣との交際はなかつたのですけれども、勤王の志士としての評判は、京都でも盛に行はれ、大藏谷の噂も聞え渡つたので、望東尼も感服をせられまして、福岡に歸へられると、直に此歌の贈答をせられたのでした。然うして國臣が獄を出た後は、寔に深い交をして、その來往せられたのは、纔に數月の間でしたが、二十年の舊識のやうに親しくせられました。それは猶ほ追々に述べます。

國臣が望東尼と歌を贈答した時、その自ら記したのは、世の人に苦心を稱せらる紙撚の字でありました。

國臣は此歳の五月の初から、翌年の三月の末まで、凡そ一年の間、福岡の獄にゐました。此間絶えず或は吟咏を事とし、或は著作に従ひまして、皇室を慕ひ國家を憂ふるの情愈深く、父母故舊を懐ひ、同志朋友を思ふの意また酷だ殷でした。獄法に依つて全く讀書筆硯の自由を奪はれ、嘗て情を述べて嘆願をいたしましたけれども、許されなかつたので、巧な意匠と驚かるゝ根氣とを以て、夫の世にも名高い紙撚の字を案じ出しまして、幾篇の著述を成就しました。蓋志録一

卷、體勢辯一卷、制蠻策一卷、征寇說一卷、圍圍消光三卷、大體辨一卷、神武必勝論三卷は即ち是で、いづれも短篇の文字で格別長いものとは無いのですが、それでも神武必勝論は上中下の三篇より成つて、凡そ七八千言もあります。諸篇のうちには、漢文を以て記したのも交つてをります。

謂ふ所の紙撚の著作は、獄中に用ゆる粗悪の紙を撚りて文字の形を作り、それを飯粒の糊を以て、一々別の紙の面に貼り着け、行數正しく排列して篇を成したもので、頗る精巧にもあれば、幾分の雅致もあつて、寔に珍らしく感ぜられます。また斯かる苦心を費して著はした幾篇の論策は、一卷の参考書を借らないで、悉く胸臆より取つて古今の事例を援證し、言説滔々として少も誤らぬのは、その平生記性の強くして知識の多かつたことも自ら想はれます。況して言ふ所説く所すべて尊王憂國の情なるに至ては、世の人の襟を正うし容を改めて之を觀るのも所以なしとせませぬ。紙撚字で著はした神武必勝論の原本は、但馬の義舉破れて走る時、形見として地方の志士太田仁右衛門等に留めて去つたのを、明治二十年の春、仁右衛門等の子孫より獻納しまして、乙夜の覽に入り、長く宮中の御府に保存せられましたが、嘗て宮内省は旨を請ふて原本に倣ひ、紙撚字を以て複製し、皇族重臣に頒たれ、また別に漆版の榻本も出來まして、當時の内閣總理大臣伯爵伊藤博文公は道理貫三心肝、忠義填骨髓の二語を題して敬仰の意を表せられ、皇太后宮大夫子爵杉孫七郎卿は跋文を作られ、國臣の遺族にも一部を賜はりました。

尋常囚人の物なりせば、一般普通の人情でも、猶ほ且つ手に觸るゝを好みませぬ。今は國臣の獄中の作、斯の如く乙夜の覽を蒙りまして、永く御府に保存せられてゐます。蓋し精忠義烈の自ら然らしむる所で、他には例も無いことであらませう。

福岡の獄 二

國臣が紙撚字を以て記した諸篇のうちで、最も善く獄中の消息を傳ふるのは、囹圄消光の三卷であります。これは當時折にふれ事につけて己れの感懷を述べた歌や詩を収めたもので、就中多いのは歌です。その主として皇室を念ひ國家を憂ふるの至情を洩らしたことは、特に申す迄もないのですが、今こゝに總べて擧ぐることは出来ませぬから、その内の一部分を抄して示します。

畏しな世のため民の上をおぼし

おとゞもみけも安くまさすと

聞ゆべき人しあらねば大王は

雲井にひとり物思すらん

大内のさまを思へばこれやこの

身をかこまれし憂さは物かは

よみがへり消かへりても盡さばや

七たび八たび大和魂

御代のため如何に盡さば足ぬらん

命は物の數ならぬ身を

また堂に老いた兩親のことを思ふては、斯うも咏みました。

年老ひし親の嘆はいかならん

身は世のためと思かへても

國のため君のためなればいかにせん

親もゆるせや年月の罪

歸りしの嬉しと母のよろこびし

夢さへ今朝はうとくなりぬる

凜乎たる意氣は、舊に依つて猶ほ愈々壯でありました。

今日かゝる身となるまでも盡してぞ

ますらをのこの甲斐はあるべき

たま〜に人と生れて徒に

草木とともに朽ちんかなしさを

いかにせん時にあはねば昔より

うみに筏のためしある世を

めしうどと身は成ながら天地に

愧ぢぬ心ぞたのみなりける

それから斯ういふ類の歌もできました。獄窓を音つれて過ぐる杜鵑の聲を聞いては、さすがに多く感を催うしたと思は

れます。

一聲はいそがはしげに時鳥

たが待つ里を鳴いてすぐらん

おもひきや然らで希なる時鳥

ひとやながらに先きかんとは

鳴すぎてあとははかなし時鳥

夢かうつゝか夜半のひと聲

あまの子の友よび集ふ聲すなり

いまや荒津に網曳らしも

林より森よりしげき窓の戸の

さはりある夜の月をみるかな

此境また自ら寂寞無聊に堪へかねて、獄外の天地と人生とを戀ふるの情なきを得ませぬでした。

世にたぐひあらじと思ふ寂さは

ひとやのうちの雨のゆうぐれ

大丈夫のならひと兼て知ながら

ひとやのうちは住うかりけり

行末は如何になるらん命だに

あらばとばかり身を祈るかな

國臣は夙に音律を好める人でしたから、あはれにも面白い樂器を手づから製しまして自ら娛みました。敷いてをる疊の絲を抽き取つて壁板にあやつり、また食事の時に用ゆる行厨の底に張り、稱して一絃琴と唱へまして、折ふしに搔鳴らして娛みました。

一筋のかひなき音をたのむかな

詫びしきほどの心すさびに

これは當時の作で、別に長い歌も一首あります。

ひとやのうちの日長さは

ちとせの秋のこゝちせり

こゝはことなる神の世か

更にいのちものびぬべし

もとより囚屋に住ふ身の

詫びしといふもおろかなり

悲しと云ふもあまりあり

樂しと云ふてやまなまし

ところが情を知らぬ司獄の上役人は巡視をして參つて、ふと之を見つけ、獄中では鳴物を許されない掟だと申して、絲と竹屑のこまとを取上げて了ひました。

しのびねと思ひしことの音を高み

いと珍らしく鳴りにけるかな

これも當時の作で、あはれな話であります。

藤の花の名苑として、福岡に知られてをる荒戸町の萬芳園の先主人は、國臣の竹馬の時このかたの親しき友の一人小田龍右衛門爲雄で、その子に當る今のあるじは、眞木和泉守が國臣に贈つたのを、國臣より更に龍右衛門に贈つた刀や、國臣の手製の笛などの遺物を、數點持ち傳へて所藏してをられますが、その内に獄中で取上げられたと云ふ絲も、こまの代はりとして用ひたかと思はるゝ竹屑と共にあります。

これは先主人が國臣が死んで年月を闊した後になつて、藩の政廳から不用の反古類の拂下を受け、襖の下張にしやうと撰り分けてをられると、偶然に一個の小さい紙包が出たので、何の意もなく取上げて見られたら、縁も深い亡き友の遺物であつたと申しまして、當時の大目付所の書役廣川嘉平と云ふ人が、事の由を記した上紙に包んだまゝ、今猶ほ保存されてゐます。絲は疊の絲の太いもので、それを張つて弾いたとて、別に音を生じやうとも覺えませぬ。唯壁板の何處かに引つ張り、心ばかりは一絃琴のつもりで自ら娛んだのと思はれます。これは古の人の無絃琴を玩んで情を遣つた例とも似通ひまして、寔に風韻の多い物語であります。

國臣が獄中に於て、手づから一つの琴をこしらへ、自ら歌をも作つて徒然を慰めたと云ふのは、從來汎く世にも聞え、また己が髪の毛を抜き取つて絲に代へ、信玄辨當の曲物の底に張つて須磨琴を作つて弾ひたやうな話も行はれまして、普通の傳記のたぐひには、概ね然う記してありますが、小田部の家に保存せらるゝ遺物を見ますと、疊の絲を壁板に引つ張つたのが事實のやうで、國臣も自ら囿圍消光に「かべ板にあやつり曲物の底より絲をはりて弾くとて」と題し、前

に收めた歌を記してをります。

福岡の獄 三

別に斯んな話もあります。

或る時、司獄の上役人が巡視をして來まして、檻内の模様を見分しますと、壁に天地といふ二字を墨黒々と書いた額を掲げ、國臣は悠然として傍に座はつてゐますので、上役人は驚いて、これは番卒どもが私の取計をして、密に筆墨でも貸して與へたのだらうと思ひまして早速詮議を遂げてみると、日々の食事につけて貰ふ胡麻鹽の胡麻ばかりを撰り分け、それで字の形を作つて紙に貼り、有り合はせた木の盆を額にして掲げたものでした。

これも獄法に違ふと云つて、取上げた敷如何敷、そこまでの話は残つてゐませぬけれども、兎も角も種々の面白い趣向を凝らしたものと見えますして、寂寞無聊に堪へなかつた情況も自ら想ひやられます。

讀書筆硯の自由を奪はれたのは、勿論それは甚だしく苦痛を感じまして、始めて紙撚字の工夫をして征寇説一卷の論策を作つた頃には、紙撚字の願書を當該の役所に差出して、讀書と筆墨との許可を求め、自ら午時の一食を減じて之に代へむことを願ひましたが、役所は省みませぬでした。

謹嘆願於刑法廳下。僕自繫獄于今五閱月。有暮雨秋風之嘆。而倚露命于獄卒之亡徒。徒貪生聊非無憾矣。

然而政府垂憐官又扶之。故獄卒不蹴。然誠是嚴鋼中之一幸也。俯請官敢告政府以許變願之一。爲減午食一更無憾焉。副力加辯。令僕得三切望一幸甚。不宜再拜。

文久二年八月十七日

刑 法 廳 床 下

書 見
筆 墨

四六二

國 臣

即ち午飯は食はぬでも可いから、讀書か筆墨かのうちの一つを許されたいと云ふ趣意です。此願の叶はなかつたのは、獄中の掟として是非に及ばぬ次第だとしても、一年に近い獄中、終始全く筆墨の自由を奪はれたのは、如何にも残り惜しいことでした。紙撚字の苦しい工夫をして幾篇の論策を著す程の人ですから、當時若し筆を執り物を書くのを許されたら、更に多く百歳必傳の文字を天地の間に留めたのでありませう。

閏八月十七日には、國臣の成立に最も與つて力の多かつた母親の都甲氏が、コレラに罹つて三日ばかりの急病で、夫と子とに先だつて卒然として世を去りました。訃音は掛りの役人より相當の手續を経て告げ知らせらるゝ前に、急病で亡くなられたと云ふことを、如何かして密に聞いたやうで、或る時何のわけとも分らず、頻に憂愁沈鬱の體をして食もせなければ飲もせぬで、物も言はないまゝに數日を送る所からして、受持の番卒は心配をして上役人に申出で一應の吟味をしました。これは母親の亡くなられた折のことでした。

元來此母親は尋常親子の恩愛の情ばかりでもなく、前にも申した通、我子が國の爲め君の爲め艱難辛苦をする心事を幾分か解かつてゐた人のやうで、國臣の家族同胞のうちでは、第一の知己者と認めらるゝ理由もありますから、それだけ哀悼悲嘆は別けて甚だしかつた筈と思ひます。情は歌に現はれてをります。

はかなしや紅葉もあへぬはゝそはを

こゝろ 短くさそふ秋風

我が命はゝに代へんと祈りしも

よみぢの神はうけすやありけん

囚屋出てゝあふまで母の亡骸に

我が玉の緒をつかんとぞいのる

人の身をむすぶの神しまさしくは

我が玉の緒を母につぎてよ

此月また流謫中の同志を懷ふの歌を詠みました。中村圓太は小呂嶋に、江上英之進は姫島に、淺香市作は玄界嶋に、藤四郎と日高四郎とは大嶋に、去年の夏處分を蒙つたまゝ、依然として各々配所の月を眺めてゐました。

世のこの洩れ来る毎に聞かせまく

ほりするものは島々の友

囚屋とち語らふからに思ふ哉

島守る人のうら淋しさを

いつの世の照る日にあひて乾くらん

島守る人のなみの濡衣

嚮に播州の大藏谷より駕を回へされて藩に居られた長溥公は、九月の二十八日に、福岡を出で、江戸參勤の途に就かれ

ました。國臣密に洩れ聞いて、猶ほ朝廷の爲に力を盡くされむことを思ふの情に堪へないで詠みました。

四六四

誰がためにつくしの國の君ならん

つくさせ給へ天つみかどに

皇のみことをうけて東なる

いくさの君をたすけまませ

長溥公は飽くまでも公武合體の尊王論を守つた藩主ですから、第二の歌に於て、次善の意を述べたのであります。また巳の心事は、嘗て父母の國を忘るゝものでないことを詠みました。

忘れても我がかそいろの國のため

あしかれとしは露思はなくに

君安く國さかえよと朝夕に

いのる心は神ぞ知るらん

また此月は、三年前筑後の水田に大鳥居理兵衛の家を訪ひ始めて兄の眞木和泉守と交を締した月に當りますので、大鳥居の自殺を悼むの歌を作りました。大鳥居兄弟が奮起して義學の策を決したのは、蓋し國臣の言説に聽く所最も多かつたのであります。

大君のみためとばかり一筋に

おもひ立けん死出の山みち

あたらしや嵐もいまだ誘はぬに

おのづから散る 山櫻花

さそふとも暫しこたへてあるべきを

嵐にあへずちる 櫻かな

同志の殉難を悼むの心は、移つて情人を懷ふの歌となりました。國臣は去年の秋、天草の海村を去り、此頃は肥後筑後の間を來往して、眞木和泉守の一家と深く交り、始めて眞木の女阿棹と懇懃を通じました。歌は此間の消息を傳ふるもので、前に六首を擧げて記しましたが、今こゝにも重ねて先づ三首を収めます。

戀わたる妹の門邊の川の名の

千歳の契かはらずもがな

一日だに妹を戀ふれば千歳川

ついの逢瀬をまつぞ久しき

逢ふことを妹も千とせの川の瀬の

下にこかれて待わたるらん

國臣と阿棹女との尋常ならぬ情交は、嘗て已に述べました。

櫻田の義徒有村次左衛門兼清が、國臣を備中連島の病床に訪ふたのは、安政六年の今月でしたから、義徒の遺烈を懷ふの歌を詠みました。

ものゝふの花櫻田の春の雪

ついに消えてもめでたかりけり

四六五

また郷黨の亡師富永漸齋の遺恩を述べた作もあります。

折ふしに心のりとなるものは

君が教へし千々の言の葉

よの中の人數らしく成ぬるは

大人の教によりてなりけり

福岡の獄 四

十月十八日、黒田長溥公は江戸参観の途次、京都に入つて天機を伺はれ、やがて江戸を指して行かれました。國臣は密に事の次第を漏れ聞き、藩は猶ほ立たず、藩論久しく振はざるを慨げき、歌に托して意を述べました。

かゝる世は諫の鼓やれぬとも

猶ほりかへてとどろかしてん

聞く人の絶えてなければいかにせん

いはまくほしの數はつもれど

雲井にもかける心はおくれねど

籠の鳥なる身をいかにせん

國臣は久しく獄裡に押籠められてゐますけれども、確とした處分は猶ほ定らず、未決囚の取扱でしたが、此月になつ

て、政廳の方では、罪を斷じて嚴刑を加へやうと云ふ評議の起つたのを、郷黨の友人戸田六郎は、役人の末であつた所からして、密に機微を窺ひ知りまして、藩を脱して京都に出てゝをる仙田市郎に急を告げました。

當時は島津久光公が勅使大原左衛門督重徳卿を擁して東下し、幕府の改革を促され、幕府また朝旨を遵奉するに決した後を承け、薩長土三藩の志士、暫く相協和して力を王權の伸張に致し、朝廷の威權頗る振ひました頃で、藤井良節工藤左門村山齋助北條右門は薩藩を代表して親王公卿の門に出入してをりますので、仙田市郎は國臣の事急なるを知りますと、狀を藤井村山に告げ相談をしまして、大原左衛門督に就て援助を求めました。左衛門督は方に東行勅使の重任を終はりて歸り、議奏加勢の職を授けられ、専ら志士恩赦の事を掌り、頗る勢力もあつたので、先づ筑前屋敷の聞役藪幸三郎を召し、國臣が多年力を國事に盡した功勞を稱し、黒田家の寛典を以て之を處分せむことを望まれ、一通の覺書を下して朝旨の存する所を傳へられました。續いて此月の二十一日には、議奏正親町三條實愛卿、また藪幸三郎を召し、沙汰書を下して、國事に關して罪を得た志士は總べて釋放すべき旨を傳へ、且つ特に國臣は口頭を以て指名し、速に禁錮を解かむことを達せられ、黒田家の宗族庭田中納言重胤卿も藪を召して諷諭せられました。

時に出て、京都の屋敷に勤めてゐた老職の杉山文左衛門は、朝旨を不當としまして、二十九日書を同職の首席黒田播摩に贈り、國臣は獨り藩法を犯した許でなく、幕府を輕蔑して分外の建白をするなど、公武合體の御趣意にも戻り、國家の大罪人であるのに、朝廷に於て誠忠のものと認められ、斯かる沙汰をせらるゝの謂なきを述べ、朝廷に對して反問せむことを唱へましたが、黒田家の方では、穩便無事の取計を第一といたし、藩主も江戸参観中ですから、旁々處置を後日に延ばしました。

國臣は密に朝旨の藩に下つたのを知り、且つ久しく禁錮せられ若くは流謫せられてをる同志の此慶を俱にせむことを

冀ふて詠みました。

浮雲の晴れもやすると大空を

仰きて待つも久しかりけり

うちかつく波の濡衣天つ日の

光し得ずはととも乾かじ

諸共におほはれかゝる浮雲の

はれて語らん時をこそまで

此間、十月十六日、僧月照の五周年の忌辰に逢ふて、

薩摩瀧波間に入りし月影の

胸にうかみて猶ぞかなしき

君が世の榮えんさまを見ぬまゝに

過ぎにし人の惜しくもある哉

と詠み、また古今を俯仰しては、皇室の式微を嘆げきました。

冬枯れし嵯峨野を分くる人もなし

みかりの鈴のおと絶えしより

春秋のみゆきは絶えていたづらに

匂ふみやこの花紅葉哉

小倉山紅葉はいつにかはらねど

みゆきは絶えてなき世なりけり

汽船の歌もあります。幕府は蘭國の寄贈を受けて、安政の頃より已に汽走の軍艦をもつておりましたが、西海の諸侯が始めて汽船を蓄へたのは文久の頃で、筑前も同じく然うでした。獄は海に近い所で汽船の過ぐるのも善く分りまして、斯くは詠んだのでした。

いく千里はるけき波路めぐりきて

火のけ車の船みつきけん

車船ほりたく石の火のけもて

めくるもはやしをくの島かけ

おのが國むけん爲とも得しらずに

みつくえみしの火車の船

福岡は北海の風を受け、冬の季節の寒威は他の九州諸國よりも、格別に殿しいので、全く爐火を禁じた囚中の苦痛は想ひやられます。國臣も獄を出て、後に、此境の堪へ難かつたことを語りました。それでも猶ほ斯かる苦痛を忍び、紙を燃つて字形を作り、幾篇の論策や詩歌を記した精力は最も人を驚かします。論策は概ね翌年の春になつて完成しましたけれども、その冬の寒い數月に涉つて經營を費したのは察せられます。此間また無数の吟詠を留めまして、人口に膾炙する幾首の佳作も成りました。

君が世の安けかりせばかねてより

身は花守となりけんものを
青雲のむかふす極み皇の

みいづかゞやく御代となしてん
月花に人の心をなぐさむも

御代ゆたかなる上にぞあるべき
山守とならんはかたき我身かは

世をなげきてぞ憂きめをもみる

また筑後の情人を思ふて咏みました。これも前に記しましたが、此頃の風懷を考ふるに足るものですから、今こゝに重ねて示します。

かゝる身となりぬと聞て契りてし

妹もや我をうとみはつらん

妻とだに契りおかずばかくばかり

逢はざる妹はしのびざらまし

妹と我ふかき契は千歳川

かはる淵瀬にならばざらなん

冬至の日に、國臣は自ら占ふて佳卦を得まして、心竊に喜びましたが、朝廷より恩赦の沙汰を下されて、已に相應の時日を開きましたけれども、藩主長溥公参観して江戸の屋敷にをられるので、政廳の評議は後れて因循此歳を終はりませ

した。

福岡の獄五

斯くて國臣は獄中に文久三年の春を迎へました。

元日また自ら占ひますと、佳卦を得ること猶ほ冬至の日と同様ですから、愈々心竊に喜びまして、獄を出るの時必ずしも遠からざるを感じました。

立春の歌も先づ成りました。

沖の波あつ浦も静にて

けふ立歸る君が代の春

此月の十四日に、制蠻説の一卷成るを告げました。これは漢文の短篇で、絶えず船艦を上海香港に往復させ、或は遠く西洋に派遣して、通商互市の道を開き、歐米の事情を探り、航海の技術を練るの必要を説き、また朝鮮を制馭して我有とし、支那と連衡して西洋の諸國と對抗するの得策なるを述べたものです。猶ほ此外の蓋志録一卷、體制辯一卷及び固圉消光三卷等の編纂も、大概は正月より二月の間に成るを告げたと思はれますが、歎識がないので確かとは分りませぬ。春に入つて吟咏の著しく數を減じたのは、蓋し専ら力を論策に用ゐたが爲でありました。

藩主長溥公は二百年このかたの盛典と聞えた家茂將軍の上洛に先發して江戸を出で、二月十四日京都に入つて留まらるゝこと十餘日、始めて参内して龍顏を拜し天杯を賜はりました。去年の冬朝廷は國臣の禁錮を解くべき由の沙汰を下

沖風

されまじたけれども、筑前では急いで奉行する模様もなく、荏苒今日に及んでゐますので、藤井良節村山齋助等は、長
溥公の入京を機會としふたゞび力を此事に致し密に謀る所もあつて、庭田中納言も朝旨を傳へて公に説かれましたから
國臣出獄の事は、始めて漸く進行の勢を示しました。

筑前では、三月三日の上巳の佳節を以て、神武必勝論全く成るを告げました。神武必勝論は、國臣の一生に於ける幾
多の論策中、尊攘英斷録と相比せらるゝ長篇の文字で、始より遠大進取の方略を立て、兵艦を練り士氣を養ひ、舉國一
致して之に臨むならば、歐米の諸邦また深く恐るゝに足らず、必勝の算自ら存するを説き、彼の長を採つて我の短を補
ひ、我の優を以て彼の劣を制するの意見を述べたもので、都べて三卷七千餘言、卷毎に一首若くは二首の歌を添へ、合
はせて四首あります。

神風や大和にしきの旗の手に

なびかさらめや醜えみし草

青雲のむかふす極み皇の

みいつ輝く御代になしてん

汐沫のなれるえみしのくなたへに

からきめみせん時は來ぬめり

わき出る心のそこは淺くとも

岩間の清水くむ人もかな

神武必勝論の原本が乙夜の覽を経て御府の藏本となり且つ漆版に附せられ、公爵伊藤が題字を書せられ、子爵杉が跋文

を作られたことは前に述べました。

三月は花笑ひ鳥歌ふ好時節、此間の情も自ら現はれました。

花見ればひとやながらも君が代の

春には洩れぬ心地こそすれ

物おもひなしといひにし花みれば

ひとやの憂さも忘れにけり

また皇室の隆興を念ふの歌となりました。

玉しきの都大路に宮人の

車きしらす御代にあひてん

玉敷のたひらの都絶間なく

みつぎの車はこぶ世もがな

自ら願みて懐を述ぶる歌もあります。

埋れ井の水の心はにごらねど

げに汲む人もなき世なりけり

此月の十七日に、藩主長溥公京都より歸つて福岡に着かると、老職の立花山城は町奉行濱兵太夫を招いて國臣の案
を評議し、更に濱は山城及び大目付大音主鈴の旨を受け、二十五日自ら榊木屋の獄に到り、西村七助の取計を以て、詮
議所に於て國臣を見、その今後の心得を問ひ、忠孝の道を志す外、何の存念なきよしを答へたので、事の次第を報告し

ました。

そこで二十八日は、立花山城の宅に老職小川讃岐、政廳の右筆頭取牧市内、右筆待井次郎兵衛等、相集つて國臣の評議を遂げ、愈々禁錮を解くことに決しました。

受持の西村七助諷して状を告げました。國臣即ち一首を咏んで情を述べました。
うづもれし深山櫻も時を得て

花咲ぬべくやゝなりにけり

弟の平山宇八郎も、此由を洩れ聞いて、遠賀郡底井野の郡奉行所に勤めてをる兄の都甲小仲太に報らした書も残つてをります。

彌々御繁務被_レ成_ニ御座_ニ奉_ニ恭賀_ニ候。然者爰元禁印も少し解かゝり候模様にて愉快之義_ニ奉_レ存候。何れ後に者吉左
右可_ニ申上_ニ候。早々頓首。

三月二十八日

小仲 太様 尊下

宇 八 郎

翌二十九日には、果して濱兵太夫より父親吉郎右衛門に出獄の命を傳へ、且つ心付として金三兩を與へました。此日は恰も國臣の第三十六回の誕辰でありました。

出獄の恩命

三月晦日には、表向の辭令も下つて、弟の宇八郎は父親に代はり來り迎へたので、國臣は榊木屋の獄を出で、地行三番町の家に歸りました。始めて獄に入つたのは去年の四月二十九日で、今こゝに獄を出たのは三月の盡日、恰も滿一年に當ります。安政五年の秋、法を犯して藩を脱してより六年を閲し、今始めて青天白日の身となつて我家に寢處するを得たのですが、母親の都甲氏は已に世を去つてありませぬ。悲喜交々集つて無限の情を催うしたことは自ら思はれます。獄を出でゝ家に歸ると、即日濱兵太夫より重ねて沙汰をして、明朝日禮服を着けて役所に出頭すべき旨を傳へました。辭式の形式は更に佳慶あることを示しました。

一筆令_レ啓候。次郎義今日牢居御免被_ニ仰付_ニ候に付、手元において爲_ニ相慎_ニ置候様、被_ニ仰渡_ニ候間、引取參候後、濱兵太夫殿より御切紙到來致、明朝日四時御町役所江袴着用にて而召連罷出候様との義に而、大に開眉致候。御用之次第は後便可_ニ申越_ニ候。恐惶謹言。

三 月 晦 日

吉 郎 右 衛 門

都 甲 小 仲 太 殿

翌四月朔日、父親吉郎右衛門に従ふて町役所へ出てみると、徒罪方付の職に補せられ、差當り心付として米十俵を給せられ、猶ほ將來を期し進用せらるべしとの沙汰にて、町奉行濱兵太夫申渡しました。

一筆啓上仕候。私儀今日四時御呼出に而町御役所へ罷出候處、徒罪方附被_二仰付_一追而可_レ被_二仰付_一次第も有_レ之候得共、先指當爲_二御心付_一米拾俵被_二相渡_一、入念相勤候様被_二仰渡_一難_レ有仕合奉_レ存候。此段爲_二御知_一爲_二申上_一如_レ斯御座候。恐惶謹言。

四月朔日

都小仲太様尊下

平野次郎

獄を出るに方り、心付として金圓を給し、且つ同時に任用したのは、縦令それは職務は下級末班としても、當時の慣例に於ては、破格異數の恩命で、國臣は難_レ有仕合として存じ奉らざるを得なかつたのであります。これには父親も頗る喜んで、自ら濱兵太夫の門に至り謝意を表したものと思はれまして、濱の日記には、十一日、平野吉郎右衛門爲_二自祝_一巴須名_三三口自身携來爲_レ禮と見えてをります。

然うして國臣は斯かる恩命が素と朝廷の沙汰より起つたのを知りまして、感激に堪へず、先づ歌を咏んで情を述べました。

たち茂げる草の葉末の我身まで

めぐみの露のかゝる嬉さ

國のため世のため八年身をすてゝ

つくせし甲斐はあらはれにけり

國臣は一年ばかりも獄裡に蟄居し、絶えず座はつてゐたので、軟脚を患へました。そこで暫く家に引籠つて身體を養ひ、また日々博多の順正寺に母親都甲氏の墓を拜し、一里餘の路を往反して歩行を習ひました。それから老職立花山城の沙

汰を蒙り、五日の斜陽より濱兵太夫に従ひ、山城の濱町の別邸に至りて謁しました。政廳の權要牧市内待井次郎兵衛も同じく來り會し、山城は特に宴を設けて歡待し、胸襟を披いて時事を語りました。此日黒田家の汽船大鵬丸は邸前の海に横はつて情興を添へ、談論頗る振りました。山城は自ら扇面に歌を書いて示しました。

燈し火の赤き心を諸共に

語るべしとは思はざりきや

他の參列者は、孰れも日々相會ふて政務を議する當路の人ばかりです、此歌は六日前に獄を出た志士の爲に咏れたものでした。英達明敏當時第一の名家老として、専ら權柄を握つた山城の人物ならでは言はれぬ感情で、姑息因循の藩論漸く變じて一たび振興したのを表示する事實でもありました。

此時に方り、江戸の幕府は勉めて朝廷の趣旨を遵奉し、家茂將軍は久しく廢つてゐた舊典を修めて上洛せられ、皇室尊崇の實を天下に示されました、朝廷の威權頗る張ると共に、一方は外國の艦隊砲門を開いて長州に迫らむとし、また生麥の案を提げて薩摩の責を問ふの勢となつて、士氣頗る振ひ人心漸く興りました。筑前また茲に見る所あつて藩是を定め、國臣が始めて山城に謁した前日は、福岡の海岸波奈に砲臺を修築する議發せられ、砲礮鑄造の令出で、長溥公父子自ら臨みて志賀島の地勢を視察せらるゝ有様でしたから、尊攘の論急に勢力を生じまして、國臣の説に聽く者、始めて多く起りました。

獄を出て旬餘日を閑する頃、肥後の松村大成に贈つた書があります。

尙々弊藩も漸振ひ立申候、追々は彌益盛に成り行勢屹度見へ申候。

天朝熾盛に成行大慶此事に御座候。御互之辛苦凡而昔語と相成申候。繫獄中徳兵衛御差遣被_レ下候よし辱奉_レ存候。

三月晦出牢、翌朝徒罪方附に被_レ申付候、追而_ハ被_レ申付_二次第も有_レ之由に而、先米拾苞賜り申候。是偏に 聖徳之餘輝と難_レ有奉_二感佩_一候。頃日は心喪之意に而、亡妣之墓參、往返二里餘之道、日々脚ならし仕居申候。全一年之内天下之模様案外之事多、いづれも愉快に而日々耳目を悦しめ居申候。最早逆礫之氣遣も無_レ之安心仕候。心事紙筆に盡しがたく候。御安心之爲草々不具。

四月十四日

平野 二郎

松村 大成様
御賢息 中様

永鳥様にもよろしく

國のため世のためやとせ身をすて、

つくせしかひはあらはれにけり

萬延元年の秋、捕手の追究を逃れ、走つて松村の家に投じまして、爾來絶えず虎尾を躡むの危険を犯して、密に勤王の事を謀つた頃にくらべると、時勢の變遷定に人を驚かすものがあつて、互に皇運の漸く隆昌ならむと見るを見て、深く相慶した心事は思はれます。「最早逆礫之氣遣も無_レ之安心仕候」の一語、點じ來つて別けて風情を感じます。

岡部謹助の棄世と望東尼との締交

下級末班の職務でも、藩の常法もあつて、いつまでも曠廢することは叶ひませぬから、足痛を稱し暇を請ふて引籠りまして、或は故舊親族を訪ひ、或は同志友人に會ふて、暫く日を送りました。今や時勢も藩狀も斯の如く、國臣の境遇また一變したので、臣人の稍々志氣を湛へたものは、皆喜んで此志士の談論に耳を傾けました。國臣の生涯に於て、筑前の士庶の爲に頗る推重せられたのは、始めて獄を放たれてから、ふたゝび京都へ出るまでの百餘日の間が第一でありませう。

然うして筑前のうちで、最も深く國臣の人物を推重し、最も善く國臣の心事を領會した南境馬市の農岡部謹助は、病の爲に出獄の後の國臣と相見るの機會なく、五月二日を以て世を去りました。

これは前にもちよつと申しましたが、筑前人のうちで、最も深く國臣の人物を推重し、最も善く國臣の心事を領會したものは、著者の見る所によると、岡部と望東尼とに若く人はありませぬ。たゞ望東尼と相交つたのは、近ごろ獄を放たれた後で、且つ交るの期間も極めて短かつたのですけれども、岡部は國臣が力を王事に致す始より、心を傾け情を盡して相交り、寔に獲易からざる知己者でした。

國臣猶ほ獄に在るの時、月形洗藏も禁錮せられて御笠郡にゐました。近村の高原謙次郎は、月形の監護せらるゝ所が、徒兄弟の家に當る緣故からして、一日月形に接見するの機會を得まして、談次國臣の事に及びまして、月形は彼の身分で斯かる志は感心だと申して種々の話をしましたが、要するに、國臣が微賤より起つて志を立てたのを稱するの意で、深く器量するやうな説はありませぬでした。高原は後に往いて岡部の病を問ひ、月形の話した次第を語りますと、岡部は憤然として月形が全く國臣の人物と志操とを知らぬことを述べ、月形の勤王は筑前の勤王で、平野の勤王は日本の勤王である、平野は天下の傑物である、然うして筑前の人には之を知らず、唯認めて一藩の奇人とするのは誤つてをると申

しまして、當時岡部は病勢已に重かつたのですか、辭色共に厲しかつたさうです。蓋し當時の藩状をも慨し旁々斯かる言を爲したのでした。

岡部は邊陲の草萊の裡に生れた農でしたけれども、好みて書を読み文を講じ、相應の學問もあれば氣節もあつて、夙に尊王の志を抱いてゐましたが、病のために自ら報効すること能はず、此年の春、近村の吉田重藏が志を立て、郷を去る時は、家藏の刀を贈つて餞とし、已れに代はりて王事に用ひむことを囑みて別れました。斯くて病篤きに及び、情を鈴蟲の歌に托して世を終りました、享年四十二。

國臣は高原謙次郎から計を聞きまして、聊か祭祀の料を贈つて情を表し、且つ歌二首を詠んで哀みました。」

今とはとて世に鳴きすて、鈴蟲の

その一聲もあはれなりける

玉とみてめづる程なく消果てし

稻葉の露のあはれはかなさ

望東尼は前に述べた通、京都から歸へられると、密に歌を贈つて獄中の國臣を慰められましたけれども、その時までには直接の交際はない間柄でした。それから一年近くを経て、國臣が獄を出て、自由の身となつたので、平生親交せらるる岡部簇の家で會見を遂げ、委しい話を聞き、愈々深く敬服せられまして、始めて親交の基は開けました。

岡部簇は安政二年に諸用間次定役の職を帯びて長崎に行く時、國臣を屬僚として従へた人で、その後も消息は絶えず相通じまして、一たびは政廳から國臣との關係を疑はれて職を免ぜられた程のことであるし、夫妻共に望東尼とは親族一家の如く親しく交つてをられたので、一日特に國臣を請じて家に招き、望東尼を紹介して寛談の機會を與へたので

した。

望東尼は一たび岡部簇の家に於て、國臣と相見て委しい話を聞かれてより、段々親しい交をして、その母親を失ふたのを憐むの情別けて厚く、やがて自ら亡き母親に代はり、志士の爲に配偶を求むるの意を起されました。然うして期せらるゝ所は、數ば獄中の歌に入つた筑後の情人でありました。

五月二十五日、望東尼は月々の例に従ひ、往いて太宰府の天満宮を拜し、豫ねて知つてをられるゝ神職小野加賀を祠畔の家に訪ひ、留宿一夜、國臣の妻として、眞木和泉守の女阿棹を貰受けたいと云ふ縁談を申出でられました。加賀は即ち眞木の實の弟であります。

小野の方では、格別に重くは此話を聞かなかつた模様で、今は父の和泉守も上落をしてをるし、迎も急に運ぶまいと思ふけれども、兎も角も瀬下の留守宅には申し通じて何とか挨拶をしようと思ふ返答でしたが、その後間もなく國臣も藩の内命を受けて京都へ出たので、縁談も立消になつて了ひました。

國臣と阿棹女との關係は、已に述べた通で、久留米の方でも、親族あたりには自然は結婚でもするのではあるまいかと思ふ人もあつた様ですし、福岡では亡き母親なども、阿棹女のことには内々知つてをつたと、弟の三郎も申してゐましたから、國臣が長く世に在つたら、結局は或は成り立つたかも知れませんが、間もなく京都へ出で、次で但馬の義舉を企はだて、翌年の秋は眞木と同じく難に殉じまして、空しく一時の物語となりました。

望東尼が小野加賀を訪ふて斯かる相談をせられたのは、從來の深い關係を知つての事ではなくても、多少は國臣の意向を聞いてをられる筈と思はれます。國臣は猶ほ暫く藩に留まるつもりでした歟、然もなければ母親も亡くなつたし、父親も漸く老境に入つたので、嘗て水田の淵上郡太郎を助けて下川氏の女を娶らしたが如く、意中の人を迎へて家に留

めたいと考へたのでありませう。

保國策の上書

國臣は此間に於て、保國策一編を作つて藩主長溥公に上り、隣藩の鍋島家と分擔になつてをる長崎警衛の任務を撤し、同一の經費を以て攝津近海の要地を防備するの機宜に適するを説き、また主として薩摩と親睦し、久留米中津の二藩を連合し、四藩一致して國事に當るの良計なるを述べ、古來相軋つて關係圓滑ならざる隣藩の鍋島家に對する策に及びました。

保國策

一、方今外寇ノ患有レ之候儀ハ、天下一統同様ノ事ニテ、何レノ藩誰々モ、其覺悟仕候ハ、今日ノ急務ニテ、要路ノ有司、専ラ盡力有レ之居候ヘバ、今更兎角申上候儀無ニ御坐一候。然ルニ事ノ過チハ不慮ヨリ生スル者ニ御坐一候。諺ニモ用心ニ國亡ビズト申候如ク、事ノ來ラザル未先ニ、豫シメ之ヲ防クニシクハ無ニ御坐一候。乍レ去迂遠ノ説ニテ、御取用ヒモ被レ爲レ在間敷哉ニ奉レ存候ヘ共、苟クモ御爲筋ト存付候儀ヲ、空シク黙止仕候ハ、臣子ノ不本意ニ御坐候ヘバ、不ニ容易ニ儀ニハ御坐候ヘ共、不ニ容易ニ時節ニ御坐候故、不レ聞申上候。

一、肥前佐賀ノ儀ハ、最前興雲公ヘノ恩義モ有レ之由ノ處、其後何トカ確執ヲ醸シ、竟ニ讐敵ノ様ニ相成、既ニ高樹公島原々城御攻取リノ砌、失禮不法ノ働キ有レ之候哉ニ傳ヘ承リ候。其後二百餘年來、長崎御相受持ニテ、別テ御親睦ニ無レ之テハ不ニ相叶ニ譯ニ御坐候處、表向計ノ御親ミニテ、内實ハ于レ今讐敵ノ如キ意地合ニ御坐候段ハ、申上候迄モ無レ之、誰々モ案内ノ通ニ御坐候。己ニ臣亡命中、長州生ト唱ヘ佐賀ニ罷越、四五日滯留、同藩人數輩出會仕、色々談話仕候内、試ニ御國ノ事承リ候處、兎角惡シサマニ評判仕候ニ付、此方ヨリモ誹謗話シ仕見申候處、甚悅氣ノ體ニ御坐候。此一事ニテモ一藩舉テ異心ヲ挾ミ居候儀ハ、顯然ト被レ察申候ニ付、萬一長崎ニオイテ、外夷ト事起リ候時ハ、島原ノ先蹤ヲ履ミ、御兩家矛盾ニ及ビ候儀モ可有レ之哉。若右様之儀有レ之、難レ遁場合ニ至候ヘバ、何レモ粉骨碎身シテ御國恩ニ奉レ報候ハ、勿論之事ニ御坐候ヘ共、畢竟私爭暴戰ニ落、却テ其忠モ忠ニ中ラズ、且彼ニハ自國、我ニハ遠路ヲ隔テ、主客ノ違ヒニテ、一旦如何様ノ御危難ニ至リ申間敷哉モ難レ計、假令戰爭ニハ討勝候テモ、根元無名ノ私闘ニ御坐候ヘバ、天朝柳營ニ對セラレ、雙方ノ御爲不レ宜、無レ由事ニ御兩家滅亡ニ至リ候ハンヤモ難レ計、微臣年來ノ憂苦此事ニ御坐候。之ヲ避クルノ愚策三等御坐候。

上策

一、京師縉紳家御取結被レ遊、被ニ仰立一候様ハ、畿内ノ中樞要ノ地ヲ選ミ、砲臺少々御築立、鳳闕御守衛被レ遊度、就レ右東西兩端ニ懸候テハ、二ツナガラ全カラザル譯ニ御坐候ヘバ、是迄受持來ノ長崎守衛ハ、肥前一手ニ受持切被ニ仰付一度、同家ハ領國ノ義ニ御坐候ヘバ、無レ遁處ニ御坐候。元來長崎ハ唐人和蘭陀等商船、不法有レ之節ノ

鎮靜ノ爲ニハ御坐候ヘ共、已前ノ如ク夷船彼港ノミニ入津仕候時ハ、同所ノ鎮武ニテ神州一體ノ風聲ニモ係リ、一家ヨリハ兩家ト、入念仕候上ニモ入念、嚴重モ守衛仕候義、勿論ニ御坐候所、近年ノ如ク畿内近海ニ碇泊シ、或ハ松前ニ來リ、或ハ東武内海ニ乘入、夷人ドモ府内徘徊ヲモ仕候程ノ事ニ御坐候得バ、長崎ハ實ニ商船輻湊ノ小港ニ御坐候テ、縱令長崎一圓掠奪セラレ候共、深ク皇國ノ傷ミト罷成候場所ニテモ無レ之、守衛ノ義ハ肥前一手ニテ十分ニ御坐候間、同シクハ是迄勤王ノ志被レ爲レ在候驗ニ、畿内ニテ一ヶ所、守衛受持被レ仰付候ハ、一國ノ全力ヲ以、皇朝御守衛ニ被レ爲レ竭度旨、被レ仰立候ハ、必勅許ニ相成可レ申候。然ルニ長崎御守衛ノ義ハ、御先代様ヨリ二百餘年來御受持來ニテ、他藩ニテ江戶府内御役持等ニ比較仕候ヘバ、格別御規模ニ被レ爲レ在候ヘドモ、今日此形勢ニ至リ候テハ、左程御大切ノ御場所共難レ申、タトヘ長崎一圖丈夫ニ被レ爲レ爲レ爲レ候モ、屹度神州ノ御爲ト申程ノ功ニモ無レ之、誰爲ニ御國力ヲ御費シ被レ遊候哉、古來英雄豪傑ノ上ニテモ御覽被レ遊候ヘ、織田公豊臣公等モ、皆皇威ヲ借テ大業ヲモ被レ立候事ニ御坐候。非常ノ時節ニ御坐候ヘバ、非常ノ御處置ヲ以、同シクハ畿内ノ地ニ長崎御入費丈ケ御打替、御盡力被レ爲レ在候ハ、外ニハ一際勤王ノ御廉モ立、内ニハ薩長其外勤王ノ志有ル諸藩、ヲノヅカラ合體連衡無レ疑、然ル時ハ他藩ノ侮ヲモ禦キ、永世保國ノ大助ニモ罷成、此先彌增京都ノ御請モ宜敷、三全無失ノ良策敷ト奉レ存上候。

中 策

一、元來御當國ハ、御高前ヨリハ御小國ニテ、御藩中ノ拜知高ヨリ士卒ノ人數等、現實五十萬石ノ御振廻シハ無レ

之、乍レ恐一國獨立ニテ天下横行ハ勿論、無ニ危難ト申程之御國勢ハ、先覺東ナク相見エ申候ヘバ、是非共兩三藩御親睦連衡不レ被レ爲レ在シテハ、他邦ノ侮慢モ難レ計、幸ニ薩州ハ君侯御生國ニテ順聖公島津齊彬公御以來、深キ御親ミニ被レ爲レ在候處、近來何ト欺御雙方御疎遠ノ様ニ奉レ親、如何之御譯合ニ御坐候哉ト、密ニ奉レ嘆息ニ候。薩州之義ハ古來天下ノ強國、殊ニ今度ノ義魁ニテ、外ニ肩ヲ並ベ候國無レ之邦ト、タゞ能々御親ミ被レ遊候ヘバ、中津久留米等ニモ、御親縁被レ爲レ在候ヘバ、御合體ノ計ヒハ如何程モ可有ニ御坐、右薩米津ト相合セテ、四藩親睦連衡相整候ヘバ、他藩ヨリノ覬覦侮慢ノ念ハ絶テ起リ申間敷候。是又國ヲ固クスルノ一長計ニ御坐候。

下 策

一、佐賀侯ハ決テ凡器ノ御方ニ無レ之、銳烈卓見ノ才器ニ御坐候段ハ、固ヨリ尊案之通ニ御坐候。小城候ニハ激烈一片ノ人ニテ、横紙ヲモ壤リ候氣質ニ御坐候ヘバ、萬一事立候節ハ、如何様ノ暴行有レ之候哉モ難レ計、外患ヨリモ先内憂ヲ可レ恐事敷ト奉レ存候。其譯ハ假令外寇ノ爲ニ一國滅亡仕候共、義ニ於テハ耻ル處無ニ御坐候得共、内亂ノ爲ニ亡國仕候テハ、忠義ノ道不ニ相立様ニモ至リ可レ申ト痛苦仕事ニ御坐候。且彼方ニテハ、在々ノ郷土共マデ、劍銃一挺銷筒ニシテ、年來被レ相渡、月々定日有レ之、操練等モ調ヒ、巨礮軍艦等モ御國ヨリハ多ク蓄ヘ有レ之候。彼是怯懦ノ賜ヨリ校算仕候ニ、高枕安臥難レ成覺申候。是ヲ豫防被レ爲レ在候ニハ、隊長ノ可レ然人才、一兩人御選被レ遊、附屬召連、西郡山手ヘ堡塘ニテモ築セ、在宅被レ仰付、追々郷土等ヲモ仕立、表ニハ西目海岸ノ外寇ニ備ヘ、裏ニハ隣藩ノ異變ニ固メ置セラレ候ヘバ、一通リノ御用心ニハ御宜ク可有ニ御坐候。

右三策ニ頒テハ申上候得共、所詮三策共ニ難レ關、其中一策ヲ被レ爲ニ取用ニ候ハ、何卒上策ニ御決着ニ相成候様、奉ニ仰願上ニ候。誠恐謹言。

文久三年五月吉

平野次郎國臣再拜

四八六

これは黒田家と筑前藩との利害得失の上より觀察した保國論で、勤王の志士としては、別に感心するやうな新しい意見でもないとしても、長崎守衛の任務を棄て、京都に近い攝津沿岸の要地を撰んで防備に當らうと云ふのは、萬延元年の春の建白書にも述べた所で、外國船の去來する事情が全く變じ、自由に上國の海洋を游弋する時勢となつては、これも聞くに足る一つの説たるを失ひませぬ。併しながら、此説にしても他の説にしても、當時の藩狀では、到底それは耳を傾けらるゝ筈は無かつたのであります。

たゞ黒田家では、當時己に進んで朝廷の爲に忠勤を致すの藩是を定め、薩摩の島津家及び肥後の細川家と同じく上洛するつもりで、老職の立花は自ら使命を奉じ肥後を経て薩摩まで参りましたが、その趣旨は、諸大藩の力を戮はせ、京都に於ける尊攘黨の勢焰を壓抑し、飽くまでも公武合體の實を擧ぐるにあつて、國臣等の志士とは意見を異にするものでした。

藩論の振興と同志の救護

國臣は一たび獄を放たれてからは、或は密に人を訪ひ、或は人に招かれて、絶えず勤王の大義を説き天下の形勢を

語り、獎勵鼓舞最も勉めまして、大に藩論の振興を助け、また數ば當路の人を見まして、種々の議を獻じました。

此間の消息は概ね機秘となつて泯没し、文書記録の仔細を考ふるものも残つてゐませぬけれども、江戸の屋敷に在る、藩主の兒女の歸國とか、浮浪の志士の招募とか、米穀の貯蓄とか云ふやうなことをも申出でた模様で、當面の急務として、最も熱心に主張し、専ら盡力をしたのは、文久元年の夏より禁錮せられ或は流謫せられてをる同志の赦免でありました。

去年の冬このかた朝廷が幾たびか旨を傳へ、罪を國事に得た者の赦免を沙汰せられたのは、總べての人を包括したので、國臣だけは特に口頭を以て指名せられたのでしたが、黒田家の政廳では、國臣一人を獄より出したばかりで、他の同志月形鷹取海津等の處分は、藩内の私事で、朝廷に關係はないと云ふ理由からして、依然として赦免しませぬので、國臣は獄を出ると直に此等の同志を救はうと謀つて種々力を盡しますけれども、容易に行はるゝ模様も見えませぬ。

折しも長州の志士が、下關に来てをられる前侍從中山忠光卿を擁して久留米に入り、朝廷の旨を傳へ、迫つて眞木和泉守等の幽屏を解いたことを聞きまして、筑前でも同じく中山卿一行の援助を借りたら政廳の評議を動かして同志を救はれるであらうとは思ひますけれども、獄を出でて多く日數も積まず、從罪方附の職務も、表向は病と稱して引籠つてをる時で、自ら出て奔走することも出来ない所から、同志の中村哲藏贈正五位を遣つて、近在で金村の高原謙次郎を説き、高原をして久留米に到り中山卿の一行を見て相談を遂げしめむとしました。

當時高原に贈つた書が残つてゐまして、此間の事情は善く分ります。

昨日は御光來、殊に好物御惠投、別而辱奉ニ慶謝ニ候。御器量相見込、重大之機密相憑申度、臭蘭之有志中村哲藏と申人差出候間、委細同人より御承知可レ被レ成候。御異見も御坐候はゞ御覆臆なく御討論可レ被レ成候。野生御禮

旁々罷出筈に御坐候得共、御存之通引入中に而不能其儀、残念に奉存候。宜御聞得折角御盡力可被下候。頓首。

五月十八日

平の次郎

謙次郎様

先日哲藏ヲ以テ御頼申陳候一件、赤間關ノ模様承り候處、中山公御二男(當年十八歳ニ御坐候)最早米府ヨリ御歸關ニ相成候由ニ御坐候。右ニ付此間ノ一策ハ、白地ニ可被成候。去ナガラ米藩へ御出浮出來候ハ、近日御發足、彼ノ府ノ形勢御探索奉ニ希上候。眞木一列モ少シハ甘キ爲法哉ニ承申候間、推テ御逢取可被下候。尙更大慶ニ御坐候。手都合ハ何ト敷工夫モ可有之哉、御賢策奉ニ希候。頓首。

五月二十日

平の二郎

謙次郎様

別紙

覺

一、船曳大貳敷、池尻茂十郎茂左衛門敷御尋被成は、其人之行衛相分り可申候。

早川與一郎
井上善三郎
荒牧羊三郎
酒井傳次郎

何れも有志

一、宰府小野加賀父子間より、瀬ノ下へ傳書。御取被成候も可然敷。又は筑後井上村、馬市より僅半里計り、樋口謙太と申郷士、此郷士は眞木和泉妻の里の由、此方よりも傳書に而、瀬ノ下へは參られ申候。

去ル廿一日之御探索書、並昨二十四日之芳墨拜披仕候處、中山公米府之形勢、委細承リ爲ニ御知ニ被下重疊辱仕合ニ奉存候。先日ハ平賀方迄御出御尋被下候得共、途中ニテ猶豫仕リ、不懸ニ御目ニ残念ニ奉存候。しかし中村方之御書面ニテ、御奔走之一件ハ拜承仕候。眞木泉州早速上京仕候由、先々大慶ニ御坐候。偏ニ中山公之御配慮ニ關ル處ト感激不レ少候。

先度差出候眞木氏江之封物ハ、大鳥居氏弔之愚詠なども御坐候得バ、御序小野家迄御達置可被下候。在候へバ瀬ノ下ニ相達可申候、彼ノ一封全ク此度之事ニハ不掛分ニ御坐候、此段宜奉願候。勿々頓首。

五月廿五日

平野二郎

謙次郎様

尙々中村氏も昨朝より蘆屋出役仕居申候、若松江も參ル筈ニ御坐候。

高原謙次郎は福岡を距ること二里餘、御笠郡の金村の農豪で、世々大庄屋を勤め、人物も勝ぐれ名望あるものでしたが、夙に學問を好み、暫く近村に住んでゐた北條右門の教を受け、北條が常に國臣の志操を賞し筑前希有の人だと稱したのを聞いてもれば、馬市の岡部謙助も同様の話をしたので、平生より欽慕の情を抱きまして、國臣の獄を出たことを知ると、多少の土宜を齎らし、往いて地行の家を訪ひました。

國臣は鶏卵を割り下物として酒を置き、胸襟を披いて寛談し、自ら相交はつた諸方の人物論などをして薩摩の西郷大久保の事にも及んださうです。國臣は此時始めて高原を識つたのですが、その人柄と心掛とを認めまして、中村哲藏を遣つて同志救護の策を相談しました。

そこで高原も快諾をして、取敢へず太宰府の小野加賀の所に参つて、密に事情を語りますと、小野はそれは寔に好い思付だが、惜哉中山卿は已に久留米の方を引上げて歸られた筈である、猶ほ確かなことは聞合はせて知らせると申したので、一先づ家に歸つてをると、中山卿の一行久留米を引上げて去つたのは、事實でありまして、その援助を借りて同志を救護する策は全く取止めました。

しかし時勢も追々進めば藩論も變はつたし、國臣等も猶ほ力を盡したので、政廳は名を藩主が上洛して龍顔を拜し天杯を賜はつた慶事に托し、間もなく赦免の評議を決しまして、月形鷹取海津の三人は先づ禁錮を解かれ、中村江上淺香等の人々も、續いて島々より召し還へされ、その外押隠居閉門の處分を受けた連累者も、悉く赦免の命を蒙りました。此時平尾山の老いた女歌人は、歌を作つて所感を述べ、且つ國臣が與つて力のあつたことを稱せられました。向陵集のうちに見えてをります。

罪なき人を數多ひとやに入られたりけるに年經て赦されしと聞て或人に遣はしける
籠の鳥の放ちかはるゝ聲聞けば

我もとび立つ心地こそすれ

かく赦されけるは異方に今一人押籠められし人の先に赦されて人々の罪なきことを言ひはりて赦させ給ふ
よう計らひしと聞て其人に遣はしける文の中に

とく出てゝ谷の鶯鳴くまゝに

うちむれて飛ぶ百千鳥かな

上洛の内命と高原謙次郎

國臣獄を出でゝ未だ百日ならず、京都へ上せらるゝ沙汰が下りまして、六月十五日濱兵太夫命を傳へ、十七日には老職小川讃岐召見して親しく上洛せしめらるゝ趣旨を告げました。筑前の藩論も已に決し、朝旨を承順して盡力せらるゝことになつたので、出でゝ重役を輔佐し周旋せよと云ふのでした。

國臣は欣然として命を領し、二十四日には、手當として金十五兩の下附もあつたので、愈々二十八日の上途と極めました。

御細簡披閱仕候。僕も昨日入り込居申候、御心配御氣之毒に御坐候。愈々廿八日出發之筈に御坐候。小野へも鳥渡立寄可申含に御坐候。匆々頓首。

六月廿六日

謙次郎様

古來豪傑學富文。秦六動靜蘇張辯。我無二兩技一亦短才。報國赤心只一片。
うみ山にひそみしたつも時を得て

けふは雲井に立のぼるなり

書き添へた詩のやうなものは、高原より寄せた書に、棄身忘家憂天下。胸中只富百萬兵とか何とか云ふ語があつたので、それに答ふるつもりで記したのださうです。歌は地行の家を立出る時、床の柱に題したと傳ふる作で、太宰府の小野にも此歌を書き遺してをります。此時の上洛は頗る得意であつたことが思はれます。

高原謙次郎は八十餘の高齡を保つて近年まで健在した人で、國臣の贈つた數通の書牘は、月形洗藏や伊丹慎一郎はじめ、當時の幾多の志士より寄せた他の幾多の書牘と共に、皆自ら所藏してをられました。前にも申した通り、元來此の人は代々大庄屋か何かを勤めた舊家の主人で、若い時分より學問の心掛もあつて、萬延文久の頃からは、時勢相應の志を抱いてゐたので、禁錮中の月形洗藏を密に訪ふて談論を聞いたり、伊丹慎一郎と交つたりして、資財の豊かな所から、此等の志士の長州あたりに來往する時は、折々路用の都合などをした模様で、また五卿の太宰府に御坐る頃、高原の家に遊ばれたことは、土方伯の回天實記にも見えます。國臣との關係は、北條右門の話より起りました。

これも前に聊か申した通、北條右門が暫く假住居をした中村は、高原の隣村で、五六町あるか無いかの近傍であつたので、絶えず往つて教を受けました。その折北條は數ば國臣のことを稱揚し、筑前で平野ほどの志操の人はあるまい、第一の人物だと語るのを聞いて、然う云ふ勝れた人かと日比思ふてゐたので、國臣が獄より出たよしを知ると、直に訪ふて往つて話を聞きました。それが國臣と相識るの初で、間もなく志士救出しの一條を頼まれたのでした。旁々高原も一時は政廳より相應の嫌疑を受けましたけれども、それでも禁錮とか流謫とかの禍にも罹らぬで済んだのは、夙に溫良恭謙の好人物として知られてをつたからで、一體自身でも腹を切つたり首を斬られたりするやうな烈げしい方の行動を好まなかつた人だと云ふ噂も残つてをります。しかし昨今獄を出て來たばかりの刑餘の不所存者を訪ふて往つて、直に

見込まれて志士救出しの一條を頼まれ、また早速に加擔をして、彼是と奔走した程のことです。勤王論の傳道に熱心で且つ上手であつた地行三番町の宣教師が、猶ほ暫く藩に居つて追々と引つ張りこんだら、久しく溫良恭謙の好人物として知られた金村の一遺老も、或は疾うの昔に贈從五位か贈正五位ぐらひの墓の主となつて、宮内省の殉難録稿に名を留めたかも知れませぬ。

たゞ人生の事は實に塞翁の馬で、若し果して然うだとすれば、蜜柑花が微香を放つ邊に、平野國臣傳の著者を迎へて、閑に五十年前の昔を語る好餘生はなかつたであらうと思ひます。

平尾山の一夜

國臣が此度上洛の途に就かうとして、あはれ深く趣の多い話を留めたのは、平尾山の一夜でありました。

國臣は愈々發足の期日も定つたので、二十四日に望東尼の平尾山の草庵を叩きますと、望東尼は他へ出で、居られず、留守をする人もありませんから、一首の歌を柴の戸に留めて別れを告げました。

松風の絶ゆるばかりはあらねども

しばしは音の遠さかるらん

望東尼は草庵に歸つて、事の次第を知り、翌二十五日は自ら出で、隆益町の本宅より國臣の家を訪ねられますと、折悪しく國臣また他へ往つて家に居りませぬで、己れも一首の歌を留めて去られました。

松風の絶ゆるばかりはあらずとも

音のみきゝて遠ざかるうさ

四九四

そこで國臣は二十六日また歌を贈り書を寄せて、明日は草庵を過りて一夜語りあかし、明後日草庵より直に旅路へ就かうと告げました。

秋風の立わかる間の名残とて

山まつ蔭にあすはやどせん

よべもわたらせ給ひしよしうけ給りぬ。けふは山里にかへらせ給ふよし、廿七日には大野宮(太宰府の天満宮)へまうで、それより、すぐに打たち侍らんと思ひおり侍りぬ。されば、あすの夜はやどをたちて、その山里にて一夜かたりあかし侍らん、あなかしこ。

一 徳 禪 尼 山 室

國 臣

み か へ し

傳説によると、地行三番町の家は、京都へ向ふて門出をするには、家の方位の悪い所からして、國臣は凶を避けて望東尼の草庵より旅路に上つたのだと申します。そは孰れとしても、此度は黒田家の内命を受けた旅路で、これまで幾たびか隠れ忍んで出で立つたのとは違ひまして、自然親兄弟や親族朋友の別れを惜しむ人も他に多かつた筈ですが、纔に殘る一夜を萬づ不自由な郊外の草庵にあかして、そのまゝ出で立たうと云ふのです。我が勤王の志士と名にし負ふ女傑との交態もしのばれて、寔に史上の美觀であります。

ところが國臣は何か都合を生じて、出立を一日延ばしたので、約束した夜には來ませぬでした。草庵のあるじは心許なく思ふて詠れました。

今宵はとまつに音せでいつしかも

立 か へ り ふ く 庵 の 秋 風

あくる日の夜、國臣は音づれて來ました。深く喜んで、

望東尼

嬉しさと別れ惜しさのいかなれば

ひとつ心におもひわたらむ

國臣答へて

嬉しさと別れおしさはへだつとも

思ふ心をいかでへだてむ

國臣は此旅路の望多くて悲しき別れならぬことを述べました。

ありあけの月もろとも立出る

けふの旅路はあかるかりけり

望東尼

ありあけの月のそめてあかければ

日の御光もやがてきよめむ

國臣また

數ならぬ身は山風となりてだに

御光かくす雲をはらはむ

望東尼また

一すぢの心つくしの秋風に

いかでむかはむ夕立の雲

望東尼は、世の人の多くは因循姑息にして、國臣と志を同じくするものゝ乏しきを慨げく懐を述べて、

岩倉におさめし戈も世につれて

にぶく成り行くことぞ悲しき

また老先き短き女性の身をながらへて、國臣等の力もて、筑前の勤王また成るの日に會はまほしく思ふ心を寄せて、

おしからぬ命ながれ藤波の

雲井にかゝる春を見るべく

藤波は蓋し藩主黒田家の紋所をかけて云つたもので、その意味は自ら分ります。此歌を作者自ら改むる所か或は他人の手に成つたのか、向陵集には藤波を櫻花としてあります。藤波は春の季節のものでない故でせうけれども、歌の趣意は、主として黒田家の事と相關し、此字は換へられませぬので、今こゝには舊に従ひます。

國臣と望東尼とは、同じく福岡に生れ、且つ互に深く歌を好んでも、元來身分の違ふ間柄だし、國臣また久しく藩を脱してゐたので、相識り相交るの機會はなかつたのですが、去年の夏、望東尼上國の遊より歸り、密に歌を贈つて獄中

の國臣を慰問せられてから、消息始めて通じ、尋で獄を出るに及び、岡部簇の家にて相識り、一見忽ち數十年の舊知己の如く、互に肝膽を披瀝して相交り、望東尼は母親にも似た情を以て、國臣の爲に心力を盡し、此度の上洛に就ても、京都の知音比喜多源次馬場徳次郎の徒に紹介して善く謀られました。その相識るの日猶ほ極めて淺く、相交るの月猶ほ酷だ短きに拘はらず、遇合の奇にして美なるは、感嘆に堪へぬものがあつて、草庵一夕の贈答、また自ら主客二人の志操と交態を示してをります。

諸君、若し試に眼を瞑つて此平尾山の一夕のことに想到せらるゝならば、ありあけの月を踏んで庵の戸を立去り行く志士を、いつまでも佇んで名残おしげに見送らるゝ阿婆さんの姿が、歴々と面影に浮むであります。

久留米の過訪と下關の數日

六月二十九日、國臣は曉を犯して望東尼が平尾山の草庵を發し、先づ太宰府の天満宮を拜し、小野加賀を訪ひ、それから道を迂にして馬市に岡部謙助の墓を弔ひ、尋で久留米の瀬下に眞木和泉守の家を訪ひました。眞木は前月の十八日に久留米を出で、上洛し、推されて尊攘黨の牛耳を握り、専ら大和行幸攘夷親征の議に參じ、畫策經營最も忙はしく、弟外記男主馬男菊四郎等、また皆出で、京都にをりました。國臣は留宿して家人と別後の事を語り、深く惓戀の情を抱いた阿棹女に會ひました。當時の心緒想ふべしであります。福岡を去る時までは、肥後の高瀬に參つて松村大成を訪ふつもりでしたけれども、それを取止め、急いで久留米を去り、冷水峠を越えて先づ下之關に向ひました。

眞木の家に幾日留宿した歟、それも確かとしませぬが、七月の六日に下之關へ着いてゐますから、或は二三夜は留宿したのでありませう。眞木の家を去るに臨み、一首の歌を留めました。

思ふとち加茂の川原にうかれ出て

みやこの月を共にながめん

七月六日、下之關に着いてみますと、長州人は攘夷を實行せむとし、海峽を過ぐる外國の軍艦と砲火を交へた後で、諸方の志士も多く集つてをれば、正親町三條少將公董卿攘夷監察使として西下せられ、近く下之關へ來られると云ふ時で、人心盛に振ひ起つてゐました。然うして正親町三條卿は海峽を越え佐賀に赴かるゝ評議となつて略ぼ決定してをりました。

是より先、佐賀の江藤新平大木民平の二人は、久留米の眞木主馬の所に參つて、密に相談をしまして、佐賀とても特に朝旨を下して獎勵せらるゝなら、藩論も必らず振興するであらうと申したので、主馬は上洛して父和泉守に事情を告げ、眞木は建議をしますと、朝廷に嘉納せられました、急に評議を定め、眞木の弟外記に旨を授け、西下して正親町三條卿に命を傳へさせられました。外記は廣嶋に到つて卿に追及し、朝旨を致しまして、卿が海峽を越えて佐賀に到らるゝ事は決定したのでした。

國臣は適々筑前より來つて此狀を知り、正親町三條卿をして佐賀に到らるゝ途次、福岡を過ぎらしめ、筑前の藩論を振興するの最も得策なるを思ひ、自ら上洛の期を延ばして下之關に留ること數日。長州の志士及び攘夷監察使に先發して下つた隨行員の徳田隼人高橋甲太郎等と密に相談を遂げまして、國臣の説行はれ監察使入筑の議も決しました。國臣は始め正親町三條卿は佐賀よりの歸途、福岡の郊外七隈原にある菊池寂阿の故境を弔はるゝを表向の名義として 福岡

を過ぎらるゝを請ふの意を抱いてゐましたけれども、寧ろ佐賀と同じく防備視察の爲め入筑せらるゝが宜しいと云ふ説も起り、黒田家また相當の禮を盡して待遇せらるゝを辭せられぬ内情も分つたので、公然監察の趣旨を以て入筑せらるゝことに決したのでした。國臣は書を福岡の牧市内濱兵太夫の二人に贈つて事情を告げました。此時國臣が二人に贈つた書は傳はつてゐませぬが、二人より國臣に返答をして、急に一たび歸國せむことを促した書はあります。

去る七日付赤馬關より之飛札致し拜見候。此節 勅使御下り一條彼是に付、事々御細楮之趣、逐一承知、早速御書表を以、御席え相伺置候處、御評議之上、勅使御下向も差向候儀に被考、御取扱筋萬端御例も無之儀に付、御儲御用彼是諸事打合せ、御不都合無之道に御手當相成度候間、京都行は一先被見合、早々歸國御用辨取計に相成候様、就而者急に御談じ可相成御用向も有之候に付、此返書相達候は、直様歸國に相成候様可申越との御含に有之候。尤 勅使御取扱向、播備邊は御手厚に有之たる趣、旁被申越一致承知候。就而者尙又速に相分る筋にも候は、凡此元に而御儲之御目當にも相成候様、肝要之廉々取調歸國相成度候。勿論其爲少に而も出立手間取候而は、此元御用向之處差支候に付、右調向は其筋に申談置、跡より委細申越候様之手配も可有之哉に付、其邊りは重疊勘辨有之、一日も速に歸國肝要之儀と存候。其心得可有之候。恐々謹言。

七月十日

牧 市 内
濱 兵 太 夫

平 野 次 郎 殿

猶ほ別に國臣が下之關より兄の都甲小仲太に寄せた書もあつて参考になります。

自馬關一呈一書候。途中隙取一昨六日着關仕候。頃日は異船も不來、先靜謐には候得共、大砲小銃日々持あるき、長藩の番手、甲冑下に而東西横行、實に陣中之形いさましく相見へ申候。商賈等も存外居り合申候。御國の風説と違ひ、大砲は澤山に御坐候。此節は益手配り行届、軍仕候も、到る處嚴重に相成居申候へば、必定勝軍にて可レ有レ之候得共、十一日干滿珠島の影に來り候後は、絶て不渡來よし。久留米是迄兵庫守衛の處、

勅命にて豊前大里守衛に受持替被_レ仰付、(實は小倉勵まさん爲の策なるよし)追々人數操込居申候。砲臺も近々出來候よし。(大里には兼て米藩の船引揚借地有_レ之、其所に砲臺築立の筈なり)田の浦にも長川より押て地所借受、砲臺築立候に付、小倉も思立候よし、小倉も此節は大分勵まされ、市中在々の梵鐘悉く引揚、大砲鑄立居申候。且米穀初諸品直段下げ觸達有_レ之、追々は下廉に相成候品も有_レ之、白米一升百五十文の内、彦洲も大里と迎ひ合、一ヶ所山土切ならし、長州より砲臺築立に相成居申候。其外臺場何れも築直し、成就に相成居申候。

一、勅使一昨六日山口御着之由、夫よりは下關白石家へ御宿之筈に而、手當大混雜に御坐候。御道中の國々、至て御手厚御取扱に而、御途中守衛の人數等出、所々固人數も有_レ之たるよし、筑前より肥前までも御出有_レ之の由。夫故福岡へ伺出候一事有_レ之、滯關仕居候に付、御左右申上候。福岡へも此趣不_レ殘御申越_レ被_レ下候。

一、眞木和泉は禁裡官人に御抱に相成候よし、右は年來之王室へ誠忠を 叡感の故なりと云。

一、右 勅使には、諸國の御親兵より數十人附添來候由、長州より又々數十人御供有_レ之模様、凡而百人余は御供勢可_レ有_レ之との事なり。勿々謹言。

七月 八 日

都 甲 小 仲 太 様

平 野 二 郎

先京師も其後は有志も馳上り靜謐(以下缺失)

國臣は牧濱二人の返書を得て一先づ歸國を促されたので、急いで福岡に歸り、監察使迎接の評議に與り、十餘日を費しましたが、監察使は猶ほ筑前の境に入られぬのに、藩狀は早く一變して人心頓に振ひ起り、政廳は周章して晝夜迎接の準備に勉めました。然うして監察使の入筑は、京都を出らるゝ時より決定したものとて、表向は聞えたので、藩中の人は京都屋敷の間役藪幸三郎が、斯かる事情に昧くして報告を怠り、政廳をして斯の如く迎接の準備に周章せしむるを難じ、望東尼も書を藪に寄せて此意を述べられましたけれども、これは實は申したやうな形行から起つたもので、國臣が上洛の途次、下之關に於て急に案を立て、専ら劃策した所でありました。

斯くて、國臣は七月二十五日に、ふたゝび福岡を立つて上洛の途に就き、此時始めて僕熊藏を従へました。前月の末に福岡を出る折も、一人の若者を僕として連れて下之關まで参りましたが、當時の下之關は外國の軍艦と砲火を交へた後を承け、士氣人心の最も昂奮してをる砌ではあつたし、若者は例の奇兵隊の連中が、生首を掲げて通つたの歎何歎を見て縮み上つて怖氣を生じた模様で、一たび立戻つて重ねて出る時には、ふたゝび従ふて行かうと云はぬので、此度は別に熊藏を連れしました。

熊藏は弟平山卯八郎が鳥飼八幡宮の近傍お供道の邊に持つてをる借家に住み、義太夫語りか何かを渡世にする吉藏と云ふものゝ次男で、此頃は二十歳ばかりの若者であつたさうです。餘り氣の利いた人間でもなく、寧ろ馬鹿に近い方の男らしかつたので、格別の用になつたとも思はれませぬが、それでも京都から但馬のあたりまでは附いて廻はつて、最後に三田尻より首尾好く暇を貰ふて歸りました。

國臣が福岡を立つ時、竹馬の友小田部龍右衛門は、老職立花山城の内命を啣み途中まで同行しました。それから出獄後の國臣より新に談論を聞いて深く信服の情を抱いた久野四郎兵衛麻田孫四郎の兄弟は、四郎兵衛の長男を携へ見送りました。四郎兵衛父子は、箱崎の孫兵衛茶屋で別れ、麻田は猶ほ送つて香椎で別れました。

菊池足利の古戦場として名高い太々良川の橋を渡る折、國臣は時節柄藩中の士人が多く川の中に腰まで浸して、頻りに鯊鰐を釣つてをるのを見まして、麻田を顧み、あゝ云ふことを娛む時勢ぢや無いがなあと顔をしかめて申しました。魚を釣つてをる人々、斯くと聞いたら、大馬鹿が、此熱いのには、餘計な心配をして彼方此方と歩るき廻はつて首を切られに行くか笑つたかも知れませぬ。然うすると五六十年の後になつて、大馬鹿者の事蹟を吟味して、あたら隙を潰ぶし力を費し、馬鹿の上塗をする人間もをります。世は様々、人は思々、これは昔も今も同じことでありませぬ。

國臣と小田部とは、二十七日海峽を越えて下之關に着きますと、中村圓太が藩を脱し先づ來てをりました。三人相伴ふて白石正一郎を訪ひ、それから高杉晋作赤根武人等にも會ひまして、二十八日は三田尻を指して参りました。それは長州人が小倉藩の五罪を問ふの案を起し、裁決を攘夷監察使に求めてをる時で、長州人は攘夷の詔を奉じ、外國の軍艦と砲火を交へたのに、對岸の小倉藩は傍觀して恰も知らぬものゝやうでしたから、長州人は之を責めて罪を問はうと云ふのでした。然し事頗る重大で、監察使限りでは裁決も出来ない所からして、朝廷に具狀し指揮を待たるゝことになつて、隨行の徳田隼人は、命を啣みて上京すれば、長州人も上京しまして、正親町三條少將は暫く西行の期を延ばし三田尻に滞在をしてをられました。然るに京都では大和行幸攘夷親征の詔は將に發せられむとし、形勢の最も切迫した事情も分つたので、國臣は盡日を以て小田部に別れ、海路を取つて大阪に向ひました。

小田部の記録には斯う見えてゐます。

勅使正親町左少將殿御國へ御下向之管ニ付、御旅館三田尻へ御差遣、御附添之面々より御様子相承り参候様、山城殿より御申合に而、平野次郎同道、七月二十五日福岡出立いたし、八月六日罷歸候事。

それから佐賀の江藤新平の長男熊次郎の隨筆なる先考言行秘録のうちに斯う記した一節があります。

先考平野國臣と馬關に會するの約あり、先考馬關に至るや、國臣在らず。去りて福岡に至りて尋ねたれども、竟に及ばざりしと云ふ。此事は文久二年脱藩の時と思はる、相良宗藏翁の話なり。

江藤新平の脱藩は文久二年の六月で、國臣は福岡の獄に囚はれてゐますから、その馬關に會する約をしたのは、文久三年即ち正親町三條卿の佐賀へ下られるといふ頃の話と思はれます。久留米の眞木の留守宅に立寄つた時か何か、江藤と下關で相見ること約したので、江藤は下關へ参つてみると、福岡へ中戻をしてをる所から、更に追ひかけて福岡へ参ると、國臣はふたゝび京都を指して立つた後で、行違つて終に逢はなかつたものと見えます。江藤は大木民平と共に、眞木主馬に相談をして、攘夷監察使の佐賀へ下らるゝ朝議決定の道を開いた人ですから、旁々國臣とも相見て事を謀るの必要を感じたのでありませう。

小田部龍右衛門の書と筑前の藩狀

小田部龍右衛門が三田尻で國臣と別れ福岡に歸つた後、八月十六日を以て、京都の國臣に贈つた書を見ると、當時の

筑前の藩情は善く分ります。

五〇四

彌々御安泰可被成御着路萬々奉賀候。小生も三田尻御出立後二日迄逗留仕候。御國元より罷越候高橋白石も二日に三田尻着、御出京當時御延引相成候趣報命いたし候に付、右否承り同所出立仕候。馬關江着仕候處、中村圓太亡命ニ付、中哲同所参り居申候。委細之趣は定而同人より御承知ニ相成居可申ニ付、巨細ニ不申上候。圓太亡命ニ相成候茂、畢竟國是一統有志之面々承知無レ之より起り候義と申譯に而、戸川河合等東西有志之面々より御國論之趣説得ニ相成候趣ニ御坐候。既私歸福翌日有志之面々も大概此節御出京御供被ニ仰付候。

一、御國よりも 勅使御入込之上は五人程御付添御親兵被ニ差出ニ答ニ而、先之頃より被レ命申候。

長 野 和 平 小 野 加 賀

栗 野 傳 右 衛 門 奥 山 茂 三 郎

十 時 傳 次 郎

一、中哲此節中圓連歸候義、輒ク請合候儀、甚不評判ニ御坐候。御序之刻御意見可被レ下候。

一、御出京も今程御伺中ニ付、御指圖振りニ依而ハ、速ニ御出京と申儀ニ而、掛り役々ニハ矢張御調べ等いたし居申候。

八月十六日

小田部龍右衛門

平 野 次 郎 様

貴 下

此書に依つて考へると、當時の藩論は、大體に於て、先づ朝廷の爲に力を盡す方に定つて、正親町三條少將入國の上は五人の親兵をも差出さるゝ筈で、その人名も已に決してゐたものと見えます。これは朝廷の威權大に振ふた時分であつからで、勿論受動的の方針だとしても、中村圓太の脱藩を以て、善く藩議の存する所を知らざるが故なりと認め、藩是の定つたのを明かに示して、斯かる志士の鎮撫を謀らうとしたのは、一時ながらも藩是は已に定つてゐたのであります。薩長の形勢に較ぶれば、頗る後れてはをりますが、他の諸藩の苟且因循よりすれば、猶ほ甚だ頼もしい藩是で、縦令一消一長は免れなかつたとしても、飽くまで斯かる藩是を執つて進んだなら、薩長土に次ぎ、若くは相並んで、勤王の事業を成就したことは、固より疑を容れませぬ。これは時運の自ら然らしむる所とはしましても、主として國臣の出獄の頃より勃然として興つた藩狀ですから、天下の形勢や朝廷の事情と相待つて、國臣の努力苦心の功勞も尠くはなからうと思ひます。

元來嘉永安政の頃、尊王攘夷論の始めて起つた時から、明治維新の初までの間に於て、筑前の藩論が漸く勤王を旨とし、力を國事に盡くさうとしたのは、國臣が福岡の獄を放たれた前後より八月迄の半年と、元治元年の末征長の役の終はる頃より翌慶應元年の春迄の半年との二回でありました。元治元年の頃からは、矢野梅庵だの加藤司書だのも用ひられ、月形洗藏なども出ましたが、一方には獄を打破つて中村圓太を救出すとか、當路の權要牧市内を斬るとかいふ事變もあつて、政廳の體面を傷つけ藩主長薄公の威嚴を損すること甚だしく、一派の反感を旺にしたので、藩論の統合融和は極めて困難となりました。然かも加藤や月形は寛弘雍容の風に乏しく、矢野も純直骨鯁といふのみで、格別の人才でもなかつたので、經營施設皆その宜しきを失ふて、藩論を救ふべからざるの悲運に陥れて了りました。國臣が獄を出る

五〇五

と、立花小川の諸老職を動かし、牧待井の權要を説き、一方には同志の藩人を鼓舞獎勵し、陰忍抑制して天下の形勢を迎へ朝廷の事情に應じ、藩論の統一と振興とを謀つた態度を想はざるを得ぬ所以であります。

御親兵として擢拔せられた五人の内、長野和平は、晩年には筑前志士傳を著はして、第一に國臣の事蹟を顯彰した功勞者で、小野加賀は、國臣と交態最も深き眞木和泉守の弟、此度の上洛に就ても、特に迂路往訪しました。之等の撰また國臣に多少の關係ないとは申されませぬ。それと同時に藩を脱して走つた中村圓太は、筑前では臣國に次ぐ志士として、名望の高い人物で、中村を連れ戻さうとして出た同苗の中村哲藏も、國臣の同志の一人、出獄の後、圓太等の幽囚を解くの策を講ずる時、國臣の意を受け、往いて高原謙次郎を説いたのは此の人でありました。

斯の如く、一方は諸老職と當路の權要とに入説して政廳の評議を動かし、一方は同志を保護救解し或は鼓舞獎勵して、藩論の振興を謀り、藩議の統合に勉めたのは、争ひ難い事實で、筑前の藩是が一時ながらも斯の如く定つて、五人の御親兵を出さうと云ふ評議の決したのは、これは要するに、朝廷の威權大に振ふた時運の自ら然らしむる所だとしても、此間に於ける國臣一人の努力苦心の功勞も尠くないとするのは、強に不穩當でありますまい。

小田部龍右衛門が藩内の事情を告げた此書に記された八月十六日は、國臣が京都に於て、學習院出仕の朝命を拜した當日で、三日の後には、朝廷の御變革が起つて、國臣は忽ち捕手の追跡を受くる身となつたので、此書は果して自ら披見した歟どう歟、ちと覺束なくは思ひますけれども、二十六日までは京都のうちに潜んでゐて、筑前の屋敷にも内々出入をした模様ですから、或は披見はしたのでありませう。

それから藩を脱して走つた中村圓太も、それを追ひかけて參つた中村哲藏も、此時は共に京都へ入つてをりまして、國臣が木屋町の山中成太郎の家に、兩中村と相會し、主客杯を舉げて快飲し、中秋の月を賞したのは、小田部が此書を

草した日の前の晩でありました。

文久三年秋の上洛

七月の盡日、三田尻で小田部龍右衛門に別れ、海路を取つた國臣は、八月八日に大阪へ着いて、即夜淀川を廻り、九日京都に入り、望東尼の紹介を以て、黒田家の御用達大文字屋の家に投じ、且つ始めて馬場徳次郎に會ひました。

未_レ得_二拜眉_一候得共、愈々御壯健被_レ成_二御勉強_一欣然之至ニ奉_レ存候。陳者同藩野村家之老尼には御懇意に而、兼而鄙名をも御聞及之由、同人より承申候。扱此節は内命に因て出京仕候處、御地不案内之上、未_レ旅館の當處も無_レ之、何方に歟暫く立宿相頼、重役引合之上は、落着の場所も可_レ有_レ之、夫迄之處乍_二御迷惑_一、貴宅にても他家にても、御世話被_レ下候義は相叶申間敷哉、初發より失禮に御坐候得共、此段宜奉_レ憑候。書餘拜顔之上萬々可_レ奉_レ謝候。匆々頓首。

八月 九 日

馬場 徳次郎 様

平野 二郎 國臣

馬場徳次郎は即ち後の文英で、京都の人、素と大文字屋の疎族で、此頃は太文字屋の重要な店員の一人でした。晩年には維新の史實に係はる幾多の著作もあつて、七卿西竄始末、三條實美公記などは最も世に知られてをります。夙に尊王の志もあつて、望東尼と交ること殊に深く、一は商人たり一は婦人たる所からして、嫌疑を受ける憂も尠かつたので、互

に機密の消息を通じ、数年の間望東尼の書牘を得ること六十餘通に及びました。爲に福岡に慶應元年の獄が起つて望東尼の罪を蒙られた時は、京都の町奉行は、黒田家の移牒により、馬場を捕へて暫く六角の獄に投じました。國臣と相識つたのは此時を始とし、且つ親しく交つたのは、纔に十日餘でしたが、深く國臣の人物志操に信服し、忠實最も善く力を盡しまして、國臣の殉難の後には、勉めて遺稿を存録し、多く世に留めて事蹟を顯彰しました。蓋し國臣の傳記者としては、忘るゝことの出来ない人であります。

大文字屋五三郎また野村家と祖先を同くした巨商で、望東尼との縁故もあれば、現に黒田家の御用達を勤めてゐたので、旁々紹介をして頼まれたのでしたけれども、折しも此家には重役久野一角に隨ふて出京した藩士が多く宿をしてをつたので、國臣は移つて木屋町の山中成太郎の閑宅に留りました。

國臣が始めて京都に入つた八月九日は、尊攘黨の勢焰その絶頂に達し、急激の議論頻に朝廷を動かし、維新史の上に著名な大和行幸攘夷親征の詔勅の發表せらるゝ四日前で、一方には大反動の氣運刻々に熟し、謂ふ所の薩賊會奸の陰謀漸く歩を進め、危機は目睫の間に迫つて、恰も山雨欲來風滿樓の時でありました。

去年の春に於ける薩摩人を主として回天の壯圖は、寺田屋の事變を生じて一たび破れましたけれども、今年に於ける長州人を主とした同志の計畫は、着々として行はれまして、眞木和泉守の説は最も力がありました。東久世伯も史談會に於て言ふてをられます。

眞木は五月の末に上京したかと思ふ。眞木は其比今楠公と言はれた、立派な風采の男で、學問もあり辯舌もあり、經綸の才も備はつてゐたから、有志者の中にて、先づ首領株と云ふやうな位置で、大和行幸と云ふ計畫に就て節制を立てた。

眞木は實際に於て斯の如く、尊攘黨の首領のやうな姿で、長州人も専ら眞木の説に聽いてゐましたが、國臣また恰も此時を以て出でゝ來まして、浮浪の志士の間には、一方の領袖として深く重んぜられましたから、直に奔走周旋して力の時局の展開に致しました。

十一日には中村圓太を伴ふて長州屋敷を訪ひ、中村九郎佐々木男也と相見て、圓太の主張する筑前の藩狀改革の計畫を語り、相談を遂げました。圓太は此時氏名を變じ野口保と稱してゐました。

十二日には、大和行幸攘夷親征の朝議も全く決し、詔勅の煥發も遠からぬ勢となつたので、國臣は一首の詩と二首の歌とを作つて懷を述べました。

勝敗由來屬_二彼蒼。壯士豈悲死_二沙場。西陲方伯勤王志。坐待天朝詔一章。

いま暫し待てやみやこの花もみぢ

行幸ある世となさでやむべき

神風や大和錦の旗の手に

靡かざらめや醜えみしぐさ

天を衝くの意氣想ふべしであります。

此日また國臣は宿の主人山中成太郎の爲に、近衛家の所藏せらるゝ山陰の古名士山中鹿之助幸盛の遺刀を請ひ得て贈りました。山中成太郎は元來大阪の富豪鴻池の戸主たりし人で、事情があつて隠退し、別に一家を立てゝ木屋町に閑居してゐたので、鹿之助幸盛の子孫と稱せらるゝ舊家である所からして、近衛家に鹿之助の遺刀を持ち傳へらるゝを知り、

祖先の遺物だと云ふ理由を申立て、その譲與を請はむとしましたが、由緒の正しい著名の富豪で、尋常の士人とは抗禮して交る程の商人ですけれども、近衛家の方では、斯かる先例もないからと云ふて許されなかつたので、國臣は己れの名を以て代はり請ふて得たのであります。

無銘兼定刀一口

長貳尺五寸壹分

右者陽明御殿御藏品山中幸盛遺刀之處。今般貴殿依_ニ御所望、御下付願上候得共、從來御振合も有_レ之、直チニ御下相成兼趣、依_レ之拙者へ御下相成候間、更ニ貴殿ニ相讓申候也。

亥八月十二日

山中成太郎殿

平野二郎國臣(華押)

遺刀の行方は、今已に分りませぬが、此文書だけは近江の西川氏の手に歸して猶ほ残つてをります。

國臣は安政六年の正月、月照の所持した機密の文書を齎らし上つて近衛家に還納したこともあれば、去年の四月には、大原左衛門督の執達を経て回天三策をも獻じましたから、旁々近衛公父子は、特に國臣を顧念せらるゝ因縁なしともしませぬ。これ或は鹿之助の遺刀が斯かる手續を以て下附せられた所以で、また國臣の名聲も頗る朝野の間に聞え渡つてゐたことを示します。

然うして當時國臣は勤王の志士として知られた許ではなく、國學者だとか歌人だかと云ふ譽れも随分それは高いものでした。僕の熊藏は前にも申した通り、氣の利かぬ薄鈍の馬鹿者で、京都で貰ふた酒屋の切手を福岡まで持ち歸つて土

産にするやうな事理の解り兼ねる若者でしたが、到る處で人が御馳走をして、主人の短冊を貰ふてくれとか、先生に歌をかいて貰ふてくれとか頼んだ模様で、國に歸つて後、その話をして、彼方では短冊が流行るバイと申して、物笑になつたことも嘗て聞きました。

大和行幸攘夷親征の發表

十三日には、愈々大和行幸攘夷親征の御沙汰が發表せられまして、國臣も供奉員に列せらるゝ内命を蒙りました。此度爲_ニ攘夷御祈願、大和行幸 神武帝山陵春日社等御拜、暫御逗留、御親征軍議彼_レ爲_ニ在、其上伊勢 神宮行幸之事。

當時の急激な尊攘黨の志士に於ては、往々大和行幸攘夷親征を幕府親征の義と自ら解し、全力を傾注して朝議の決定を企圖したもので、今や御沙汰の發表せられたのを見、夙昔の念願始めて達し、王政の復古やがて成就するやうな思をして歡天喜地の情に堪へませぬでした。況して國臣は討幕論の首唱者の一人として、最も久しく斯かる待望を抱いてゐたので、此情は別けて深く、一首の歌を咏んで感を述べました。

さゝらがた錦の御旗なびけやと

わが待つことも久しかりけり

十四日には、土佐の吉村寅太郎贈正四位 重郷 備前の藤本津之助贈從四位 眞金 三河の松本謙三郎贈從四位 衛 等三十餘人、自ら攘夷親

征の先鋒となるつもりで、密に中山前侍從忠光卿を奉じて京都を出で、國臣と縁故の深い筑後の宮田半四郎贈正五位半田門吉成贈正五位久酒井傳次郎贈正五位重威鶴田陶司贈從五位道徳荒卷羊三郎贈正五位眞刀及び筑前の吉田重藏贈從五位良秀等、また皆一行の中にゐまして、吉田の輩は、特に來つて國臣を訪ひ、別れを告げて去りました。一行が急に事を舉げて幕府の代官所を襲ひ幾多の役人を斬るやうなことは、此時必ずしも豫期せなかつたとしても、大和の義舉と國臣との間に、始より多少の消息相通じたのは、自ら思はれます。數日の後、朝廷より特に内旨を下し、國臣をして往いて一行の激發を鎮撫するやうに命ぜられたのも、蓋し斯かる關係の存することを知られた故でありました。

國臣が同國の志士中村圓太中村哲藏の二人と、山中成太郎の家に會し、中秋の月を賞したのは翌十五日の夜でした。此夜天曇つて月に光は無かつたさうですが、主客杯を舉げて歡談し頗る情興を生じました。國臣は自ら顧みて人生の多故を感じ、懷を歌に寄せました。

思ひきや去年は獄の中におゐて

今宵みやこの月をみるとは

山中は但馬の義舉破れ國臣の囚はれとなつたのを知つた時、此作の何となく悲哀の音を帯びたことを想出し、これは末路の兆を示したものと覺つたと、晩年に語りました。

國臣が多士濟々の尊攘黨のうちから拔擢せられ、特に學習院出仕の命を拜したのは、山中の家に仲秋の月を賞した翌日でありました。

學習院出仕の朝命

當時の學習院は今日貴族の子弟を教育せらるゝ學習院の起源で、成程ズト以前は朝廷の學問所でしたが、文久二年の冬、三條姉小路兩卿が首尾好く勅使の任務を遂げて關東より歸られ、朝廷の威權頗に振ふた頃からは、新に職制を設けられた國事掛の諸公の會議所として、學習院を用ひられ、國事掛に關係のある參政寄人が日々參集して評議を爲し事務を執らるゝ場所となつて、諸方の志士も絶えず出入し、建議もすれば諮問にも答へ、總べて國事を取扱はれた所からして、集會所を直に學習院と唱へたもので、東久世伯の説によると、先づ攘夷實行臨時事務局と云ふやうな形で、一時は最も重要な政廳でした。

それに尊攘黨の急激な意見が、段々勢力を得まして、大和行幸攘夷親征が愈々發表せらるゝ頃になると、長州の久保や肥後の轟等は、最も熱心に建白をして、國事掛の評議に參與する人々は、身分の貴賤を問はず、成るべく破格の拔擢を以て博く天下の人才を登用せられねばならぬことを主張したので、その説が行はれまして、やがて諸藩の内より十餘人を採り、十六日を以て出仕を命ぜられました。

此日國臣と同じく學習院出仕の命を拜したのは、長州の益田右衛門介贈正四位親施桂小五郎後の木戸準一久阪義助贈正四位筑後の池尻茂左衛門贈正四位水野丹後維新の後國事犯に連坐し、幽囚中に死す木村三郎、肥後の宮部鼎藏贈正四位加屋榮太、土佐の土方楠左衛門後の伯備久元作州津和野の福羽文三郎後の子爵等で、概ね皆自己の藩國の勢力を代表し、若くは同志の人々に推重せられたのでしたが、國臣は單に一個浮浪の志士より起つて斯かる擢任を蒙り、且つ元來最も微賤の身でしたから、世間の人

は嘖々傳稱して異數の榮譽としました。然うして東久世伯の當時の記録『公用雜記』に、國臣の補任を十四日としたのは、蓋し當日に内議の決定したのを云はれたので、現に命を拜したのは十六日でした。國臣自ら父親吉郎右衛門に贈つた書及び中村圓太の國臣に贈つた書に徴憑があります。

益々御機嫌克被遊御坐奉恐悦候。私儀去九日着京、其後日々他藩取合、或は公卿方へ立入、彼是一日も閑暇無御坐候。當地之模様も、國元より考候とは案外之事のみにて、時機日々に移り替り居申候。天下之形勢大に切迫に相成、朝威は益御盛なる方に御坐候。追々大和伊勢行幸に就ては、御供仕候覺悟に御坐候。多分其前には何とか御沙汰も有之模様は吉田玄蕃など申居候。餘り高名に相成り氣之毒なる事どもに御坐候。頃日は繁雜之内に、御供之用意專に御坐候。多用に付荒々如此に御坐候。恐惶頓首。

八月十六日

御親父様尊下

平野二郎

日付は即ち學習院の出仕に補せられた當日で、未だ命を拜せざる前に筆を執つたものと見えます。吉田玄蕃は去年の夏の初、國臣が回天三策を朝廷に獻じた時密に執達の手續を頼んだ人、今こゝに吉田の語を引いたのは蓋し學習院出仕のことに係る話でありませう。「餘り高名に相成り氣之毒なる事どもに御坐候」と申したのも、強に自負誇張の言葉とは云はれませぬ。當時國臣の聲望は甚だ盛で、彼の眞木和泉守が隠然として尊攘黨に一首領たるの状を爲し、朝廷を動かすの勢力極めて多かつたのに較べ、江湖の間に於ける國臣の名譽は寧ろ却て高いのでした。安政このかた身を挺んで國事に勤勞した閱歴は、世の汎く知る所で、幾たびか人の話に上る行動を果ねましたから、今や斯の如く名譽の高くなつた

のも、必ずしも多く奇とするに足らぬわけでありませぬ。

前夜山中成太郎の家に、同じく仲秋の月を賞した中村圓太も、此日別に朝旨を請ひ、西を指して馳せ下りました。去るに臨み書を國臣に贈つて別れを告げました。

柔雲拜讀仕候。今日格別之御用被仰蒙珍重候。本藩之面目無此上、於愚子も恐悦之至奉大賀候。然者今朝烏丸様へ拜謁申上、懇願之件委細御納收、即ち先刻左之書恐多も禁中より御下げに相成拜掌、

其文

尊王攘夷之趣意徹底いたし候様周旋可有之候事。

八月十六日

參政

中村圓太

右之次第誠に以難有、申上様も無御坐候。此都合に御坐候得者、以後も萬端成就可仕候。乍憚於尊兄も、隨分御自重被爲成、御周旋專一萬々是祈候。又愚子は思ふ仔細之候得ば、本夜當地を發し那邊へ赴き候。此義は秘密を要す、跡にて明白可仕候。委細之義は山中氏迄申越置候間、能く御談合可被成下重疊奉希候。頓首。

八月十六日

野

無

二

平野大兄玉几下

追て心中多忙及三章筆、御宥恕可被下候。

此時中村の計畫した所は、筑前の藩政改革で、朝廷の威名を借りて、専ら藩政の實權を握れる老職立花山城の上洛を謀

り、その不在に乗じ、藩人を動かして政廳を改革し、一意勤王の事に勉むる道を開かうと云ふので、國臣また此計畫を贊し、長州の中村九郎佐々木男也等も援助をして、參政の烏丸光德卿に請ひ、此命を得まして、中村は即夜筑前を指して下りました。當時筑前の政廳は、天下の形勢に顧みる所あつて、朝廷の爲に力を致すの藩是を決してゐますけれども、大體から申すと、猶ほ因循姑息を事とし、志士の禁錮や流謫を解いても、暫くは依然として謹慎を命じ、外出徘徊を許さないと云ふ態度で、中村は憤慨して藩を脱したので、斯くは藩政の改革を謀らうと企はだてたのであります。勤王の志士の東奔西走して盡瘁した情況、また自ら歴々としてをります。

大和の義舉 一

八月十三日を以て發表せられた大和行幸攘夷親征の表向は、傍畝山の神武天皇の御陵及び春日神社に參拜せられた後、暫く奈良に御駐蹕あつて、諸方の兵を召し、親しく攘夷の方略を議せられ、斯くて伊勢の神宮に行幸遊ばすと云ふので、叡慮は固より斯の如く、朝廷の諸公も概ね表向の通りの趣意と思ふてをられた様ですが、説を獻して國事掛を動かす、熱心に主張して朝議を決せしめた尊攘黨の志士の目的は、此機會を以て討幕の兵を擧げ王政復古の基を樹てる趣意で、敵は本能寺にありました。眞木だの長州の久阪だの國臣だのと云ふ面々は、去年の春、島津久光公を要して義旗を揚げむとした計畫を重ねて提げ、鳳輦を奉じ公卿を擁し事を謀らうとしたのでした。これは固より公けに唱へられたわけではなくても、急激な尊攘黨の志士は、大和行幸攘夷親征の趣意を概ね斯の如く解釋し、若くは斯の如く解釋せねばならぬものと解釋し、歡天喜地の思をなして奮起しました。

然るに、大和の地方は、一方には徳川氏譜第諸侯の封土と、幕府直轄の領邑とのみより成り、討幕の兵を擧るには、頗る不適當の事情があると同時に、一方には南朝このかた皇室を懷ふの庶民が多く、十津川の地にも接近し、安政のころ梅田源次郎などが、意を用ひて勤王の思想を扶植した形行もあれば、近ごろは藤本津之助松本謙三郎あたりと消息相通する同志も尠くない所からして、藤本松本は吉村寅太郎と共に、始より眼を此方に着けてゐました。所が大和行幸攘夷親征の朝議も聞えるので、愈々然うなつたら、中山忠光卿を推立て、此地方に入り、諸侯や代官を叩いて嚮背を問ひ、模様次第では直に事を擧げて勤王の魁となり、斯くて討幕の第一歩に踏入り、朝議をしてふたゝび變動する餘地のない様にするつもりで、大和の義舉を計畫しました。

中山忠光卿へは、松村吉村より説きますと、これは年少氣鋭の公子で、數ば過激の行動をせられると云ふので、父忠能卿の勘氣を蒙り、表向は義絶同様にして居られる人物ですから、早速納得して加擔せられました。そこで内々同志を語らひ催して蹶起の準備をしますと、十三日には愈々大和行幸攘夷親征の沙汰も出たので、急いで評議を決し、十四日の夜には、一同忠光卿を奉じて京都を去り、伏見より淀川を下りました。

此義舉の謀主として聞えた藤本津之助は、如何いふわけ歟一日後れて河内で追付きましたが、此夜忠光卿と同じく河を下つた面々は、東照大権現御誕生の故國三河に珍らしくも起つた松本謙三郎、宍戸彌四郎、伊藤三彌、去年の寺田屋騒動に關係した吉村寅太郎はじめ、池内藏太、那須信吾、上田宗次、島波間、石田英吉、土居佐之助、森下義之助、義之助の弟幾馬、鍋島榮之助、安岡斧太郎、嶋村省吾、澤村幸吉、前田繁馬、都べて十四名の土佐人、肥前島原の尾崎濤五郎、保母健、肥後の内田熊雄、上州館林の澁谷伊豫作、筑後の宮田半四郎、半田門吉、鶴田陶司、酒井傳次郎、荒卷羊三郎、中垣健太郎、江藤種八、筑前の吉田重藏等、都合四十餘人、十五日の朝、大阪へ着き、常安橋のあたりの旅館

にて、快船二艘を装ひ、密に武具兵器を積み載せ、攘夷監察の爲め長州へ遣はさるゝ勅使の先發一行だと唱へまして、此夜纜を解いて木津川を下り、天保山のあたりより、急に船頭を促して方向を轉じ、泉州の堺に向ふて馳せました。

折しも順風に船脚は迅く、十五夜の月、隈なく照り渡り、眺望甚だ勝れて豪興競ひ起りました。松本取り敢へず、

海の面月のいざよふ間もまたず

と高聲に吟ずれば、忠光卿

はや乗りぬけよ木津川の口

とつけられるやら何やらで、人心頓に振ひました。然うして忠光卿己れの髪をふつと押切つて海の中に投げ入れ、大童となつて装を更へられるさまの潔よく勇ましいのに、人々彌々感じ入つて、意氣の幾倍するを覺えたと申します。

斯くて一同こゝより相約して天誅組と稱し、始めて軍令を布き決意を示しました。軍令は頗る仔細を極めたもので、義學の趣旨精神も自ら瞭然として、最初より討幕の志を以て事を擧げたことも明白に分ります。

やがて泉州の堺につくと、急いで上陸し、こゝより武裝を整へ、十六日の朝は直に河内の境を指して進みました。こゝで田所瞻次郎は來り加はりましたが、吉村寅太郎尾崎健三の二人は、使者となつて狭山藩の廳下に至り、藩主北條相模守に面謁を求めましたけれども、相模守は病氣と稱して逢はず、老職兩名代り出て、應接したので、吉村尾崎は此度畏くも大和行幸攘夷親征の御沙汰を仰せ下されたに就ては、我等は是より大和に入り義兵を募り鳳輦を迎へ奉らうと思立つて參つた。相模守殿も御同意あつて我等に加擔せられ出陣せられたいと申述べ、猶ほ今日は甲田村の大庄屋水郡善之祐の所まで參つて一宿する筈だから、彼處まで返答を賜はりたいと言置いて引取りました。然うして日比話し合ふてをる近國近郡の同志平岡四郎等に書を寄せ、急いで同志を語り催うし、大和の五條に來り會せむことを求めました。斯

くて一行は甲田村の大庄屋水郡善之祐の家に着きました。

水郡は豫じめ約した次第もあつて、去る十二日に京都を去り、先發して歸り、内々その準備をして待ち受けてゐたので、主人の善之祐はじめ十三歳になる長男の英太郎、及び郷黨の同志長野一郎、田中楠之助、辻郁之祐など相會し、森本傳兵衛、鳴川清三郎、秦將藏、吉年米藏、東條昇之助、武林八郎、浦田辨藏、和田佐市、中村徳太郎、内田耕平等の人々十名ばかりを率ゐて出て迎へ、豫ねて貯へて置いた鐵砲刀槍鐘太鼓の類を頒ちて一行に贈り、猶ほ米穀金幣をも出して輜重の用を助けたので、衆は大に便宜を得まして、急いで菊の紋章の旗二流れ同じく提灯二十張をこしらへて張り廻はし、勤王の義兵行旅の形も聊か出來ました。此夜ふけて大和を指し打立たうとする折しも、狭山藩の北條相模守の老職二人が參つて、主上の御親征とあらば、何時にても御供仕るべしと、返答の趣を申入れて去りました。

大和の義舉 二

十七日は大和の五條を指して進む途すがら、觀心寺を過ぎりまして、後村上天皇の御陵を拜し、楠公の首塚を弔ひ、寺には勝軍を祈願して甲冑一領を寄進し、寺よりは勤王の志を喜ぶしるしとして、所藏の甲冑一領を忠光卿に贈呈したと云ふ話も残つてをります。

一日後れて京都を出た藤本津之助及び近江の池田健次郎は、此時來つて觀心寺に馳せ着きました。

斯くて一同は大和の境に入り、櫻井寺を本陣としましたが、五條の役所に勤めてをる幕府の代官鈴木源内は、日比の政治の評判甚だ宜しからぬ上に、志士を苦めたことも度重つて、虎の威を借る狐とも云ふべきものなれば、先づ天誅を

加へて討幕の血祭にすることが可いと評議をしまして、一同は急いで代官所に押寄せました。

代官鈴木源内は不意を襲はれて大に愕き、狼狽へて逃げ落ちむとするのを、上田宗兒取つて押へ、傍より島浪間が斬つて棄てました。これを始めとして附役の元締長谷川岱助、手付木村祐次郎、手代恒川庄次郎、用人黒澤儀助の四人は、保母健森下幾馬永野一郎及び少年の水郡英太郎等が、思々に打取つて、代官所には火を掛けて焼き拂ひ、軍の手始の幸よしと櫻井寺に引揚げました。

此夜忠光卿は近習の士十餘人を従へ、代官所の門外にあつて、自ら事を監せられました。平岡四郎青木精一郎は、襲撃の最中に各々在所より駆けつけ、伴林光平も大阪より晝夜兼行して馳せつけました。林彪吉郎、井澤宜庵、植林定七、及び水戸の岡見留次郎、備中の原田龜太郎、並に安田鐵藏等も、また同じく駆けつけて参りました。

十八日は五條町に榜例を掲げ、且つ近郷近在の村役人を呼出し、義舉の趣旨を布告して庶民の向ふ所を知らしめ、差當り今秋の納租を半減することを達し、また町はづれの川原には、代官鈴木源内以下五人の首を梟し、傍に罪状を示しました。

大和國	宇智郡	五條	代官	鈴木源内
同	同	同	元締	長谷川岱助
同	同	同	手付	木村祐次郎
同	同	同	手代	恒川庄次郎
同	同	同	用人	黒澤儀助

此者共近來違勅之幕府ノ逆意ヲ受、専ラ有志ノ者ヲ押付、朝廷ト幕府ト同様ニ心得、僅三百年以來ノ恩義ヲ唱へ、

開關以來ノ天恩ヲ令志却、然モ是カ爲ニ皇國ヲ辱メ夷狄ノ助ト成事ヲモ不辨、且收斂ノ罪モ不少、罪科甚大、依之加誅戮一者也。

文久三年亥八月十八日

地方の民政を掌る下級の吏胥で、斯かる理由を以て生命を失ふたのは、憐むべき事情ではありませんけれども、此一舉が朝廷を尊び幕府を悪むの趣旨より起つてをることは、自分分ります。今朝までは代官所のお役人として崇め敬はれた鈴木代官等五人が首を駢べて梟されたのですから、これには百姓町人の輩も膽を潰ぶして戦き恐れた筈ですが、鈴木之民政は從來誅求も烈げしく、随分それは威張り散らして人氣を損じてゐたので、中には快を呼ぶものもあつて、代官所の襲撃は、此度の一舉に多く威焰を加へました。

斯くて、昨夜は已に斷行して事を擧げたり、追々馳せつけて参る人もあつて、士卒も一通り整ひましたから、改めて人數を點檢し、役割を定めて軍旅の組織をしました。

即ち中山前侍從忠光卿を推して元帥と稱し、藤本津之助松本謙三郎吉村寅太郎の三人は總裁職となり、池内藏太は忠光卿の側用人を以て専ら本營の事務を掌り、以下水郡善之祐は小荷駄奉行を、磯崎小隼人は銀奉行を、伊藤三彌は武器奉行を、伴林光平は記録方を、北川佐吉は勘定方を、辻郁之祐は祐筆方を、山口松藏は兵糧方を、宍戸彌四郎は合圖方を、木村楠馬は小荷駄下役を、吉田重藏は目付役を、各自ら擔當しまして、隊伍には組長小頭のやうな名を設け、それぞれ部署しました。これは當時の粗雑な記録ですから、多少の異同はあらうし、また一舉も三十日餘にして潰散したので、各々事務を執つたと云ふ程のことなかつたかと思ひますけれども、兎も角も斯んな記録は残つてをります。

また河内に常州下館の藩主石川家の支領があつて、支配する代官所の所在地は石川郡白木村で、水郡善之祐は澁谷伊豫作と相謀り、代官の和田なにがしを説き、乗馬一頭甲冑二領銃槍各十挺を出さしたと云ふことも、記録に見えてゐます。一黨の人は思々に近郷近在の小大名や代官などに迫つて武器糧食の類を寄せ集めたのでありませう。

謂ふ所の大和の義舉は、斯かる情況を以て起り、後には幕府の號令を受けて來り攻めた隣接諸藩を迎へて銃火を交へ、處々に小競合をして三十日餘も持ち耐へたのですが、それは十七日の夜五條の代官所を襲撃したのを始とします。此日は國臣が朝廷より鎮撫の使命を受け、京都を立つた當日でありました。

伏見大黒寺の歌と金二十兩の借用證文

朝廷の方では、松本吉村等の一黨數十人、年少氣鋭の中山忠光卿を推立て、十四日の夜密に京都を出たことを聞かれますと、已に大和行幸攘夷親征の御沙汰も仰せ下され、二十七日には御發輦もあらせらるゝに定つた此際、急激の行動をしては、却て大事を破るのを心配せられまして、三條東久世の諸卿は、内意を國臣に傳へ、急ぎ追ひかけて取鎮むべきよしを命ぜられました。

これは一黨の人々が、五條の代官所を襲撃した十七日のことで、國臣は謹んで命を領し、折しも京都に居合はせた安積五郎を伴ひ、僕の熊藏を従え、直に京都を出て、忠光卿一行の行方も確と分らぬ所からして、取り敢えず伏見より夜船で大阪を指して下ることにしました。

船を待ち合はせてをる間に、大黒寺に參つて、去年の夏、寺田屋の事變に斃れた同志有馬新七田中謙助等九人の墓を

訪ひ、僕の熊藏をして水を汲み來らしめ、自ら手を下して碑石を洗ひ、懇に香火を薦め且つ二首の歌を咏んで捧げました。

あだなりと人はいふとも山櫻

ちるこそ花のまことなりけれ

中々に死したる人ぞいさきよき

いきて成し得しこともあらねば

此日また國臣は伏見の古道具店で薙刀の意に適ふたのを賣つてをるの見付けまして購ひました。後に長曾我部太七郎が但馬まで持つて従ふたのは此薙刀であります。今の内田良平の父親良五郎は、黒田家の御用で上洛をして、此日は恰も伏見に來合はせてゐまして、同僚から好い薙刀の賣物のあるよしを聞いたので、模様によつては、自ら求めたいと思ふて、古道具屋に往つて見ると、平野の購はれた後で、已に無かつたと、嘗て著者に話されました。

國臣は夜船で淀川を下り、翌十八日の朝、大阪に着きましたが、路用に不足を感じたと見えまして、中之島の筑前屋敷に銀談役見習の小役人を勤めてをる清水善藏を訪ひ、金二十兩を借り受けました。常時の借用證文は、今猶清水の子孫の家に残つてをります。

借用證文

一金 貳拾兩

右借用仕候處實正也。返辨之儀は京都着次第早速相調贈り差出候様可レ致候。入念證文如レ件。

文久三年八月十八日

清水善藏殿
牧武太夫殿

清水善藏は頗る内福の人で、國臣には限らず、同藩の者には、追々取換えて融通をした模様で、此二十兩も全く自分の私金を用立てたので、勿論それは貸倒れとなつたのだと云ふ子孫の説明は、どうも事實然うでありませう。借用證文に二人の名前を記したわけに就ては、ちよつと面白い話が残つてをります。

國臣は屋敷に清水を訪ひ、融通を頼む相談も調ふて、今しも金を受取らうとする時しも、清水の上役の牧武太夫が、別の座敷より何の意もなく襖子を開けて入らうとすると、斯かる場合ですから、此はと思つたらしく、また直に襖子を締めて立去らうとするのを、國臣は聲をかけ強ひて請じ入れ、何とか言ひこしらへて、貸主の名前を二人にして牧を加へて貰ひました。

借主を二人にして連帯の責を負はすなら、理由は通じて、貸主を二人にして、關係の無い他人を強ひて加へたのは頗るをかしいですが、此借用は内密にせねばならぬ事情からして、他人にしやべられては清水にしても國臣自身にしても困るわけがあります。斯うして名前を二人にして牧を加へて置けば、後日になつて事情が分つても牧は連坐の責を恐れて秘密を守るだらうと云ふ見込で、何とか言ひこしらへて、強ひて牧をも貸主として書き加へたのだと申します。國臣は往々咄嗟の間に斯かる頓智を出す人でありました。

牧武太夫は九十に近い高齢を保つて久しく世に在つた人で、著者も嘗て一たび會ひました。此時の借用證文のことは、善く記憶してゐない様でしたが、國臣とは豫ねて知り合ふてをる間柄で多少の話もありました。

元來は國臣の兄都甲小仲太の朋友で、國臣が福岡の獄を出た頃は、兄の朋友ではあるし、年も二ツ三ツ上の先輩と云ふ所からして、國臣に向つて、もう世間をそうつき廻はるのをやめ、些しじつとして落着いてをつたら如何歟、落着いて勤めてゐたら追々出世も出來やうと、小役人相應の意見を述べた話もしました。牧の説によると、勘定方の役人のうちより、銀談役、普通には御銀方と唱ふる役を兼帯して、二年ばかりの任期で大阪の藏屋敷に勤むるのが、當時の藩制で、清水は銀談役見習と云ふもので、牧の下僚のやうな役人でした。

當時の勤王の志士、別けて浪人の勤王の志士は、孰れも手辨當で奔走周旋するのが例で、國臣は國事掛の御内用を承はつて大和へ行くのだとしても、旅費の手當などはないのですから、斯くは自ら心配をして調達したのであります。二十兩ばかりの金は、京都の屋敷でも調達は出來さうですが、京都の屋敷には種々の事情からして、何かの都合で、大阪の屋敷に参つて、相談をしたと見えます。

去年の春までは、二兩の旅費を父親に頼んで贈つて貰ひましたが、今は二十兩の金が容易に借られます。これも蓋し學習院の出仕を命ぜらるゝやうな身分となつて、名聲も勢力も頻に振ふたからで、此頃は随分それは資財を出して援助を與ふる人も尠くはなかつた模様で、僕の熊藏も歸國の後、金は常にざく／＼として澤山持つてをられたと申した話も残つてゐます。

元來久しく浪人の志士として奔走周旋し一方ならぬ艱難を嘗め盡しても、彼の往々辻斬をしたり人を威嚇したりして非常手段を取るやうな人物とは、全く違ひます。やはり自ら種々の苦心を費して調達したのでせう。就中此時の二十兩などは、永く後の世に傳へて名譽と申して宜しい借財でありました。

大和の義舉と鎮撫の使命

國臣は大阪の屋敷に於て路用の調達も出来ましたが、忠光卿一行の行方は、容易に分りませぬ。段々と間繕ふて後を追ひかけ、河内の水郡善之助の所まで参つてみると、已に大和の方を指して行かれたと云つて、種々の風聞も耳に入りますから、愈々道を急いで櫻井寺の本陣に行着き、忠光卿の一行と出會ふたのは、十九日でありました。

櫻井寺に行き着いてみると、一昨夜を以て事を擧げ、五條の代官以下五名の役人を斬り、今は義舉の手配ばり最中で大事は已に去つて致方もない状態でした。それでも朝廷の御沙汰は傳へでは置かれませぬので、早速忠光卿に謁しまして、御内命の趣を告げ、遠からず行幸もあらせられむとする折柄、此地方に急激の行動をして兵亂を起されるは甚だ以て然るべからざるよしを申述べました。忠光卿聞いてみられると、成程尤の次第ですが、何を申しても事は已に發した後の祭で、最早致方ありません。涙を揮はれまして、此度の一舉固より十分の成算あるわけでは無いが、唯斯くて斃れて天下勤王の士が風を聞いて起るのを期してをる許りだと言はれ、猶ほ一舉の次第は自分よりも朝廷へ申上げやうと自ら書を作り、近習の鶴田陶司に持たせ、國臣に差添へ、京都へ遣はさるゝことになりました。

此間、一黨の面々からも、彼是の説が outcome して、これで大事の成らぬのは、勿論それは分つてゐるが、しかし京都とも同じことで、長州の兵が多いと云ふても僅に六七百人、幕府の方に較べると十分の一にも足らぬ。大和行幸攘夷親征の御沙汰の發表せられた上は、如何しても事を擧げて聖勞に先立ち奉るの外はないと云ふ議論でした。これは大和行幸攘夷親征を認めて幕府討伐の趣旨と解釋してをる故で、斯く解釋した急激の計劃より申すと、一黨の主張にも一應の理

由はあります。國臣は出来たことは致方はない、兎も角も今暫く耐らへ忍びて急激の行動を見合はずやうにと、一方には朝廷の内命を傳へ、一方には已れの所見を述べ、猶ほ善く前後の相談をして、直に京都へ引返へす評議を決してをる時しも、京都の大政變の報告が達しました。去る十八日に長州人は悉く禁門の警衛を解かれ、三條公はじめ國事掛の諸卿は概ね參朝を停められ京都を立退かれたと云ふのです。

義舉の人々も國臣も、此警聞には愕然としましたが、委はしい事情は分らぬので、愈々急いで歸ることにしました。鶴田陶司はやはり忠光卿の書を持つて同行し、安積五郎は國臣に向ひ、君は學習院の役人で、使命を奉じて來ただから、歸つて復命せねばならぬとしても、自分は歸る必要のある身ではない。斯くまでに思ひ切つた義徒を見棄て、別るに忍びぬ、爰に踏み留つて義軍の先を掛け、骸を山野に曝らさうと申して留りました。

國臣は鶴田を伴ひ熊藏を従へ、直に櫻井寺を去りました。道を急ぐので、熊藏をも駕籠に乗せ、一行三人京都を指して歸りました。

國臣が使命を奉じて大和に参つた折のことは、當時義徒の一人として關係した平岡四郎、即ち後の北畠博房男爵が、嘗て有栖川熾仁親王の旨を受けて差出された記録中、安積五郎の名の下に、斯う註してあります。

安積五郎江戸ノ處士、海國兵談ヲ上木セシ人、文久三年八月十九日、平野次郎學習院總裁三條卿ノ命ヲ啣ミ來ルニ同伴ス。次郎大事ノ前ニ此舉ヲナスハ暴ナリ、速ニ解散スベキヲ以テス。我黨曰ク、大事固ヨリ成ラザルヲ知ル、何トナレバ今ヤ京師ノ兵幾干カアル、實ニ僅少ニシテ佐幕兵ノ十分一ニ滿タザルニアラズヤ、而シテ學習院大和行幸ノ勅旨ヲ發布スル、是レ大事成ラズト云フ所以ナリ、然レトモ此詔勅ヲ拜スルヲ以テ聖勞ニ先ダツノ誠ヲ致ス所ナリト、議相容レズ。次郎ハ此夜直ニ歸京セント五郎ニ促ス。時ニ五郎曰ク、兄ハ近日學習院ノ役人

トナレリ、故ニ復命セザルベカラザレトモ、余ハ兄ト俱ニ復命スベキノ義ナシ。且ツ斯克マデモ思切ツタル義徒ヲ後ニシテ北歸スルヲ欲セズ、爰ニ止リ義軍ノ先キヲ掛ケ、骨ヲ原野ニ曝サンコトヲ欲スト、乃チ五條ニ止リ、南山潰敗ノ後縛ニ就キ、翌元治甲子六月京師ニ斬ラル。

國臣は後までも五條の一黨を認めて義舉の先驅と爲し、全力を盡して應援を策した位ですから、北畠男の言はれたやうに、大事の前の暴舉だ、直に解散せよとは申さぬにしても、過激の行動は此際宜しくない。暫く形跡を潜めて抑制してをれと勧めまして、京師の政變の聞えてよりは、後の策應のことを相談して去つた模様に見えますが、始より深く一舉の議に與つてゐなかつたのは、此時の會談でも分ります。小河彌右衛門も言ふてをります。

其五條ノ一件ニ、長州内々同心ニテ、轉法輪家三條卿モ御同意ニテ斯カル企有リシ事ゾト誰モ々々モ思ヒケル。サレド證據ニハ、八月十六日平野次郎ヲ學習院詰ト命ゼラレ、即日三條卿ノ御内命ニテ大和へ遣ハサレタル由一敏親シク之ヲ次郎ニ聞ケリ、其故ハ前侍從中山卿浪士ヲ具セラレ、大和邊へ打立賜フ由内々聞へ、行幸前甚以有間敷事ナレバ、次郎急キ參テ爲事止メ奉ルベキ由ヲ命セラレタリトカヤ。然ルニ次郎行キ向ヘバ、思ヒニマサリテ盛熾ナルコトニテ、今更止メ得ベカラズ、サマ、ト申シ語ラフ中ニ、十八日ノ變大和ニモ聞へ、次郎ハ急キ歸京シタリトゾ。是ヲ以テ其御同意ニ出シ事ニアラザルハ明ラカナルベシ。又長州ニテモ其邸ニ寓シ居タル浪士ト別テ親敷人ノ中ニハ、其事内々知得タル人モ有ヤ無シヤ知ベカラサレトモ、要路ノ人々ハ夢ニモ知ラザル事ノ由、是モ其徵數多有レドモ、事長ケレバ爰ニ記サズ。

成程いづれも勤王の論と、討幕の見を同じうした義徒の行動で、その趣旨は深く諒とする所、その一舉に同情を表したことは言を待ちませぬ。縱令、それは解散を説いて用ひられなかつたにしても、意見に多少の齟齬を生じたにして

も、何とかして適當の援助を與へ力を盡したいと思ふて一應の相談を遂げたのは、事實でせうけれども、何分にも京都の政變の仔細は全く分つてをらぬ砌だし、立入つて相談をする道も無いのですから、旁々急いで京都を指して歸つた筈です。その但馬の方に義兵を擧げて策應せむことを企はだてのは、勿論それは京都へ歸つて政變の事情を審かにし、且つ自ら但馬へ入つて地方の形勢を知つた後でありました。

京都の大政變

國臣は二十日の夜、大和の五條を去り、急輿を馳せて、翌二十一日京都に歸り着いてみると、十八日に起つた政變の爲め、數日前まで學習院に參集して、専ら政務を行ふてをられた國事掛の諸公は、悉く退げられて了つて、今は復命する所もなき情態と變はつてゐました。

抑この維新史の上に著名な十八日の政變は、去年このかた長州人の勢力と尊攘黨の一派の跋扈とを見て最も慷慨の情を抱ける薩摩會津の策士が、彼の夙に公武合體の溫和なる説を持して、三條公はじめ國事掛諸卿の急激なる行動を厭苦せらるゝ中川宮近衛公等を擁し、密に聖斷を仰いて巧に劃策した所で、大和行幸攘夷親征の御沙汰の出た十三日の前夜より、着々として謀議を進め、國臣の大阪を指して下つた十七日の夜に、薩摩會津淀三藩の兵を召し、武装して禁闕の諸門を守らしめ、十八日の朝、疾風迅雷の如く朝廷の改革を發表し、三條公以下大和行幸攘夷親征の評議に與られた諸卿の參朝を停めらるゝと同時に、長州人の禁門の守衛を解かれまして、一日一夜の間に、尊攘黨の計畫は悉く打破せられました。

そこで長州人及び尊攘黨の志士の憤慨激昂は實に名状し難きものがあつて、眞木和泉守は退いて河内の金剛山に據り、大和の義學と策應して、直に兵を起すの説を唱へ、久阪義助は攝津の摩耶山を守り、檄を關西の諸侯に移すの策を立て、議論紛々でしたが、結局一たび長州に赴き、大學東上して君側の姦を掃ふが宜しいと云ふことに決し、三條西中納言公知、三條中納言實美、東久世少將通禧、四條少將隆譚、壬生修理權太夫基修、澤主水正宣嘉、錦小路右馬頭頼徳の七卿を奉じ、此夜西を指して去りました。浮浪の志士また或は七卿に隨ふて西走し、或は諸方に離散して京都の形勢は全く一變しました。國臣が大和より歸つて參つたのは、恰も此時でした。

斯くて長州人及び諸方の志士は概ね京都を去りましたが、此間諸藩に仕籍ある同志の留つたのも多く、長州の屋敷には、村田次郎三郎、野村和作等もをれば、因州の松田正人等もをりました。久阪義助寺嶋忠三郎杉山松助は、西歸の途中より回つて来て潜伏してゐました。此外肥後豊後の諸藩より、追々上洛した同志もありました。

國臣が筑前より出で参つたのは僅に十日ばかりの前で、久しく京都に於て勢力を振ふた他の尊攘黨の志士とは事情を異にしまして、會津人と相謀つて十八日の政變を企はだてた薩摩人の間にも、猶ほ庇護を與へむとする人もありました。が、何を申しても、急激な勤王黨としての評判世に隠れなく、名聲甚だ高く聞えてゐたので、幕府方に於ては、最も早く眼を着けまして、守護職松平肥後守が、新選組に命じて謂ふ所の浪人狩を始めると、第一に先づ手を下したのは國臣でありました。

二十二日の曉方、新選組の頭領近藤勇は、自ら數十人の部下を率ゐて來り、木屋町の山中成太郎の家を取圍み、戸壁を打破り屋根の瓦をめぐつて殿びしく搜がし索め、主人成太郎に向ひ、一昨日早駕籠にて、三人此家へ入り込んだものを差出せと迫りましたけれども、國臣前夜は近ごろ肥後から出て参つた松村深藏等と祇園の花街に遊んで留宿し、山中

の家にはゐなかつたので、運好くも難を免れました。斯くとは知らず此朝歸つて狀を聞いて愕いたと云ふことです。

即日郷國の父親及び友人に寄せた書もあります。

益々御機嫌能被遊御坐ニ奉ニ恐悦ニ候。私儀無異大和より歸京仕候。然るに會津より壬生浪人へ申付、在京之有志追々召捕候段、已に昨日承り出候處、忽ち其證あらはれ候間、此段一角殿迄届置、近日但馬邊へ下り潜伏、追而は歸國も可仕相決申候。不遠又々正議に復し可申候。委細は喜多岡小田部之書面にて御承知可被下候。恐惶敬白。

八月廿二日

御大人様尊下

平野二郎

壬生浪人は幕府より多少の保庇を受けて壬生寺に居つた浪士の一群で、後に新選組の名を負ふたものです。一角殿は當時筑前より上洛してをる黒田家の重役久野一角であります。國臣は幕府より搜がし求めらるゝ身ですけれど、此時までは猶ほ筑前の仕籍を帯びてゐたので届置く必要を感じたものと見えます。文言によると、但馬へ下る意は已に定つてゐた様ですが、追々は郷國に歸る考で、必ずしも兵を挙げ事破れて身を致さうとは豫期しませんでした。

同じ日付を以て喜多岡小田部戸田等の諸友に贈つた書は、多少の缺失した文言もあつて、完全ではないと思はれますが、大概の意義は通じてをります。

一、大和五條代官所、是迄幕領七萬石之處、王軍暴發元帥中山侍從公脱走當時森秋齋と號す代官之首を切、其外下役凡て四級川原江梟首、萬事制度改り、追而は京師之御沙汰も可有之、不取敢一當年は半稅免許と申事に而、土民信服。且收

歛之村長等は過銀出させ、困民に配當故、益々其正路に感じ、大に歸伏し、農兵も追々數百人出來、勢廣大に相成居申候。右は去る十七日之事也。去る二十日より十津川に陣營相構えられ候筈なり、諸藩之脱客百斗隨從當月初より追々に京地發行。

一、去る十七日夜、因州邸に而斬奸有之、當時因州正議に復し候由。
一、去る十八日曉、有柄宮え砲聲轟發、六門固め、長州之禁衛を讒訴して黜之候由、會藩之意中に出たる姦謀也。其魁は中川王と云、案外之事なり、長州藩士歸國、米藩之有志陪從、三條公を初七卿御下向。

一、昨廿一日藤堂上京多人數也。
一、尾州も近日上京之筈也。

一、會津より壬生浪人に命じ、諸邦より入込候有志召捕之事初まり、一人は備前と歟之者縛し候よし也。已に昨廿一日夜は、僕も三條邊へ罷越、山中成太郎宅へ止宿之筈に候處、不圖東肥人に出會、祇街に登樓致候處、今曉山中宅江、壬生浪人數十輩、拔刀に而表裏より押入、門戸を打破り家上の瓦をめくり、主人に面會して云々、一昨日早駕にて、三人此内に入込候者、指出候様譴責致候由、其三人は僕上下米藩之脱客鶴田陶司也。大和より歸京一旦山中に立寄、日暮より歸邸故、渠等此方へ潜伏と察押入候ならん。未だ僕が天運之盡ざる處也。今朝不知して山中へ罷越、愕然致候。是迄登樓之損はあれども、一得なかりしに、昨夜之登樓にて、是迄の損は都て償ひ申候。御一笑可被下候。

右之都合故、一先京地を去、三丹之中に潜匿、自然は歸國も可仕覺悟に御坐候。最早學習院に出、天朝之御機密之御用をも相勤、和州へ罷下り候上は、生涯之望足れりとも可申候得共、人慾無限ものにて、尙一命を貪ほり、

志をも遂度、又々亡命之姿に相成申候。

八月廿二日

平野 二郎

喜多岡 勇 平様

小田部 龍右衛門様

戸田 六郎 様

其他有志 中

右は内々と申事にも無之、隨分公然と御談話相成候而可然候。爰元日々と模様かはり、如何成り行可申哉、意外之事のみ御坐候。英雄豪傑の心力を盡し候時節、此時に御坐候。井蛙籠鳥之御議論は、都而御取止め、死生を以御英斷可被成候。

喜多岡小田部戸田の三人は、國臣も親しく語らふ朋友ですけれども、孰れも政廳に勤めてをる役人で、平素の議論見解は自然硬軟緩急の別もあつて、一樣でないから、最尾の語を加へたものと見えます。

國臣は此等の書を作つて後、猶ほ數日の間は、諸所に潜伏し、二十四日には、豊後の小河彌右衛門が上洛して參つたので、密に音づれて去年の寺田屋の事變このかたの形行を語り、當面の時務を話し、二十六日には小河の宿より直に但馬を指して下りました。

小河は後になつて、此時國臣の留めて置いた多少の遺物と共に、尊攘英斷錄の稿本を福岡の遺族に贈りました。弟平山能忍の名を以て獻上し、明治天皇の勸覽を経て、今猶ほ宮中に藏せらるゝと云ふのは、即ち是であります。

國臣は京都を去つて但馬へ下らうとする頃、會津人及び壬生浪人などの勢力を振ふのを見て、憤慨を述べました。

こゝろよくやがてみながら刈りすてん

ほこらばほこれ鬼の醜草

また長州へ落ち行かれた七卿を懐ふの歌を詠みました。

吹送る長門のうらの朝風に

かさねて匂へ九重の花

これも此頃の作だと申します。

立さはぐ四方の白浪しづまりて

いつ浦安の御代となるらん

木屋町の山中成太郎は、壬生浪人が押込んで来て、嚴びしく國臣を捜がし索めたのに愕いて、已れも連累の難を受けるを恐れ、取り敢えず我家を逃れ出で、薩摩の村山齋助北條右門を訪ねると、主人は旅行中で、筑前より連れて参つてをる妻が留守をしてゐたので、その妻に事の次第を語り、斯くて紀州屋敷の留守居役由良なにがしを頼み、紀州家の紋章のついた提灯を借り、即夜大阪へ落ち下りました。間もなく村山は歸つて來まして事情を知り、書を山中に寄せ、何とか工夫もあるから、國臣諸共に歸洛せよと申して遣りましたが、國臣は已に但馬を指して去つた後でありました。

但馬地方の視察と擧兵の決策

國臣は大和より歸つて京都に潜伏してをる數日の間、諸方の同志と來往して、密に時局挽回の策を議し、且つ大和の義擧を應援する急務を説いてゐましたが、長州の村田次郎三郎野村和作後の子、因州の松田正人後の東京府知事道之等と相談し、先づ自ら但馬に入つて地方の形勢を視察し、模様次第では、兵を起して大和の義擧に策應するの志を決しました。

元來但馬の諸郡は京都を距ることも甚だ遠からず、民俗醇樸と云ふばかりでなく、古來の史的由緒もあつて、朝廷を崇敬するの情深く、此歳の春より夏にかけて、尊攘の論競ひ起り、時勢頻に動く頃となると、幕府の直轄する養父朝來城崎三郡の地方また往々發憤、志を立て時事を憂ふる者も生じまして、中嶋太郎兵衛贈從四、田與一郎贈正五、本多小太郎贈正五、北垣晉太郎後の男進藤俊三郎、太田六右衛門贈從五、西村哲次郎贈從五、吉井定七贈從五、江傳左衛門贈從五等は、主として地方の少壯を糾合し、一團の農兵を組織し、君國の緩急に應ぜむと欲し、京攝にある諸方の同志と聲息を通じて専ら計畫を立てました。當時恰も幕府は勉めて朝廷の趣旨を承順し、攘夷の策を講じ、頗る意を軍防に用ふる折柄でしたから、敢て斯かる農兵組織の計畫を妨ぐることもなく、民政を掌る代官川上猪太郎の如きも、寧ろ贊同の意を表し、旨を屬僚に授けて援助を與へてゐました。適々去年の夏寺田屋の事變を脱して逃れた薩摩の美玉三平、此歳の春、來りて城崎の鯉江傳左衛門の家に遊び、本多北垣等と交を結びて此地方の事情を知りましたが、一たび去つて長州に入り、尋で京都に入ると、急激な尊攘論最も勢力を得て、大和行幸攘夷親征の議方に行はれむとし、形勢漸く迫り人心盛に振ふた時で、密に討幕の策を講ずるものもあつて、大和義擧の計畫は、早く此間より起つて來ました。そこで美玉は自ら別に爲す所あらうと思ひまして、七月ふたゝび但馬に入り、地方の同志と重ねて評議を遂げ、先づ朝旨を請ふて農兵を組織するつもりで、八月ふたゝび京都に入つたのは、恰も國臣が筑前より出て、参つて、日々學習院にも出入し、國事掛の諸公とも親しく接見してをる折柄でしたから、國臣も美玉の爲に周旋しまして、美玉は朝廷より農兵を組織すべき

旨の沙汰を蒙りました。

但馬國之義は賊衝に當り、殊に京都より僅三四十里の地方、急度兵備可_レ有_レ之候處、農民等忠孝之志厚く有_レ之趣に付、農兵之組立、當今切迫之時勢に付速に出來候様有_レ之度候。勿論其功績に依り、急度可_レ及_ニ沙汰_一候。帶刀之義者差許候間、此段相心得周旋可_レ致候事。

八月

參政

美玉三平え

學習院より美玉を召出し、非藏人松尾但馬守吉田遠江守二人の取次を以て、此辭令を下付せられたのは十六日、國臣が始めて公式に學習院の出仕を命ぜられた當日でありました。然うして翌十七日、國臣は大和の暴發鎮撫の内命を受け、中山前侍従一行の後を追ふて京都を出ましたが、その翌十八日は、朝廷改革七卿西走の政變となつて、京都の形勢は全く一變しました。

美玉は京都の形勢斯の如く一變したのを見まして、愈々此間に處して策を講ずるの必要なるを知り、自ら受る所の朝旨を齎らし往いて、猶ほ事を謀らうと思ひまして、大佛の邊に於て西走の一行と別れ、鯉江傳右衛門を携へて三たび但馬に入りました。美玉が始めて但馬に入つた頃は阿多隼人と稱し、次に參つた時は秦安麿と稱しましたが、今は公然として美玉三平と稱し、且つ入國の趣を久美濱の代官所に届出でました。

去十六日、三條中納言實美卿より學習院御用被_ニ仰達_一罷出候處、非藏人松尾但馬守吉田遠江より御書取被_レ接候旨趣者、但馬之國賊衝に當り、京都四十里内之地方、兵備切迫之時勢に付、農兵組立速に出來候様周旋可_レ致條被_ニ仰

出、且美玉三平被_ニ差下候旨趣は、尙朝廷より其筋を以て早々可_レ被_ニ仰達_一旨奉_ニ承知_一入國候。此段及_ニ御届_一候。以上。

亥八月廿六日

美玉三平

久美濱御代官所

久美濱代官所は、生野代官所と共に但馬に於ける兩代官所の一つであります。美玉は斯の如く名を外警の防備に托して農兵を組織し、實は勤王の事に用ひむとするので、國臣が村田次郎三郎野村和作松田正人等と相談をして但馬に入つたのも、蓋し斯かる事情を善く知つてをる故でした。

八月二十六日、國臣は阿波の長會我部太七郎贈從五位盛澄及び僕熊藏を従へ、小河彌右衛門等に別れ、京都を去り、但馬を指して立ちました。大文字屋の馬場徳次郎は丹波の境まで送りました。長會我部太七郎は素と黒田家の御用達大阪中之島の旅店津島屋藤藏の手代で、近ごろまでは商人として勤めてゐましたが、中山忠光卿の大阪を過ぎらるゝ時より奮ふて志を立て、後より往いて加はり、代官所襲撃の折も、相應の働をして、國臣の來るに及び、相見て約する所あつて尾して京都に入り、此度は雑刀持となつて隨行したのでした。

九月二日、國臣は筑前國櫻井大官司浦志摩守主従三人、歸國の途次往いて城崎の温泉に入浴するのだと稱し、但馬の境に入り、美玉の近く高田にをるを知らず、過ぎ去つて北垣晉太郎を熊野村に訪ひましたけれども、北垣は京都の事情を詳にせむ爲め、數日前に家を出たので、途中に齟齬しました。そこで明旦は丸山川を下つて城崎の温泉場に到り、歌人浦島五助と稱して旅店三木屋平八郎の家に投じ、美玉は猶ほ足を此地に留め、鯉江傳左衛門の家にをるものと思

ひまして、歌を書して刺に代へ、贈つて入國のことを告げました。美玉は已に此地を去つて、城崎には居ませねでしたが、鯉江及び朝倉心齋等は國臣だらうと察して、代つて來り訪ひました。これ國臣が此地方の志士と相見て事を謀るの始でありました。

此時美玉は高田で中島太郎兵衛、太田仁右衛門、太田六右衛門、田路彦右衛門、大橋又右衛門等と日々に相會し、農兵組織の評議をしまして、九月五日には、中島等は自ら主催して、養父明神の別當坊普賢寺に、養父朝來城崎三郡の同志を寄せ集めて相談をしました。會する者都べて三十餘人。表向は農兵組織の名義であつたので、代官所から小川愛之助木村松三郎の二人も參りまして、會議の様子は頗る振ひました。

城崎よりは鯉江傳左衛門が、此日の會議に出たので、國臣は托して歌を美玉に贈りました。

さびしさを慰めむとて出で來しが

みやこの秋は忘れざりけり

美玉は始めて國臣の入國したことを知り、また歌を以て答へ、且つ城崎の地方は必ずしも安心してをられる所でない事情を述べ、急いで此方へ來るやうにと促しました。

待わぶる人の心も白雲の

かゝる山をもあだに越えけん

そこで國臣は八日に城崎を去つて、高田の田路彦右衛門の家で美玉と會ひ、翌日は中島太郎兵衛の家に移り、此地方の志士とも多く交つて、彼是の相談をしました。十日に國臣は古の軍防令を按じて、今に用ひらるゝ農兵の組織を立てやうとして、自ら大略の圖解を作り、美玉また別に隊伍を整へ多々益々辨するの法を立てましたけれども、これは共に成

就せずして止んだ模様であります。

此日城崎の武谷回助より飛檄が參りまして、國臣召捕方の者城崎に來て、旅宿の三木屋などを取調べ、種々吟味を遂げたから、高田や銀山とても油斷の出來ぬよしを報じたので、人々いたく心配をして、別けて田路彦右衛門は特に申し出でた次第もありましたが、本多小太郎は日頃代官所の委任を承け警察の機務にも與かつてをる所からして、善く此間に意を用ひ、暫く無事を得ました。國臣は美玉と相談つて力を農兵の組織に致し、機を見て勤王の事に供するの考を抱いてゐましたけれども、此時までは猶ほ直に兵を擧ぐるの策を決したわけではなく、唯北垣等の京都より歸つて來るのを待つて上國の形勢を詳かにした後、兎も角も何とか謀らうと云ふのであります。

然るに、北垣及び西村哲次郎の二人は、安藝の田中軍太郎を伴ひ、十三日の夜、竹田の太田六右衛門の家に歸り着きました。翌十四日、國臣等往いて會見し、三人の齎らして來た報告を聞きますと、大和義學の同志は、幕府の命令を受けた隣境諸藩の爲に合圍せられ、形勢甚だ窘窮して、一日も早く應援の策を講ぜねばならぬ事情が分りました。そこで急に評議をして、十九日重ねて高田の中島太郎兵衛の家に會同し、愈々義學の方略を決定することを約して別れました。北垣晉太郎は京都に出て、内外の形勢全く一變し長州人はじめ尊攘黨の同志、概ね皆諸方に散逸したのを見まして、斯かる情態の下に於て、但馬で事を擧げても、到底功のないのを知り、大和の同志は往昔楠公の義を擧げられた始、一たび赤阪の城を棄て、亡逸し、後に幾を窺ふて復た起られた故智に倣ひ、暫く分散して隨處に潛匿し、時を待つてをるが宜しいと云ふ意見であつたので、書を長州屋敷の野村和作等に寄せて已の意見を述べ、且つ但馬の農兵は、少くも一年の訓練を加ふるを必要とするから、明年の秋頃に至つて、始めて義を擧ぐるの説きましたけれども野村、村田等は如何しても大和の同志を急に應援せねばならぬ事情を頻に述べ、長州人及び諸方の同志も往いて力を發

はせるし、兵器なども供給して便宜を謀るからと申せば、平野も斯かる見込を以て已に往つてをるので、早く歸つて義を擧げるやうにと促しました。松田正人また同じく切に促しまして、田中軍太郎をして旨を啣み北垣と同行し、但馬に入つて説かしめました。然うして此時烏丸大納言豊岡大藏卿に依つて有栖川宮の令旨を請ふて下すの説も出れば、長州の藩主父子も、遠からず大兵を率ゐて上洛せらるゝ説も出たと云ふ話もあります。旁々同志の意氣も大に振ひまして、義擧の議は始めて決しました。

十九日、國臣美玉及び肥後の入江八千兵衛、安藝の田中軍太郎、因州の横田友次郎、山口守人、岩崎甚三郎等、並に國內三郡の同志、本多小太郎、中島太郎兵衛、北垣晉太郎、進藤俊三郎、西村哲次郎、太田甚右衛門、太田六右衛門、田路彦右衛門以下、總べて三十餘人。去る十四日の約に従ひまして、高田の中島太郎兵衛の家に會同しました。表向は猶ほ農兵組織の名義で、代官所の小川愛之助木村松三郎も來り臨みて周旋しましたが、重要な機密は二人を避けて與り聞かしめず、別に席を設けて評議をつくし、斯くて愈々義兵を擧げて大和の同志に應援する策を決し、また諸般の部署及び各人の擔當する所を定めました。その概要凡そ左の通りでありました。

- 一、三田尻にをられる七卿中の一人を迎へて元帥とすべし。
- 一、十月十一日を以て事を擧るの期とすべし。
- 一、平野國臣は北垣晉太郎と同行し、三田尻に到りて元帥を迎へ來るべし。
- 一、美玉三平は大坂に出て近畿の同志を糾合すべし。
- 一、田中軍太郎進藤俊三郎西村哲次郎は京都に出で、兵仗の準備及び運輸の事を擔當し、且つ來り會する同志の嚮導を爲すべし。

一、吉井定七は大和に赴き中山前侍従の兵と連絡策應の道を開くべし。

一、中島太郎兵衛、本多小太郎、太田六右衛門以下地方の同志、及び横田友次郎等は、各々適宜の方面に於て、擧兵の準備を整ふべし。

一、京攝の間にある同志及び兵仗は、總べて因州藩の名義を以て、來會し若くは運輸すべし。

一、大和若くは京都に異狀ある時は、京都出張の一行より、特使を以て但馬及び三田尻に急報すべし。

部署は大略先づ斯んなもので、義擧の策は全く決しました。然うして期日は最も短く迫つてをるので、衆は結束して互に相戒め、敏速に之を處せむことを謀り、各々奮ふて部署に就きました。

三田尻の四日

斯くて義擧の策は、十九日を以て全く決しますと、此時恰も幕府の捕手は、城崎の方より國臣を追尾して來て、頻に耳目を放ち物色するの狀があるので、國臣は一先づ急いで形跡を晦まさむと欲し、翌二十日の夜、僕熊藏一人を隨へて高田を去り、神子畑越の間道を取つて播州へ出で、中國路を陸行して西の方三田尻に向ひました。

途中より郷國の戸田六郎小田部龍右衛門等に贈つた書があります。

未相變^二被^二追廻^一候得共、于^レ今天運に不^レ盡候。然れば此度大和五條邊に於て大芝居存立候に付、坐本爲^三雇立^一、防州三田尻表へ罷下候。役者相揃次第には、來月十一日頃、顔見せ之筈に有^レ之候。時節柄どうか大當てそうに被^レ

存候條、御同志の御方には、賑々敷御見物の程奉々翼候。草々謹言。

九月二十五日

平野 二郎 國臣

- 戸田 六郎 君
- 小田部 龍右衛門 君
- 喜多岡 勇平 君
- 中村 哲藏 君
- 久野 五郎 兵衛 君

其他有志御中

此時の義舉は、大和の同志の應援を主として企はだてたもので、且つ頗る相應の成功を期待してゐたことも思はれます。日付に依つて考へると、これは廣島の邊で筆を執つた書と見えます。

北垣は熊野村に歸り、後ること二日、二十二日に但馬を立ち、藝州の廣島に於て國臣と相會し、是より二人同行し、二十八日の天明、三田尻に着きまして、即日招賢閣に出で、三條前中納言はじめ諸卿に謁し、西下して參つた趣意を述べ、また諸卿の帷幕に參する人々とも相見て相談をしました。折しも招賢閣の諸卿は、但馬の近狀を聞き、義舉の事起らむとするを知り、前日は特に眞木和泉守、宮部鼎藏、轟武兵衛、土方楠左衛門、水野丹後等の諸人を召出して評議をせられ、先づ人を遣つて但馬の形勢を視察せしめらるゝに決し、清岡半四郎後の子爵は命を受け、出石の多田彌太郎を伴

ふて將に發足せむとする時でしたが、國臣等の參つたので見合はせとなりました。

此時、諸卿は三田尻へ下られてより己に三十餘日、京都を出でらるゝ頃の心算とは頗る齟齬し、長州の内部には種々の事情を生じ、急に大兵を擧げて東上し、朝議の挽回を謀らるゝことは、容易に望まれぬ形勢となつて、大に望を失はれまして、十日前には眞木の獻策を納れ、奇兵隊を借りて東上せらるゝ策を立て、毛利家に相談を試みらる様な場合ですから、但馬の義舉は、諸卿に於ても、内心最も賛同せらるゝ所で、此意を以て隨從の志士に協議を命じ、適々山口より來て候問せられた世子長門守定廣公にも謀られましたけれども、長州の藩議は飽くまでも慎重の道を取るを旨とし、急發輕動の事を可しとさせぬ。それに隨從の志士の多くは長藩の兵を借りて大舉東上するの策を講ずるに忙はしく、力を一方隅の義舉に致す暇のない有様でありまして、土方楠左衛門などは、深く關係せられぬが好からうと云ふ説を唱へ、招賢閣の内外には、一時紛々として可否の論を生じました。

然しながら大和の義舉の潰敗は、諸卿に於ては、固より傍觀せらるゝに忍び難い情義もあつて、最も苦心してをらるゝ所で、また處々に義兵を起して幕府の鼎の輕重を問ひ、斯くて天下の形勢を動かし、時局轉換の端を開くのも、自ら一策たるを失はぬものとして、當時深く諸卿の信頼を受けた眞木も、但馬の義舉また必ずしも徒事と爲すへからざるを説きました。

そこで七卿中の一人澤主水正宣嘉卿は、國臣等の請を容れ、自ら招賢閣を脱し、往いて義舉の元帥となることを諾せられました。然うして三田尻に集つてをる諸方の志士、また奮ふて事を借にし、澤卿を奉じて義を擧げむと誓ふ人多く、筑前の戸原卯橋、藤四郎、堀六郎、仙田淡三郎等、三田尻にあるもの首として應じ、奇兵隊總管の一人河上彌市及び白石廉作の徒、また同じく起つことを約しました。

國臣は北垣と共に三田尻に留ること四日、此間數ば諸卿に謁して意見を述べ、或は諮詢に答へ、招賢閣の内外に在る諸方の志士及び長州人とも應酬して、絶えず相謀りましたが、九月盡日には、三條公より世子定廣公に相談をせられた協議の回答を求めらるゝ内命を奉じ、特に許されて公の常用の愛馬に跨り、馳せて山口に参つて、久阪義助等を見て事を謀り、翌十月初日は世子長門守定廣公に謁し、退いて老職の益田右衛門介贈正四位 親知清水清太郎贈從四位とも會し、長州は藩議として國臣等の決策を贊助すること能はざる事情、並に七卿一行の主従、及び長州人の之に關係するは、藩議としては飽くまでも不可とする趣旨を詳かにすると共に、義舉の一事は長州も深く同情を表する所で、毫も強ひて妨ぐるの意思なく、適當の時機と手段とを得れば、また必ずしも援助を辭するもので無いことを知りまして、意愈々決し、欣然として三田尻に歸りました。

北垣は國臣の山口へ参つてをる間に、戸原卯橋と一緒に三條公へ謁しますと、公は彼の大和の中山は自分の同志で、その義舉は此方でも知つてをるから、到底傍觀は出来ない、如何な議論があつても、自分等のうちの一人は、但馬に出張するから、安心をして宜しい、それは心配するに及ばぬと言はれました。そこで北垣も戸原も深く感激しまして、戸原は此時始めて諸卿の一人に隨つて但馬へ行く意を決したのだと申します。然うして翌十月一日には、澤卿は北垣と戸原とを呼ばれまして、自ら脱走して但馬に赴かるゝよしを告げ、出發の用意を命ぜられたので、北垣は多田彌太郎を伴ひ富海に参つて、船宿の大和屋政助を頼み、三艘の快船を三田尻の間屋口に廻はすことを約し、三田尻に歸つてみると、國臣も山口より歸つてゐまして、山口では却々議論も多い所から、據なく久阪と相談をして、七卿中の一人御脱走と云ふことに極めたと申しまして、斯くて澤卿の脱走は決しました。

國臣は七卿の内より澤卿を奉じて元帥とする見込も立つて、愈々ふたゝび但馬を指して行くことになつたので、此歳

の秋、福岡を出る時から連れて處々を歩き廻はつた僕の熊藏にも暇を遣つて歸らしめ、それに幾通の書を持たせて、家の父親吉郎右衛門、尻に懇情を蒙つた重臣の矢野梅庵、野村望東尼、それから小田部龍右衛門中村哲藏戸田六郎等の諸友に贈り、最終の決心を告げて今生の暇乞を述べ、猶ほ月形洗藏鷹取養巴江上英之進淺香市作筑紫衛森安平等の同志に向ては、時勢を論じ名分を談じ、壯烈の意氣、俊爽の見解、永く千百年の後を照らすに足る文字を遺しました。

著者は、我勤王の志士が、忙劇多事定に想ひやらるゝ三田尻の滞留四日の間、猶ほ斯かる幾通の筆札を作るの一日を餘し得たのを見て、その風懷の多きに駭きます。

永 訣 狀 一

著者は我勤王の志士が、事破れ人捕はれ、やがて身を君國にさゝげた最終の苦節を述べむとして、今こゝに故郷の父親に贈つた永訣狀を先づ擧げて示すの機會を得ました。

これは國臣が三田尻を去つて但馬に赴く前一日、僕の熊藏をして齎らし歸らしめた幾通の書信の一つで、尻から世の人にも知られてをるものですが、幸にして當時の原本の猶ほ存するのを見たのは、著者の最も喜ぶ所であります。

從三田尻一翰啓上仕候。益々御泰然奉_レ恐悦_二候。一私儀去々月廿六日京師ヲ發但州へ罷下り候處、又々京町奉行手ヨリ同心其外トモ十人計、探索ニ入込候處、今以爲_二相知_一候者有_レ之、去月二十日之夜出立、山越ニ播州エ出、當所エ馳下り申候。尤兼而當所エ下り候義ハ、決策モ有_レ之、旁々右之通ニ御坐候。此方ニ而ハ、三條公ヲ初、御脱走之七卿方ニモ追々拜謁、且長門守殿ニモ拜謁、山口ニ三條公ヨリ被_レ命候御用ニテ、御馬拜借罷越、家老増田彈正清水

清太郎等エモ、追々出會仕候。最早此方ノ都合モ太概相調候ニ付、不日ニ但州エ罷歸リ、義兵ヲ學ケ、大和ノ應援、天下ノ大學ヲ促シ待候筈ニ御坐候。此事ハ多端ニテ難レ盡ニ紙筆、中旬迄ニハ必御耳ニ入候義可レ有ニ御坐候。就テハ熊藏儀、却テ邪魔ト存候間、暇遣シ指返シ申候。永々付添、心ヲ添吳候ニ付、今日迄召連候得共、大事之場ニ臨ミ候テハ入用無レ之、且親父カ心配、其身ノ不本意ト存シ、右之通ニ御坐候。親元へ御返シ可レ被レ下候。東西奔走候義ハ、此者ヨリ可ニ申上候。最早此期ニ臨ミ、天朝之御爲、一命ヲ抛候上ハ、再拜顔之儀無ニ覺東、萬一天運強候ハ、采幣ヲ執テ拜顔可レ仕候。唯々正名公行ヲ以、天下後世ニ鄙名ヲ輝シ候處ヲ御歡被レ下、是迄年來我儘不孝之罪ハ、山々御免可レ被レ爲レ下候。此後之模様ハ實功可レ奉レ入ニ御覽候。恐惶敬白。

平野二郎國臣

十月朔日

尊大人様

大和の義舉に應援して、勤王の兵を挙げ、且つ時勢の轉換を促さうとした趣旨、君國の爲に萬死を分として策を決した覺悟、自ら文字の間に炳焉としてをります。僕熊藏の素生や人と爲りは、前に述べましたが、斯かる一小奴のこと迄も顧慮して忽にしなかつたのは、萬事に周到で情の深かつた心掛も、幾分か窺ひ知られます。

國臣は年少このかたの親友小田部戸田中村にも永訣の書を贈りました。これは『大王にさゝげあましし我命今こそ捨る時は來にけれ』といふ歌を書き添へてあつたと聞けばかりで、仔細の内容は傳はつてゐませぬけれども、大概それと

推し料られます。

去る秋のはじめ、京都を指して立出る折、一夜語り明して別れを惜んだ平尾山の阿婆さんにも、同じく三首の歌を寄せました。

いく度かすてしいのちのけふまでも

のこるは神のたすけなるらん

大王にさゝげあましし我いのち

いまこそすつる時は來にけれ

いひやらん言のはぐさはしげけれど

筆にはえこそつくさどりけれ

皇十月朔

學習院書生

大 中 臣 國 臣

望 東 君

纔に三首の歌ですが、當時の心事は善く分りまして、皇十月朔と記して特に皇の一字を加へ、學習院書生大中臣國臣と署した所に無量の意義を留めてをります。

將に澤卿を奉じて走らむとする前一日で、忙劇多事の境に執つた匆々の筆、成る程それは餘る思を盡さなかつた筈で、旁々唯三首の歌ばかりを寄せたのでありませう。中の一首は、小田部戸田中村哲藏などに贈つた書にも書き添へてあつ

たと云ふし、月形鷹取江上などの同志に贈つた書にも見えてゐます。蓋し最も己の意を得た作で、斯くは人毎に寄せたものと思ひます。いかにも當時の心情もあらはれて好い歌であります。

それから夙に淺からぬ眷顧を蒙つた重臣の矢野梅庵に贈つた書は、これも原本は今已に見ることは出来ませぬが、梅庵の弟尋六郎と云ふ人の話によると、文言のあらまはしは、此度私共は朝廷のために愈々一芝居を思立つたに就ては、尊公は定めて幕府方からの討手として向はるゝで御坐らう。いづれ戦場に於て見参したいと云ふやうな意味であつたと申します。

矢野梅庵は相應に尊王の志を抱いた人で、筑前では勤王黨の領首と聞えまして、國臣も夙に出入をして眷顧を蒙りましたけれども、やはり公武合體論の一人で、幕府に對する態度は著しく違つて、説は常に合はなかつたので、斯かる意味のことを申したのでらうと云ふ話であります。

永訣狀 二

月形江上鷹取などの同志、即ち筑前で謂ふ所の勤王黨の錚々たる連中に寄せた書は、單刀直入して、我國に於ける君臣の名分は、獨り天皇と國民との間に存するを斷言し、大名と家來の關係は後の世の私事だと喝破し、月形鷹取はじめ一派の同志が、主従の關係を以て誤つて君臣の名分とし、動もすれば、殿様が如何だの黒田家が如何だのと申して、根本の朝廷を第二の地に置くの謂はれなきを、飽くまでも責め鳴らしたのは、最も俊偉の見解と確乎たる信念とが現はれてゐまして、その勤王の志士として鞠躬盡瘁した言論行動の由つて來る所も、自ら瞭然としてをります。

各君御壯健奉_レ賀候。天下之形勢定而御承知可_レ被_レ成如何御因循被_レ成候哉、臣子之忍ぶ所にては有_レ之間敷候。君臣ハ天地之公道、主従ハ後世之私事歟と發明仕候。六親叛而大孝顯れ、大道廢而有_二仁義_一ものに御坐候。天朝立て各藩立、

神州有て各國有、何ぞ其末に泥ミて其基本を助けざらんや。今日之急務、○之一つに在、鬼神も之を避ルト謂ハズヤ。區々として株鬼の小計ヲナスハ小人也愚俗也。謹而豪傑之實功を見給フベシ。不日ニ一軍之兵勢ヲ舉動し、天下之耳目を驚シテ可_レ入_二貴覽_一候。能目を拭耳を洗て十五日を待給へ。再會難_レ期。匆々頓首謹言。

皇 十月朔

平 野 二 郎 國 臣

- 鷹 取 養 巴 君
- 月 形 到 君
- 江 上 英 之 進 君
- 淺 香 市 作 君
- 筑 紫 守 君
- 森 安 平 君

其 外 英 傑 中

今しばし待てや都の花もみぢ

御幸ある世となさでやむべき

若芽さす春なからめや神無月

大内山は紅葉するとも

大王にさゝげあまし、我命

今こそ捨る時は來にけれ

五五〇

國臣が此書に於て、思切つて豪勁壯烈の言を吐き、感慨淋漓意氣軒昂の風を帯びてをるのは、蓋し當時の筑前藩情と、受信者たる一派の同志の態度とに交渉のあることで、内面に甚深の意義を含んでをります。今年の夏のはじめ、獄を出てより藩論の振作を謀つて餘力を遣さず、朝威の張ると共に、一時は筑前も勤王の議頗る行はれむとする模様を示しましたけれども、八月十八日の政變起るに及び、また忽ち動搖の色を生じ、形勢頓挫しました。そこで國臣は書を郷國の同志に寄せ、時事の急迫を告げ、驟起藩を脱して力を君國に致すを勧め、苦言最も勉めたので、同志の間また奮發して意を決し、藩を脱せむとする者もありましたが、月形等は反對し、藩國を棄て、王事に趨くのは却て義を失ひ道を誤り、臣子の爲すべき事でないとして抑留しましたから、藩を脱して三田尻へ奔つたのは、藤四郎堀六郎仙田淡三郎等の數人のみでした。此書の言ふ所は、斯かる消息とも交渉があります。

書中特に○を置いて一字を闕いたのは、蓋し斷の字で、受信者の熟慮反考に待つ趣旨からして故らに闕いたものと思はれます。旁々日付の上に皇の一字を加へたのも、此場合に於ては、或は偶然でなくて、特に主張する意味のあつたのかも知れませぬ。

然うして急言疾語の下忽ち一轉して、再會難期の四字を點じ來つた處、また終に永訣を告ぐるの書でありました。

澤宣嘉卿の脱走 一

文久三年十月二日の夜、國臣等は愈々澤主水正宣嘉卿を偷み出して三田尻を去りました。郷國の人に贈る幾通の永訣狀を書いて、僕熊藏を返した翌日に當ります。

此夜、船の用意も疾く整ふて隨行の支度も己に成りました。やがて夜深け人静まつて、豫ねて謀し合はせた時刻になると、國臣は藤四郎外二三の人を伴ひ、招賢閣の下に參つて佇み、澤卿今や出て來られるかと待ち受けましたが、暫しが間は寂然として然る様子もないので、或は障はることの出來て思ひ止られたのではあるまい歟と、人々いづれも心配をしてゐますと、やがて閣の内には人の徘徊するやうなけはいで足音がします。斯くと知つた國臣は、忽ち聲やはらかに「七尺の屏風おどらば豈どか踰えざらむ羅綾の袂ひかば豈どか斷れざらむ」と、古謡曲の一句をうたひました。

それと聞いて氣が勇まれたの歟、卿は窓の格子を推し除けて脱け出で、格子諸共に地へ落ち下られました。人々寄つて扶け起し、藤四郎は近う進んでいざ召せと背を向けて負ひまして、一同は前後を護衛し、直に濱邊を指して下り、急いで用意の船に乘りました。

此時國臣は錦の直垂に小櫻威の鎧を着けてゐたと記した書物もありますが、餘りに芝居めいた話で、如何だらうと思はれますけれども、そこは一風も二風も異はつた人物で、時分は夜中でも、古への物語に出さうな晴れの業をするのですから、或は何か目新しい装束をして參つたのかも分りませぬ。その咄嗟の間に古謡曲の一句を思ひついて謡ふあたりは、勿論これは此人特有の面目で、好し來たと早速背をさし向けて公卿さんを負ふて急いだのは、これも藤四郎でな

くは出来ぬ藝當でした。藤は後に姫島の獄を打破つて望東尼を救出す折にも、自ら主となつて働いて成功しましたが、筑前では随分人氣の悪い人ですけれども、斯かる活劇には是非居なくてはならぬ役者で、寔に面白い志士でありました。

それから國臣等が澤卿を偷み出して三田尻を去つた日は、恰も筑前の世子下野守長知公が、父君長溥公に代はつて力を國事に盡くさるゝつもりで、立花山城浦上信濃の兩家老、野村東馬立花采女の兩用人以下、いつもに異はつた多勢の供人數を随へて上洛せらるゝ途次、三田尻の近傍宮市の驛に到着せられたので、國臣も晝のうちにはお供人數に加はつてをる朋友知人とも會ひました。

八月の末、京都を立退く頃までは、猶ほ黒田家に仕籍もあつて、退京の事情を重役の久野一角に届けて置いたと云ふので、此頃も或は脱藩人ではなかつたかも知れませぬ。老職の立花山城は豫ねて親しく接見して議を獻じた人だし、また當時善く用ひられて機密に與つてをる喜多岡勇平も同じくお供をしまして、現に國臣と會ふたと云ふ話だけは残つてゐますから、或は他の權要の人にも謁して、何か多少申述べた位のことには無かつたにも限りませんが、然んな事蹟は別にあります。夜に入れば澤卿を偷み出して走らうとする大事の間際で、孰れにしても緩くりとして話をする餘暇はなかつた筈と思ひます。

前の日に書いて鷹取月形などに贈つた書中に、宛名の見えてをる一人森安平、その外尾崎惣助萬代安之進あたりの同志も、やはり供人數のうちにゐました。尾崎惣助は維新の後には、臻と稱した人で、近年になつて世を去られました。その話によると、國臣は供方の旅宿を訪ねて參つて、尾崎のをるのを見付け、聲を掛けて外に呼出しまして、辭短かに時事の切迫を説いて蹶起を勧め、猶ほ堀六郎と齋田要七との兩人は、已に我説に聞くことに爲つてをると云ふ話をして、

急いで立ち去つたと申します。

此日、國臣は英氣颯爽として馬に跨つて來ました。馬は蓋し例の三條前中納言實美公の馬でした。成程世子の旅館の前では、鞍を下りて敬意を表しましたが、以前の足輕の時のやうな風などは、思も寄らぬことであつて、それは昂然として立派な態度で、上下多勢の供人數の眼にも著しく映じた模様に聞えてをります。

これは多數の筑前人が、地行の名物男平野二郎の見納めで、國臣の方から申すと、余所ながら今生の暇乞をしたわけに爲りました。

澤宣嘉卿の脱走 二

國臣等は都合好く澤卿を偷み出して、即夜天氣の勝れぬのに、船頭を促し急いで三田尻を去りました。

三田尻の本港は道も近く便利も宜しいけれども、船の出入も多く自然人目を避けて行くには、都合が悪いので、間屋口と云ふ所から、北垣の手當をして置いた二艘の快船に、一同分れて打乗り、纜を解いたのは、夜深の二時頃でありました。

國臣北垣等と相盟ひ澤卿に従ふて同じく三田尻を出たもの二十七人。但馬の多田彌太郎、高橋甲太郎、伊豫の田岡俊三郎、深尾源次、水戸の川又左一郎、前木鉦次郎、關口泰次郎、大川藤藏、筑前の戸原卯橋、藤四郎、堀六郎、仙田淡三郎、尾張の三牧謙助、それに國臣と北垣と都合十六人、澤卿と共に第一船に乗りました。長州の河上彌市、白石廉作、長野熊之丞、久留晉三郎、和田小傳次、下瀬熊之進、井關英太郎、伊藤百合五郎、小田村信之進、及び氷田左衛門は、

第二船に乗りました。河上の僕熊藏を合はせ都べて十一人、氷田左衛門は素生來歴の善く分らぬ人で、或は變名かとも思ひますが、記録に見えてゐますから、暫く擧げて置きます。

此夜天色黒うして墨の如く、雨もふり風さへ起つて、航行頗る難儀でしたけれども、船頭舵夫を勵まして強ひて進み、翌三日の朝、上關に到る頃は、天氣の模様愈々悪くなつて、逆風に雨も降り募つて船が進まぬので、北垣と戸原とは、別に輕舟を僦ひ先發して急行し、一行は船を棄て、陸に上り、山中の間道を取り、四日の夜那珂に到り、五日は那珂を去り岩國を経て新湊に出ました。別に輕舟を僦ふて先發した北垣戸原の二人も、風波の爲に進行を妨げられ、大嶋に假泊をして、五日の朝、新湊でふたゝび一行に合しましたが、戸原は是より復た一行に加はり、北垣獨り先發して急ぎました。因州の大村辰之助と長州の西村清太郎との二人は、途より來つて加はり、第二船は十三人となりました。

一行は新湊で本船の回航して來るのを待受け、五日の夜また船に乗りまして、六日の朝は、天も晴れ風も順となつたので、始めて帆を揚げて新湊を出で、七日は終日藝備の海を走り、七日の夕方、始めて播州の網干に着きました。

二日の夜、招賢閣では、三條公の家臣森寺大和守が起き出で、外面の何となう尋常ならざる様子を訝かり、異はつたことは御坐らぬ歟と取調べてみると、澤卿が居られず、跡には書置を留めてあつたので、それと始めて分つて、大騒はぎとなりまして、それは追ひかけて連れ戻らではならぬと云ふことで、急いで快船の手當を命ぜられ、東久世四條の兩卿自ら出らるゝ評議に決しましたが、潮の工合が悪くて即時に出船の運びもつかず。翌三日の朝早く、眞木土方の二人を従へ、奇兵隊六十人ばかりを具して船を出し、終日追ひかけられましたけれども、到底追ひつかれる模様もないので、暮より船を返へし、夜半になつて三田尻へ歸り着かれました。此日錦小路頼徳卿は昨日より山口の方へ往つてをられる三條公へ報告の爲めに轟武兵衛を連れて往かれました。三條公は、定めて愈々うまく脱走したかなと、密に思はれたのでありませう。

たのでありませう。

土方楠左衛門の回天實記に見えてをります。

同二日、晴、平野山口より歸り、久阪義助山口より來る。三條公晝比より山口へ御越になる、水野丹後御供す。

是夜澤殿御脱走、諸藩浪士並奇兵隊の面々都合三十人許被_レ召具、御來船相成候由報知有_レ之、騒動不_レ大方_ニ候。

平野次郎内々請申筋有_レ之に付てなり。東久世殿四條殿御追跡可_レ相成_ニ旨に付、早船仕立候様申付候處、潮合不_レ

宜由にて、暫時御見合せ相成る。

同三日、晴、早朝兩卿御出掛相成り、自分眞木泉州と奇兵隊六十人許御供す。終日追懸候へども、終に不_レ及、暮

比より御引返、夜半比御歸着相成る。是日錦小路殿山口へ御越あり、轟御供なり。

東久世卿の公用雜記に錄せられた所も大同小異ですが、史談會速記録第六輯に、後の東久世伯と毛利家の編輯員中原邦平との間に問答せられた筆記も載せてあります。

中原君 それから三田尻御滞在中、平野が來て但馬の事をお説申したことがござります。其時は澤卿のみでなく、七卿ともあの一擧は御同意でござりましたか。

東久世伯 それは澤丈けの事で、けれども銀山の事件はやるが宜しいと云ふことは皆言ふた。四五人も居る者であるから、私共も行かうではないかと立つたが、さういふ輕舉暴動は善くないと云ふことでござりました。條公も御承知でもないでもなかつた、或は默許の様な………條公は湯田へ行かれて三田尻は留守であつたが、其前に條公には言ふて居つたので。

中原君 さうすると御前には御承知でござりましたか。

五五六

東久世伯 私は知つて居る、格子を取つて出して、後で格子を箆めて置いたのである。

中原君 あれから長州の有志が憤激して義擧するとか云ふ様なこともあつて、長州政府も六卿をば山口へお連れ申した様であります。

東久世伯 さう、諸國から入込むし山奥が宜いからと云ふことで、二三日逗留と云ふので氷上に移り、さうして逗留と云ふことになつた。

東久世伯も斯う言ふてをられるし、北垣も二十九日に三條公より自分等の中から一名は但馬に出張する、安心をせい心配に及ばぬと云ふ話を戸原卯橋と一緒に承はつたと申してゐます。旁々澤卿の脱走は他の諸卿も豫め納得せられたので、唯長州の政廳の異議を顧慮して、全く關係のない體を装はれたものと見えます。

大和義擧の敗聞と進退の論議

澤卿一行の船は、五日の夜に新湊を出で、藝備の海を走ること三日三夜、八日の午後始めて播州の網干に着きました。初は飾摩の津に入る豫定でしたが、海上に思の外の日敷を費し、その後の事情も全く分らぬので、先づ赤穂の城下に近い網干へ船を乗り入れまして、國臣は藤四郎を伴ふて上陸し、赤穂の市中を徘徊して、それとはなしに世間の動靜や、大和の消息を聞繕ふてみると、五條の義徒は先月の末に悉く打負け、或は討たれ或は捕はれ、大將の中山卿も行方知れ

ず落失せられたと云ふ噂區々ですから、大に驚いて望を失ひましたが、何分にも世上の風聞で取留めた話でもないので、猶ほ確としたことを問ひ質したいと思ひまして、室津の港の穂積なにがしと云ふは、姫路の志士として名を稱せらるゝ河合惣兵衛の一黨で、相應の心掛もある人と豫ねて聞及んでをる所から、態々訪ねて往つて大和の模様いかにと話をしてみると、討たれた人や捕はれた人の名前なども粗ぼ分つて、赤穂の市中で耳にした噂は全く事實でありました。

國臣と藤とは、斯くと聞いて愈々驚きまして、兎も角も今は早速評議をして此間に處するの策を講ずる外はないので、二人は直に飾摩の方へ參つて、港口より五六町ある新町に、一行の旅館の手當をして、二里を隔つる網干へは、使をやつて急ぎ飾摩へ廻船あるべき旨を告げ、斯くて待つてをりますと、翌九日の夕方になつて船は廻はつて來ました。

國臣は出で、迎へ、船を換へて川を遡ること五六町、取り敢へず新町の旅館に請じ入れまして、座定まり食終はるを待ち、大和の義擧は已に悉く破れて了つた次第を語り、是より後の措置を相談に及びました。一行の落膽失望は申す迄もありませぬ。

國臣は大和の義擧斯の如く已に破れて了つては、豫ねて談合した見込も全く齟齬を生じ、今は但馬に入つて義擧を企はだてゝも、志を遂げる望はない。さればとて此儘ふたゝび三田尻に歸ることも叶ひ難ければ、残念ながら二人三人づゝ思々に別れて諸所に隠れ忍び、更に時機を見て事を起すより外に良策はなからうと云ふ意見を述べました。思慮あるものは、孰れも心の内に賛同する模様でしたが、河上彌市と戸原卯橋とは、それは以の外だと反對しまして、一旦志を決して出て來たものを、大和の敗軍に聞怖して逃げ隠るゝのは思も寄らぬ。但馬には義徒も多いと云ふから、往いて兵を擧ぐるが宜しい。それでも勝利を得なければ、潔く打死を遂げて名を後世に残すばかりだ、斯くてこそ男子の本懐であると主張しまして、飽くまでも解散の説を容るゝ色はなく、少壯血氣の面々、また皆然うだ然うだと云ふ勢で、如何

しても抑制せらるゝ道はありませぬでした。

此時新湊より先發した北垣晋太郎が、野村和作松田正人の書を齎らして參つて、大和の義擧の潰敗した事實と、京都の同志の意見とを告げ、今は暫く解散して時機を待つ餘儀ないことを述べましたけれども、河上戸原等は固く執つて頑として聞入れませぬでした。

北垣は五日の朝、周防の新湊より一行に別れ、快舟を買ふて先發し、七日飾摩津より上陸し、但馬を指して急行する途次、屋形に於て進藤俊三郎に行會ひまして、その京都より野村松田の書を帶びて歸來し、本多小太郎と同じく屋形にゐた所からして、始めて大和の義擧の已に全く潰敗したことを知りました。野村松田は土佐の池内藏太が大和より逃げて來て事情を告げ、また平岡四郎後の北島博房も入京して田中軍太郎に語つたので、早く義擧の潰敗を審かにし、意を進藤に授け書を齎らし歸らして但馬の事を見合はする策を取らしめ、澤卿はふたゝび三田尻に下らるゝ都合にもなるまいから、これは暫く因州に入つて潜居せられ、多數の同志中身を處する道の無いものは、走つて大阪の長州屋敷に投ずるが宜しいと云ふ意見でした。そこで北垣は本多進藤と相談をしまして、進藤は但馬に歸つて善後の措置を爲すことゝし、北垣は廻りて飾摩に到り、澤卿一行の船は網干にあるを聞き、轉じて網干に往つてみると、また船は飾摩を指して去つた後ですから、ふたゝび飾摩の方へ回つて、此夜始めて一行と會ひまして、進藤の齎らして歸つた書を出して、野村松田等の意見を告げ、澤卿は二三の近習を従へ、去つて暫く因州に赴かれ、他は分散して時機を待つ得策なるを述べ、豫定の通り但馬に入つて事を擧ぐるのは何の詮なきことを申しますけれども、河上戸原の二人は如何しても納得しませぬ。國臣また野村松田の意見を最も機宜に適した策として、北垣の説を賛成しましたが、戸原河上は何と言ふても聞入れず、少壯血氣の面々孰れも二人に同意して動かぬので、結局進退の決定は澤卿の裁斷如何となりました。然るに、澤

卿は一人進んで義に殉すれば、志を繼ぐもの十人興り、十人進んで義に殉すれば、志を繼ぐもの百人興る。事の成敗は今必ずしも問はぬ。唯衆と俱に進んで斃るゝのみと言はれたので、戸原河上の説が終に行はれました。

一行中の川又左一郎大川藤藏の二人は、此時澤卿が親近の人へ、予を奉じ進んで事を擧げむとする人々に向つて退歩の議を言ふことは出来ぬ。寔に餘儀ない事情だと、密に苦衷を洩らされたよしを聞きまして、今一たび河上等を見て相談をしようと思いましたが、進發の事已に全く決して意を達せず、據なく強ひて同行したのだと申します。然うして考へると、此時の進退は蓋し河上戸原の主張強くして制するに由なく、澤卿も已むを得ずして従はれたもので、數日後、その忽ち烏合の豪傑を棄て、夜遁げの奇劇を演ぜられたのも、深く怪むに足らぬわけでありました。

但馬の義擧と計劃の遺算

十日、國臣は夜來の決議を未だ盡くさずと爲し、此日更に評議をするつもりでしたが、河上戸原等は、夜の猶ほ明けないうちより、早く船の支度を命じて川を遡るので、衆も勢留まり難く、分れて三國となり、後先して川を遡り、密に姫路の傍を通り、但馬を指して進みました。國臣は衆と別れ獨り後れて暫く新町に留りました。

北垣は衆と偕に新町を出しましたが、行先のこと、猶ほ心配に堪へぬので、途中より船を下り、急行して仁生野に到り、本多小太郎に會ふて事情を語り、一行を遮り止めむことを相談しますと、本多また固より同意をしまして、一行の船の來り着くのを迎へ、今は但馬に入つて事を擧ぐるも萬成就する見込のないわけを述べて切言しました。衆は耳を傾くる模様もなく、威焰甚だ壯で、本多北垣の背後には、斯かる怯懦の説を爲すものは、先づ斬つて棄てよと暴言

を放つ人さえありました。本多も怫然として色を作しましたが、形勢また如何とも爲し難きを知りまして、但馬に入つて咄嗟暴發するやうでは、大事忽ち破るゝを説き、今後の行動は、勉めて地方人の意見を用ひられたいと申しまして、北垣諸共に先導となり、此夜は屋形に至つて宿りました。屋形は但馬の生野を距ること三里半の所であります。

元來國臣等が、浮浪の志士を糾合し、地方の農兵を募集し、事を但馬の邊隅に起さうと企はだてた第一の目的は、前にも述べた通、先づ大和義擧の同志に聲援を與へて東西相策應し、自ら導火線と爲つて時局轉換を促成するにあつたので、已等の決擧の後には、七卿主従の一團と長州人との大活動の行はるゝのを期待してゐました。顧ふに、八月十八日の政變の當時は、一般の長州人も、憤激の情さながら烈火の如く、概ね皆即時に大兵を擧げて君側の姦を掃ひ、七卿を擁護して朝議の復正を謀るの意を抱かざるはなく、留りて京都大阪の間にあるものは、最も急激の計劃を立てました。是れ村田次郎三郎野村和作が松田正人等と相謀り、京都大阪より同志を派遣し兵仗を供給して相當の援助を與ふるを約し、頻に但馬の義擧を慫慂した所以で、國臣等の計劃も、主として此間の事情と關係してをります。前月の中旬に、北垣西村の二人が、藝州の田中軍太郎と同行して但馬に入り、大和の同志に應援するの急務を説き、速に義擧の決策を促した時の報告では、烏丸大納言豊岡大藏卿は有栖川宮の令旨を申し下され、六十餘名の浮浪の志士と、松田正人等二十餘名の因州人とは、但馬に參つて加勢をするし、大阪の長州屋敷より兵仗の供給もすれば、長州藩主敬親公父子は、七卿と相提携し、大兵を擧げて上洛せらるゝと云ふのですから、衆の意氣は方に振ひまして、策を決し義擧の期を定めたのでした。當時自ら此報告を聞いて奮起した入江八千兵衛などは、五十年の後になつて、猶ほ此報告の虚構であつたことを唱へまして、遊説者の巧言としてゐましたが、善く當時の眞相を究めてみると、此報告には、相當の根據も理由もあつて、必ずしも遊説者の一時虚構した説とは認められませぬ。謂ふ所の六十餘名の浮浪の志士は、翌元治元年の六月、

宮部鼎藏吉田稔麿等が用ひて事を擧げやうとして、池田屋の事變を生じた八十餘人の黨與と種類を同うした志士で、八月十八日の政變以後は、絶えず近畿の地方を出没してをりました。松田正人等の一派二十餘人の全く空言でなかつたのは、生野の事起つた時、兵仗の輸送や同志の救護等に種々の助力を與へた因州人の行動より見ても分ります。野村和作が大阪の長州屋敷より兵仗を供給する約諾の實行せられなかつたのは、急に相談をして但馬の義擧を見合はすることに決した故で、始より實行の誠意なくして、約諾をしたものとは全く違ふてゐます。野村等の評議をして、但馬の義擧を見合はすことを決したのは、本國防長の内部に種々の事情を生じ、斯かる急激の行動を援助するは、最も困難を感じた爲でありました。

國臣等が澤卿を奉じて三田尻を去つた十月二日に、下野の岸上弘贈正五位安臣、此時野田四郎と稱す、肥後の宮部春藏鼎藏の弟、贈從五位増忠、此時田代五郎と稱すの二人は、京都より來つて但馬に入り、中島太郎兵衛、太田六右衛門、入江八千兵衛、小山六左衛門と相見て、京攝の事情を告げ、暫く義擧を見合はせむことを求めましたけれども、各自十九日を以て決定した部署に就き、國臣北垣も己に西を指して出た後で、但馬に在る同志ばかりでは如何とも措置し難いので、岸上は此事情を報告する爲め京都へ歸り、宮部は狀を國臣等に告げ、善後の策を議するつもりで、三田尻を指して急行しましたが、此時國臣等は己に三田尻を去つてゐたので、途中に翻歸して意を遂げませぬでした。

國臣は三田尻に到りて、防長の藩論が、急發輕動の策に出るを好まいで、飽くまでも慎重の態度を取るを旨とし、京攝の間に在る野村和作村田次郎三郎等の企圖とは、頗る相違してをるのを認めましたけれども、適當の時機と手段とを得るに於ては、亦た必ずしも相應の援助を與ふるを辭せぬことを知りまして、同時に大舉東上の策は、三條公はじめ諸卿と隨從の志士との専ら計畫してをる所で、防長人の間また此説を贊する人の多いのを審にしました。然うして但馬に

事を起すのは、獨り大和の同志に聲援を與ふる許りでなく、或は長州の大舉東上を促すの動機ともならうと思ひまして、旁々少壯の一團を伴ひ、澤卿を擁して三田尻を去つたのであります。

ところが今や大和の義舉は全く潰敗し、主將中山前侍従の行方も分らぬと云ふ事實始めて明白となり、但馬に於て急いで兵を擧ぐる最要の目的は、こゝに大なる遺算を生じました。抑々同志の糾合は、大和の應援を謀るを第一の趣旨とし、始めて勤王の兵を興した義徒の滅亡を傍觀するに忍びないから、俱に斃るゝまでも事を擧げて應援をしようと思ふのでした。

然るに大和の義舉は、事態已に斯くの如く、全く潰敗して了つて、京都の同志も、一先づ見合せよと云ふ意見であるし、地方の人もやはり然うだとすると、但馬に入つて事を擧げて、何の望もないことは分り切つてゐます。そこで國臣は専ら解散の議を立てたのですが、戸原河上はじめ少壯血氣の輩は、飽くまでも反對の説を唱へ、澤卿また同意をせられたので、國臣の議は終に行はれませんでした。

戸原河上等は主となつて衆を率ゐ澤卿を擁し、天の猶ほ明けないうちに、早く船を命じ、さつ／＼と川を遡り行く勢となつて、國臣は暫く新町の旅館に留つて苦心焦慮しましたが、事情こゝに及んでは、勿論それは別に好き工夫もつき兼ねます。自ら澤卿を説き人々を誘ふて參つた形行からして、義固より棄て去つて、獨り自ら全ふすることは出来ませぬ。據なく急いで衆の後を慕ひ、一日後れて追ひつき、斯くてみす／＼萬成算のない死地に投じました。此間の國臣の心事は、寔に諒とせらるゝのであります。

但馬の義舉 一

十月十日の朝早く、新町の旅館を出で、川を遡つた澤卿の一行は、仁生野より船を棄て、此夜は屋形に宿りまして、翌十一日は京都の貴人姉小路五郎丸の主従だと稱し、藝州藩の門閥月本將監の家臣高田七助山田助八郎の名義を以て、通行の先觸狀を發し、沿道の宿驛に人馬の準備を命じ、一通りの行列を整へて屋形を出で、進むこと三里餘、先づ生野近郊の森垣村に着きました。

森垣村は猶ほ播州神東郡の域内ですけれども、生野町を距ること十餘町で、こゝに延應寺と云ふ寺があります。本多小太郎小山六左衛門は嘗て此寺の住持に内談をして置いたと云ふので、白石廉作と川又左一郎とは先づ往つて住持を訪ひ、豫ねて本多小山の二人より相談をした京都の貴人姉小路五郎丸殿今日來着せられた趣を告げ、生野の代官所に掛合ひ、相當の旅館の都合調ふまで、暫く休息の席を貸されたいと申し込みますと、住持は前以て聞いてをること、何の懸念もなく快く承諾しました。

然うすると間もなく、三十人ばかりの一行、下に居ろ々々々と聲をかけて入つて來て客座敷へ押通りました。主將と覺しき人は、烏帽子狩衣の装束、おのづから威容もあつて、尋常の貴人とも見えず、附き隨ふ面々、いづれも野袴を着け長刀を横へ、或は鐵砲を携へたものをれば、穂槍を杖づいたのもゐまして、世の常の行列とも思はれぬで、住持は膽を潰ぶして驚天し、これこそ噂に聞いた大和の落武者中山卿の一行ではあるまい歟と恐れ戦いて狼狽へましたが、今更斷はり得る事情でもないので、唯震ひあがつてゐたと云ふ話であります。

此朝國臣も追ひついて一行に加はりまして、延應寺に入ると、中島太郎兵衛、太田六右衛門、小山六左衛門、西村彌右衛門、宮本采女、西村庄兵衛、習田甚兵衛、吉井定七はじめ、美玉三平、入江八千兵衛なども、追々馳せつけて來れば、伊藤龍太郎も劍道の門人十五名を連れて來まして、一行に加はりました。併しながら、但馬では、京都の方の報告に依り、義學の策は一先づ全く見合はされたものと解し、諸種の準備をも停止してゐたので、澤卿一行の急に來着せられたのを聞いて驚くと共に、澤卿の一行は延應寺に着いて、來り集る人數の思の外に少く、且つ兵仗等の用意の全く調ふてをらぬのを知つて、大に望を失ひ、斯くては事を擧げても詮なければ寧ろ解散するのが宜しいとの説ふたゝび起りましたが、戸原河上等は、依然として縱令斃れても一たびは事を擧げねばならぬと唱へまして、進んで生野の代官所に迫らうとします。そこで國臣は澤卿に相談をしまして、本多小太郎を案内として白石廉作と川又左一郎とを遣り、澤卿の書を齎らし、先づ往いて代官所を借り、澤卿の旅館とすることを謀らしめました。

元來但馬の義學に與つた地方の同志は、概ね皆代官所支配の公役を奉ずる農商で、代官以下の役人は、平素より幕府の職員として、同志の深く尊敬もすれば親昵もする人でした。就中代官の川上猪太郎は、豫ねて尊王の志を抱いてゐたと稱せらるゝ相應の人物で、且つ政治も宜きを得て頗る人望がありました。密に旨を屬僚に授けて農兵の組織を贊助し、また美玉三平及び國臣等を物色する捕手の耳目を障へ、陰に同志を庇保したことは、猶ほ極めて新な事實です。旁地方の同志と代官所との關係は、最も圓滑で、大和の義學の始に於ける五條の代官鈴木源内とは、固より同視せられませぬ。殊に本多小太郎は素と江州の産ですけども、久しく但馬にゐまして代官所の信任を受け、情誼の甚だ深い間柄でした。然うして此時川上は備中倉敷の代官所に赴いて生野には居りませぬでした。

そこで代官所を借りて澤卿の旅館とする評議となりまして、白石と川又とが使命を受けますと、本多は代官所の武井

庄三郎を己の旅宿姫路屋に請じ、密に事情を語つて相談をしました。武井は最も難色を帯びて、澤卿の表向の書を受領して取計ふとすれば、自ら相當の手續をして上の役所へ申出て認可を経なければならぬので、事甚だ面倒で難しい。寧ろ我等限りの周旋で適當の旅館を撰定し、滞留の便利を謀るのが宜しい。必ずしも強ひて代官所を借らるゝ必要はあるまい。唯暫く滞留せらるゝに足るならば、何處でも可からうと申しました。白石川又の二人また然うだと同意をして、延應寺に歸つて復命をしますと、澤卿等も納得して之を容れ、名を生野の見物に托し、衆を率ゐて延應寺を出で、武井の撰定した富豪丹波屋五郎右衛門の家に移られたのは、此日の晩景でありました。

時に澤卿は猶ほ姉小路五郎丸と稱し、國臣は佐々木將監と稱し、河上は南八郎と稱し、此他にも多くは思々假稱の氏名を用ひました。

斯くて澤卿以下悉く生野の旅館に移されましたが、戸原河上等は猶ほ足れりとしませぬ。飽くまでも代官所を奪ひ取つて本營とし、據りて直に兵を擧げむとし、國臣等は、暫く穩かに事を處して時機を待つが可いと申しまして、此夜硬論軟論また紛々として起り、國臣と戸原とは、互に激語を放つて相争ひ、怒聲外に聞ゆるの有様となつて、澤卿は裁決が出来ないのに困つて窘窮の餘り、自ら腹を屠つて死なうと言はれたと云ふ程のことでした。

然うして硬論終に勝を制し、事を擧ぐるの議行はれまして、河上彌市は自ら部兵十人を率ゐて即時に蹶起し、代官所の正門を犯して侵入し、露刃を以て元締役の江川藤七郎を取圍み、直に家屋を明け渡し、且つ蓄ふる所の金穀武具を出さむことを迫りました。事變急に發して江川は如何する道もありませぬから、河上の言ふがまゝに都べて承諾しまして役所の内の文書は、他に移して保護を加ふるの自由と、兒女僕隸をして衣服調度を携帶して去らしむる猶豫とを求めました。河上等また悉く承諾し、その處置略ぼ了はるを待つて、全く代官所を占領し、狀を告げて澤卿を迎へたのは十二

日の曉でありました。澤卿は衆を率ゐて代官所に入り、定めて本陣とせられました。

五六六

是に於て、代官所の蓄ふる所を吟味し、鎧兜上下五十三具、鐵砲五十挺、大筒三挺、槍三十一筋、薙刀五振、乘馬一頭、並に金一千三百五十兩、米五十石を收め、同時に町内の商人を呼び出して、急に旗幟紋章の類を製せしめ、また米鹽酒醬の調達を命じ、斯くて陣營の形は稍や初めて成りました。

代官所の屬僚使丁、また概ね衆の意圖を承順し、勉めて事を處理しました。これは必ずしも獨り衆の威力を畏れた許ではなく、隣近諸侯の來援を待つの間、成るべく暴發の災害を避くるの趣意より出たのだと申します。

後日になつて、代官川上猪太郎の報告した文書によると、唯金千三百五十兩と米五十石とを交付した様になつてゐますが、併せて所藏の武具を提供したのも事實でした。騷動鎮定の後、此種の武具は概ね代官所に復歸したので、報告には除外したのかとも思はれます。國臣河上等の一時着用した鎧兜の頗る美しかつたと云ふ話の残つてゐるも、此時收容したものと見えます。

國臣は始より解散の議を立て、前夜までも勉めて溫和の措置を説きましたけれども、事態の決裂こゝに至つては、萬死の大拙策を取つて、義を唱へ兵を擧げ、澤卿の最後に殉するの一途を餘すのみとなりました。これ寔に騎虎の勢止むべくもなかつたのであります。

但馬の義舉 二

十二日、今や事態己に斯の如く、義舉の決行到庭己むべからざる勢となつたので、一同は此日より急いで手を著け、

農兵の招募と輜重の經理とを謀りました。

先づ命を傳へて近傍諸村の庄屋組頭長百姓等を本營に集め、澤卿は營中の士四十餘人を陪座せしめ、威儀を整へて衆を引見し、自ら大意を告げられ、國臣は續いて公然卿の名を署された諭告文を朗讀し、猶ほ口頭を以て、幕府が數ば天皇の詔に背き、深く宸襟を惱ませ給ふよしを説き、守護職松平肥後守等が、朝旨を矯めて正論の諸公卿を退け、御親兵を追ひ退けた爲め、今や天皇は姦賊の中に孤立し給ふことに及び、皇國の臣民たらむ者、身命を擲つて報効を謀るは唯此時にあれば、早く馳せ集つて大義を體し王事に勤めねばならぬと諭し、また衆は是より幕府の管領を解いて朝廷の直轄せらるゝ臣民とし、地租は暫く半減し、帯刀は自由に任かするを告げ、衆は唯々として畏つて退きました。然うして農兵の招募を擔當したものは、思々に諸村落の間を奔走しまして、或は事理を説き或は脅威を加へて促したので、遠近相傳へて號令を奉じ、或は金穀を獻じ或は勞役を供して來り集り、競ふて志を致し力を盡くすもの、頓て數百人となり軍容漸く成り、人心また頗る振ひました。澤卿一同と評議をせられまして、各自の職掌を定め内外の任務を分たれました。國臣は多田彌太郎、河上彌市と共に評定衆の名を帯びて澤卿の帷幕に參謀となり、機務は國臣主として當りました。美玉三平、中島太郎兵衛、本多小太郎は節制方となつて農兵の指揮に任じ、戸原卯橋は専ら器械方の事務を管し、北垣晋太郎、黒田與一郎、太田悟一郎、長會我部太七郎等は、農兵招募の事に當り、小國謙藏、小川愛之助等數人は、兵糧方となりました。小國小川は代官所の地役人でしたが、猶ほ糧食給養の事に當りました。藤四郎、三牧謙助は書役の名を以て文書の往復を掌り、高橋甲太郎、田岡俊三郎、深尾源次は、漂卿の近習になり、入江八千兵衛も、薙刀持として澤卿に近侍しました。

此外また各々擔當する所がありまして、進藤俊三郎は、野村松田の意を受け、義舉は一先づ見合はせらるゝつもりで